

平成30年第3回東大和市議会定例会会議録第18号

平成30年9月7日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
総務管財課長	岩本尚史君	市民課長	山田茂人君
産業振興課長	小川泉君	地域振興課長	大法努君

青少年課長 新海隆弘君
障害福祉課長 小川則之君
建築課長 中橋健君
学校教育部副参事 吉岡琢真君
中央公民館長 尾又恵子君

福祉部副参事 原里美君
健康課長 志村明子君
教育総務課長 石川博隆君
社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 昨日に続き、19番、東口正美議員の一般質問を行います。

○19番（東口正美君） おはようございます。

昨日に続き、一般質問させていただきます。

昨日は大変に丁寧な御答弁、ありがとうございました。

今回は、第7期介護保険事業計画書を拝見しながら、また第6期を振り返りながら質問をさせていただきました。この計画書の——議事録が解説書になればいいなという思いで質問をさせていただきました、丁寧な御答弁をいただきました。改めて、この6期、7期をかけて東大和市における地域包括ケアシステムの地域資源が充実してきたことを確認をさせていただきました。

一方で、じゃその情報が市民にどれだけわかりやすく伝わっているのか、市民の安心のために正しい情報が伝わっているのかというところに一つ疑問がありまして、質問をさせていただいてるわけでございます。私自身も厚生文教委員会といたしまして、この地域包括ケアシステムということを所管事務調査に掲げさせて、取り組みをさせていただきました。最近では、テレビを見ていても、この地域包括ケアシステムという言葉聞くようになりましたし、またこの説明に当たっては答弁にもあるとおり、高齢者が住みなれた地域で医療、介護予防、住まい、生活支援など、包括的に、このフレーズを何回も聞いてきましたし、私も言ってきました。しかし、これが地域包括ケアシステムの市民にとって必要な情報が届いているのかというと、そうではないのではないかなというふうに思っています。

今回の質問で、今市民の人たちが、この地域包括ケアシステムについて、どのように理解をしているのかということ、認識しているのかというところの答弁が、ちょっとなかったかなというふうに思っているのもう一度そこを聞かせてもらいたいのと、この理解を深めるために、ともに生きるまちづくりフォーラムというのを行ったと言っておりましたので、もう一度このことが書かれてる市報の記事を確認をしたんですけども、この記事の中に地域包括ケアシステムという言葉、一言も書かれていなくて、それでこのケアシステムのこの理解を深めていくというのは何か別の意図があるのか、ちょっとその辺も含めてお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 地域包括ケアシステムの市民への理解と、それからフォーラムのことについて御質問いただきました。

私どもは、この地域包括ケアシステムというものは、医療と介護、それから生活支援、住まい、そういったものが高齢者に包括的に提供されて、住みなれた地域で生活を継続できると、こういうシステムでございますので、まずは医療機関、あるいは介護事業所、そういったところの方に、この考え方を理解し、そして連携を図っていただくということから、地域包括ケア推進会議、あるいは多職種連携研修というものを開催いたしました。

市民への理解のほうでございますが、昨年、確かにフォーラムというのを開きまして、そのときに市報のほうには確かに地域包括ケアシステムという言葉は記載されておりませんが、今の東大和の現状の説明を私のほうからさせていただきます、その中で地域包括ケアシステムも、簡単でございますけれども、御説明させていただきます。この地域包括ケアシステムという考え方は、言葉、定義で説明してしまうと極めて抽象的でございます、なかなかぴんとこない部分がございます。私どもも一般の市民に説明するときには、それも意識しております、余りそこは深く説明せずに、そのフォーラムの後のミニフォーラムですとか、あるいは学習会、こういったところでその具体的な社会資源とその活用の仕方、発掘の仕方、それから連携ですね、医療と介護の連携、そういったものを少しずつ市民の方に学習していただきまして、地域包括ケアシステムの全体像を徐々に理解していただきたいと、こういう形で取り組んでおります。

以上であります。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今参事も言っていたように、非常に抽象的であるということでございます。ただ、今というか、人は誰もこの生老病死の流れから逃れることができないわけでございます。それが人生50年だったときと、人生80年だったときと、これから人生100年に向かうときに当たって、今2025年問題って言われてますけれども、そこに突入していく、今までどおり最後は病院、最後は施設ということができののかできないのか。また、人生100年になったときに、それが個人において一番安心な生活の仕方なのかということも含めたときに、地域包括ケアシステム、もっと住みなれた地域で医療と介護を受けても暮らせるんだというものを示していくというのは、非常に抽象的なことなので、「はい、病院ができます」、「はい、施設ができます」ということは簡単に説明できても、なかなかそこはできないのかなというふうに思いますので、そういう意味でも一つ一つの取り組みが、みんなが安心して長生きできる社会なんだということを示していくということは、この地域包括ケアシステムという言葉が浸透していくのかどうかということが、参事が言ったようにいいのかどうかということもありますけれども、そのやはり在宅医療・介護連携、医療、介護が今まで連携していなかったけれども、連携していくんだということが、まずはわかっていただきまして、地域で、自宅で過ごせる時間を長くというようなことが伝わっていくような工夫が必要かなというふうに思います。

厚生労働省の資料を見ますと、2009年、最期を迎える場所は7割から8割の方が病院で、自宅で最期を迎える方は10%程度、2009年の時点で施設でみとりを受けてる方は9%というふうに出ておりまして、ここで介護の保険法が見直されて、施設でみとり加算なんかも出てきて、少し施設がふえてくるかなというふうに思うんですけど、じゃそれを今のこれから80年、人生80年、100年と言われるところに、今までどおりのことのできるのかということ、やっぱりともどもに問題意識として持ちながら、どういうことを形成していけばいいのかというようなことを、やはり地域包括ケアシステムは考えながら進んでるということ、市民にわかりやすい情報提供をしてもらいたいなということを思っておりますので、何とぞよろしく願います。

それでは、一つ一つの政策について細かく聞かせていただきたいと思っております。

まず一番のかなめであるこの在宅医療・介護連携について、多職種連携の御説明をいただきましたけれども、ちなみにこれは多職種といいますけれども、どれぐらいの職種の方が何人ぐらい参加して、具体的にはどのような研修を行っているのでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 多職種連携研修会の参加者につきましては、医療関係者では医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、医療ソーシャルワーカーの方などが参加されています。介護関係者では、介護老人

福祉施設、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問リハビリテーション事業所などのケアマネジャーや介護専門員の方、そのほか民生委員の方、立川保健所、高齢者ほっと支援センターの職員などが参加しております。毎回およそ80人から100人の方が一堂に会して研修を受けております。今年度は2回の研修を予定しておりますが、第1回目は先週の土曜日、9月1日に東京都東大和市歯科医師会の歯科医師の先生による口腔ケアについての講義と実習を行いました。参加人数は約80人でした。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今聞いただけでも、すごい圧巻な研修会が行われてるなということがわかりまして、こういうことも市民の皆様にも、こうやって多職種の人たちが連携してますよって、いざというときにみんなが協力してくれますよというようなことが伝わるような工夫をしてもらいたいと思いますし、例えばこういう研修会、市民の方が傍聴するようなことができたりはするのでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 多職種連携研修会の市民の方の傍聴についてでございますが、専門職の方向けのということで研修を行ってますので、今のところそちらは考えておりません。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

いずれにしても、このことは大変画期的なことではありますので、大いに宣伝していただいて、市民の皆様にも情報提供をお願いできればと思います。

続きまして、東大和市地域包括ケア推進会議及び専門部会についても聞かせていただきました。この事業に対しては、会議の名前が非常に似ていて、名前を聞いただけでは何をしてるのかがよくわからないなというのが一つ問題としてあるんじゃないかなと思いますけれども、今回改めて4つの専門部会、在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援体制整備、地域ケア会議というこの4つの専門部会が23名によって形成されているということがわかりましたので、この会議を、27年10月からというふうに答弁ありましたけれども、どれぐらいの頻度で、ここで話し合いがされている内容、またここで出てくる課題、またその課題の解決のため、今どのような取り組みがされているのかお聞かせください。

○福祉部副参事（原 里美君） 地域包括ケア推進会議と、その専門部会についてでございますが、地域包括ケア推進会議は28年1月から3年の任期で23名の委員の方で行っています。年間に2回ほど、年に2回会議を実施してまして、こちらは親会といいまして、部会を取りまとめるという役割もありますので、会議の内容としましては、地域包括ケアシステムについての説明、各専門部会の報告、その報告についての対する意見交換などを行っています。

4つの専門部会については、年間3回ほど専門の内容について検討を行っていますが、今まで各部会で話し合われた内容ですが、まず在宅医療・介護連携推進部会では、介護サービス事業所、医療機関マップの作成について、ICTネットワークやアドバンス・ケア・プランニングについて話し合われました。

次に、地域ケア会議部会では、地域ケア会議のあり方について、地区別地域ケア会議の議題についてなどが話し合われました。

次に、認知症対策推進部会では、東大和市認知症ケアパスの作成について、認知症初期集中支援チームについて話し合われました。

次に、生活支援体制整備推進部会では、社会資源マップの作成について、第2層協議体設置に向けた取り組みについてなどが話し合われました。

専門部会での検討内容や実施内容は、先ほど申しましたとおり地域包括ケア推進会議において報告し、多職種による意見交換や情報共有を行っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） こちらも顔を合わせた形で問題に取り組んでいるということが、緒についてスタートしていることを確認させていただきました。

続きまして、総合事業の現状と課題について伺います。

こちらから24年度から新たな制度がスタートしておりますので、その部分を詳しく教えていただければと思いますけれども、ここでは今まで国基準のサービスだったのが、市独自の基準による緩和型のこのサービスが提供されるようになったと思うんですけども、これが従来とどのように違うのか、またこの答弁の中では人材不足ということも言われておりますけれども、この点についてもう少し教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） 総合事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業には、国が一律に基準を定めていた国基準相当サービスのほか、市の実情に応じて設ける緩和型サービスがございます。緩和型サービスには、身体介護を除くお料理やお掃除、お買い物などの生活援助サービスを提供する訪問緩和型サービスがございます。介護保険の従来のサービスでは、身体介護サービスと生活援助サービスはセットで提供することになっておりましたが、訪問緩和型サービスの 신설により、身体介護の必要のない方に対し、生活援助サービスのみの提供が可能になりました。要支援の方に対する介護サービスは、ケアマネジャーが利用者と相談した上で作成したケアプランに基づきサービスを受けることになります。新しいサービスの開始時には、説明会により事業所に対しサービスの説明をして、ケアマネジャーに周知しております。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護人材不足と、この総合事業に関することでお答えいたします。

私ども先ほど説明がありましたとおり、総合事業において緩和型サービスというものを新たに作り出しましたが、これは生活援助を中心としたもので身体介護を省略したサービスでございます。そして、そういった簡略なというか、身体介護のないサービスでございますので、それに携わる従事者として私ども認定ヘルパーというものを新たに作り出しました。平成29年からでございます。この認定ヘルパーは、約11時間の研修で、生活援助に関する基礎的な知識と技能を身につけていただいて、そしてこの緩和型サービスを行う事業所に雇われていただく、あるいはもちろん御自宅での介護でも結構なんですけど、そういった形で新たな労働力をこちらのほうでも提供させていただくことで、この介護人材不足の対応の一助としたいというふうに考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） 済みません。認定ヘルパーさんが、今までのヘルパーさんと違うということが、市民の方たちにきちんと伝わって、それでも大丈夫なんだって、こう思ってもらえるってこともすごく大事ですし、なり手側も、ああ、それならできるかもしれないって思っただきながら、安心の提供ができるように工夫をしてもらいたいですし、今この認定ヘルパーさんがどれぐらいいるのかも、もしわかれば教えてください。

時間が押していますのでどんどんいきます。

そのヘルパーさんのことを聞きながら、次、生活コーディネーターのことを聞きます。

これも1層コーディネーター、2層コーディネーターみたいな、何かコーディネートしてくれるんだろうなということはあるんですけど、なかなかこれが何をしてくれるのかというところが見えない中で、今回、地

域資源を発掘して、それを生かしていくんだということを説明をいただいたんですけども、ちょっとここがもう少しわかりやすいようにと思います。多分、この理解でいいのかなんですけども、その身体介護が要らないものは認定ヘルパーさんがしてくれる。ただ、このヘルパーさんに対しても自己負担もありますし、それなりに介護保険料も使う。この認定ヘルパーさんによらなくても、支え合いの中で助けられる部分をどう構築していくのかというのが、この生活支援コーディネーターが担う部分なのかなというふうに理解をします。

例えばお掃除やお料理は認定ヘルパーさんがしてくれるとしまして、あとごみ出しができないのっていうところの部分みたいな、そういうもっと生活に近いところをどうするのかというのを考えるのが、生活支援コーディネーターさんなのかなと思うんですけども、できるだけ具体的な例を挙げて、この生活支援コーディネーターについても一度教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） まず認定ヘルパーの人数なんですけども、この総合事業のほうは29年度から始まりましたので、市の認定ヘルパー研修も29年度から開始しました。29年度は3回研修を実施し、延べ38の方が修了されました。

次に、生活支援コーディネーターの業務についてでございますが、具体的な業務といたしましては、市内で実施している自治会や老人クラブの集まり、サロン活動、地域のイベントなどの市民活動に参加し、活動されている方や参加者とコミュニケーションをとりながら、地域の社会資源の把握、地域における活動者への主体となる人材の発掘を行っています。また、地域活動をされている方や、これから活動したい方への情報提供や相談などの支援も行っております。実績といたしましては、各地域の市民活動の場を紹介する介護予防マップの作成、支え合いの地域づくりの必要性を伝える、先ほどもお話ししました東大和市ともに生きるまちづくりフォーラムを実施いたしました。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 第1層のコーディネーター、第2層のコーディネーターの具体的な点でございますけども、現在まだ、先ほど担当副参事のほうから御説明を申し上げましたとおり、社会資源の発掘といいますか、その確認等々のところまでしか現在進んでおりません。確かに今議員がおっしゃるとおり、ごみ出しの問題ですとか、さまざまな地域で生活をしていくところにおきましては、そういったさまざまな課題があるということも認識してございます。そういったところをどのような形で、その社会資源、また地域の方々の御協力をいただきながら、どういうふうな形で解決できていけるのか、当然地域で生活をしていただけたらいいのかというところの部分につきましても、今後そういった課題を解決するための一助になっていただくことも含めて、地域の方々と話し合いをしていきながら課題解決に向けて進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

ちょっと先走ったかしらと思うんですけど、例えば交通事情がもっと悪い地域なんかで、最近はこの助け合いで移送タクシーなんか許されてる地域が出てきたり、そういう地域の資源も探すし、地域の課題も発掘しながら、どうしたらこの介護保険ではなくて、地域の支え合いの中でそれぞれが助け合って生きていけるのかということ、コーディネーターしてくれる方が生活支援コーディネーターという理解でいいのかなというふうに思いますので、どうかそこをもう一回確認させてもらおうと、次に進みます。

今までこの在宅の——できるだけ在宅で暮らせるよう、身近なところで生活ができるという取り組みをしてきましたけれども、一方で、じゃ施設は全くなくていいのかという話ではなくて、施設に頼らなければ

いけない状況の場合もたくさんあるわけで、そういう意味では6期におきまして、は～とふるという特別養護老人ホームをつくっていただきました。これは～とふるができたことによる市の中の効果ですね——を今どのように思っているのか、先ほどの件と絡めて御答弁ください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） コーディネーターの役割につきましては、今議員がおっしゃるとおり、いわゆる医療、介護の公的なサービスではなくて、住民主体のインフォーマルなサービス、そういったものを発掘し、開拓し、そしてその地域課題につなげていくと、こういう役割でございます。

それから、は～とふるの話でございますが、は～とふるにつきましては、60床、特養と、それからショート、合わせて60床の機能を有する規模の特別養護老人ホームでございます。したがって、その施設が開設されたことによりまして、当然のことながら特別養護老人ホームに希望される方が、そこに入られるということで、一定の待機者解消の効果があると、こういうふうに認識しております。

以上であります。

○19番（東口正美君） 続きまして、プラチナ・ヴィラ東大和、老健になりますけれども、こちらができた効果について教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 老健に関しましては、長年の課題といたしまして、第4期、5期ぐらいのときから100床程度の老健が必要だというところで、市としても大きな課題として取り組んできました。そういったところで今回、プラチナ・ヴィラ東大和のほうで開設をいただいたということで、市といたしましても大変よかったなというふうに思っております。そういったところで、この稼働に合わせまして、当然先ほど御説明をさせていただいておりますけれども、家庭への復帰の支援ということの施設ということになりますので、入所時間、期間に関しましてはおおむね3カ月から6カ月と、在宅に向けてのリハビリ的ところが中心になるというふうに思っておりますので、この施設が市内に2カ所できたということに関しましては、大変有効であるというふうに考えております。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

この急性期の病院からリハビリをする受け皿がしっかりとできて、安心の体制ができたというふうに大変評価しております。市民の皆様方からも好評なお声を私も伺っておりますので、よかったなというふうに思っています。

そして、その次にいきます。

プラチナ・ヴィラでやっとこれも整いました、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。これがまた、そのとおりなんですけど、市民の皆様にとってはなかなか理解ができないところかなと思います。私なりにかみ砕かせていただきますと、急性期病院から老健に行きましてリハビリを受けます。そして、生活復帰ができるような形で、プラチナ・ヴィラでの生活から在宅に移るときに、そこで在宅医療、看護、介護の話し合いがされて、在宅に戻ったら自分だけでは当然暮らせませんでしょうし、また御家族だけでも病院から在宅の生活をするというのは大変なので、そこでヘルパーさんだけでなく、看護師さん、医療の方が入っていく。この定期巡回・随時対応というのは、いわゆる入院してるときの看護師さんて、朝とか昼とか夜とか決まった時間に来てくれますよね。定期巡回ですよね。困ったときには、ブザーを押すと随時対応、そのとき来てくれるっていうことが、在宅にいて訪問でやっていただけるという仕組みが、このプラチナ・ヴィラにきちんとできたという理解でよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まさに今議員が入院時における例えを参照されましたが、おっしゃるとおりだと思います。定期的な巡回をしながら、必要に応じて24時間随時対応する。そして、その訪問も、介護士もいれば看護師もいるということで、非常に医療的ケアの必要な中・重度の要介護者に対しても在宅生活を可能とするような仕組みと、このように理解しております。

以上であります。

○19番（東口正美君） 多分今までも他市のものとかを使ってやってらっしゃった方もいらっしゃるし、今このプラチナ・ヴィラ以外でも訪問看護をしてくださってる事業所もありますので、今もここがなくてもできてた部分もあると思いますけど、ここがさらに充実の体制になったというふうに理解をしております。ただ、これもそういうことができるんだというふうに知っていれば、勇気を出してちょっと在宅に帰ろうかなって思う需要があって、供給があって、バランスがあって仕事として成り立つというところもありまして、この辺の人材不足とかさまざまある中で、そこの需要と供給のバランスがきちんと回るためにも、こういうことが今市として取り組みが進んで、こういう体制ができたんですよというようなことも、やはり市民にわかりやすい情報提供というのは大事だなというふうに思っておりますので、今後検討をしていただければというふうに思います。

続きまして、小規模多機能型居宅介護施設、これも当市においてもつくってくださってお願いをしておりましたが、この6期でやっと1カ所目ができまして、ここも会派で見学をさせていただいております。非常に利用者の皆様、使い勝手がいいと言って喜んでいただいております。ここが今までと違っていいところを、私なりの理解でお話をすると、今までデイサービスに通いながら、でもきょうは家族の都合がつかないから、ショートステイも使いたい、お泊まりまでしてほしいのっていうときに、今までだとデイサービスの場所からショートステイ先に行かなきゃいけなかった。けれども、この小規模多機能というのは、通いもできるし、宿泊もできるし、また自宅にも来てくれるということ、この一つの事業所でかなえてくれるというところで、しかも29人までと小規模なので、顔の見える関係で、そういうことが適宜、行っていただけるというのが、この施設だというふうに理解しますが、それでよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 小規模多機能型居宅介護事業所というものは、通いの機能を中心にして、必要に応じて泊まり、それから訪問サービスも提供するというので、今議員がおっしゃるように、非常に多機能な、そして便利な施設でございます。介護の世界では、介護保険事業所のコンビニエンスストアなどというふうに呼ばれることも、私、聞いたことございますが、そういった多機能の小規模な施設ということで、今のところ私どものほうではまだ1施設のみでございますけれども、こういったものもふえていけばいいなというふうに考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） いろいろ御苦労いただいて、整えていただいたこと感謝しております。

続きまして、その同じ建物と一緒に、3カ所目の認知症対応型共同生活介護という施設も見せて、グループホームを、認知症型グループホームと言われるところだと思うんですけども、ここもちょうどお昼のお食事を準備してるところに視察をさせていただいて、認知症の利用者さんが盛りつけをしてくれたり、さまざま活躍をさせていただいてる姿を見て、施設の人がきちんと見守っていただければ、当然その認知機能が多少落ちていたとしても、そういういわゆる生活での今までやってきた家事や、今までやってきた仕事というのは十分にできるわけで、生きがいを持って、やりがいを持って暮らしてる様子を拝見させていただきましたので、大変

にここも感謝しております。どこも人材不足ということで悩まれておりますので、また私たちも知恵を出していきたいですし、市のほうの努力もお願いしたいと思います。

6期での事業の振り返りはここまですけれども、きょう聞いていただいた皆様が少しこの地域包括が目指してるところとか、整った施設が安心の体制に向かって一步前進したということをお理解いただければうれしいなというふうに思っております。

続きまして、7期の質問に移らせていただきます。

そういう中で、整えてきた在宅医療、介護の仕組みですけれども、ちょっとこの質問に対してのお答えは難しいかもしれないんですけど、6期を通して今どれぐらいそれが、6期より、以前よりできるようになったのかというようなことを、担当としてどういうふうに認識してるのかっていうことが聞きたいんですけども。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 第6期の事業計画、これは地域包括ケアシステムの構築を目指した計画でございまして、そして第7期も、この地域包括ケアシステムの深化、「深化」と書きますが、それを目指した計画ということで、いずれも地域包括ケアシステムを意識した計画でございます。先ほどその第6期を経て、どのようなこととございましてけれども、例えば多職種連携研修におきましては、参加者が80名から100名程度、毎回参加してるということで、非常に介護事業所と医療機関、そういった方々の連携というか、連携する意識というものが、こういう数字からも高まっているのではないかと、こういうふうに理解しております。

以上であります。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

なかなかまだこの数字的なとか、量的なものというのは、一気に進まないかなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

そうしますと、その次、7期で新たに設けられた仕組みとしましては、在宅医療・介護連携支援センター、またこれも名前が似通って、今までと何がどこが違うのという感じなんですけれども、ここの施設が担っている役割をもう少しわかりやすく教えていただきたいんですけども、先ほど言ったように、例えば急性期病院、老健を経て在宅に戻る場合というのは、病院の中でこの在宅医療、介護、看護のケア——ケアプランみたいなものが練れて自宅に移るわけですよね。ただ、一方、この急性期病院などを経ずに、今までも在宅で介護を受けながら、通院をしながら暮らしてるという方がいらっしゃるわけですよね。この人が、じゃ通院ができなくなったときに、在宅医療を受けたいの、在宅看護を受けたいのというときに相談する場所なのかなというふうに理解をするんですけど、そこはどうでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 在宅医療・介護連携支援センターについてでございますが、こちらは直接市民の方が相談する場というよりは、そうですね、事業者、サービス提供に必要な関係機関からの相談を受け付ける場所になっております。関係機関同士が在宅療養に関して円滑に連携を図れるために、その仲介をしたりと、情報提供したり、そうですね、研修会を企画したり実施したり、あと東大和医師会のほうで導入してます在宅医療・介護に必要な重要なツールになってますICTシステムなどを、普及などの啓発活動などを行って、在宅医療・介護連携を進めるために事業を行っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうすると、市民の方が直接そこに相談するというよりは、関係者のコーディネートをするところのセンターという理解でいいのかなと思います。

続きまして、それをさらに具現化したのが、このICTの活用かなというふうに思っておりまして、多職種連携の中でも、本当に在宅でやろうと思ったら、このICT活用なしでは実際にはなかなか難しいということで、このICTのところに加盟してくれてる方たちというのは、今69カ所という形ですけれども、このICTネットワークは今どれぐらい稼働して使われているのかわかればと思うんですけど。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ICTネットワークの稼働量という御質問でございますが、これは東大和医師会が導入して、私どもが財政的な援助をしております。この仕組みは、医者が、主治医が招くという言い方、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、そのシステムの中に参加することを許可することによって、介護事業所ですとか、あるいは歯科医師、薬剤師、そういった方々が入って、それらがICTネットワークを通じて、1人の高齢者、患者さんを診ていくという仕組みでございます。非常にやりとりは医学的、あるいは介護の専門的な言葉をやりとりしますので、私どもとしては、その中身について入っていくわけにはいかない、これは個人情報の最たるものでございますので。したがって、どの程度活用されているのかという量的なものは、数字的な把握はしておりませんが、ただ加入者、加入事業者数が徐々にふえておりますので、それなりに有効な活用をされてると、こういうふうに理解しております。

以上であります。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうしますと、もう一度確認ですけれども、主治医のお医者様が主導権を握って、その方にかかわる例えば薬剤師さん、歯科医師さん、ヘルパーさんが、このICTに加入してくれたほうが、この患者さんに対していい在宅医療ができるなということ、一つ一つ個別事例を積み上げている状況で、それは今まだ市は関与をしているところ、財政的には支えているけれども、細かい事例についてはお医者様に任せていただいているという理解をしました。

非常にこの当医師会の先生方が、地域包括ケアシステムのために本当に尽力をしてくださっているということが、こういうことを通してもわかるなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ここがきちんと稼働していくということは、一つのバロメーターかなというふうに私自身も思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、認知症初期集中支援チームにつきましてやらさせていただきます。

今回、6期、7期、振り返ったんですけど、実は認知症のことに触れないでやっております。認知症まで触れると、とても量が多くなってしまうということもありますし、ただこの初期集中支援チームについては、確認をしたいことがございます。私たちが認知症のことで市民の方から御相談を受ける一番多いのは、御家族の方がどうも一緒に暮らすお父さんとかお母さんとか、高齢者の方が認知症みたいなんだけど、お医者様に行って行って言っても行ってくれないしって、車の運転もそろそろ心配だし、診断をつけてもらいたいけれども、病院に足を運ぶ気配がない、どうしたらいいでしょうかというような御相談が多いわけで、ここを解決してくれる糸口が、この初期集中支援チームかと思っているんですけども、なので具体的なことをもう少し聞かせていただきたいのと、29年度スタートしまして、どのような活動をされているのか教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症初期集中支援チームでございますが、支援を行う対象者につきましては、原則として40歳以上で在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人で、医療サービス、介護サービスを受けていない方や、サービスを受けているが認知症の行動、心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方などになります。相談としては、御本人ではなく、周りの家族の方や近所の方という方が、各高齢者ほっと支援セン

ターに配置している認知症地域支援推進員に相談していただいて、その推進員のほうがチームに相談をして、協議の上、訪問による支援をするかどうかというのを決めることになります。こちらのチームの設置というのは、ことしの4月になってまして、今までの実績は平成30年8月までなんですけども、3件相談が来ております。実際は訪問までつながらなかったという案件もあるんですが、その相談が来て、ちょっと見守ってほしいという、最後にそうなったというのがあります。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そうしますと、心配な家族はほっと支援センターにつないで、ほっと支援センターの判断で初期集中支援チームが動いてくださるといふ、こういう流れだといふふうに理解をいたしました。今後ともよろしくお願ひいたします。

続きまして、これが1番の最後になります。

この普及啓発とアドバンス・ケア・プランニングということで、このアドバンス・ケア・プランニングというのは、もう少し簡単に言うといふことか教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） アドバンス・ケア・プランニングですが、終末期においては多くの方が意思決定が不可能になると言われておまして、そのような局面に患者のかわりに難しい判断をする場合、御家族などの負担が重くなると言われております。そこで、意思決定が可能である元気なうちに、万が一のときに備えて、どんな治療やケアを受けたいか、受けたくないかや、本人の意思、価値観などについて自分自身で考え、家族や医療従事者などと繰り返し話し合い、その結果を記録し、ケアにかかわる方々の間で共有するものでございます。それにより患者本人の意向が尊重されたケアが行われ、御本人と御家族などの満足度が向上し、御家族などの不安や負担が減少すると言われております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません。ありがとうございます。

それ1個、飛んじゃいました。地域ケア会議が一番大事だなと思って。済みません、焦ってて。

この地域ケア会議は、1つ戻らせてもらって、平成18年度から始まっていて、これも名前が似てよくわからないなと思うんですけど、この地域ケア会議は個別のことをそれぞれ話し合う会議だといふふうに理解をしております。ことしの予算特別委員会で、この地域ケア会議の個別事例を積み上げながら、課題解決に臨んでいきたいという答弁をいただいて、非常に心強く思ったんですけども、今この市の中で、この地域ケア会議が果たす役割、また今後の役割について教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 地域ケア会議でございますが、地域ケア会議は参加者の高齢者ほっと支援センターの担当地域ごとに開催し、個別のケースの支援内容について多職種で検討し、地域課題の把握をするものでございます。その後、地域ケア全体会議を開催し、そこの地域ケア会議で得られた地域に共通した課題について、また多職種の方々でどのように課題解決に取り組むのかを検討しております。今後につきましては、地域ケア会議だけでなく、地域包括ケア推進会議や専門部会において検討した地域課題や課題解決に向けての取り組み案などについて、今後、介護保険事業計画などに反映し、地域包括ケアシステムの構築の推進の一助としていきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

やはり個別事例というもの以上に重いものはないなというふうに私自身は思っております。

次のアドバンス・ケアの御説明もいただきましたけれども、実は私たちが行った介護保険、介護のアンケートは2種類ありまして、介護保険未利用者へのアンケートと実際介護保険を使って介護されてる、もしくは自分の家族、親を介護してきたというような、利用者とのアンケートをさせていただきました。主に壇上等で言わせていただいたのは、未利用者の方のアンケート結果でございまして、私の場合は実はこの介護をしてこられた方の聞き取りをほとんどのこのアンケート調査に費やしたわけでございます。1枚のアンケートを埋めるために、皆様の話してくれた時間は1時間、2時間に及びました。どういう介護をされてきたのか、そしてどういうふうにとってきたのか、そのお話を聞かせていただきました。

例えばお父様をみとられた息子さんは、実は転んじゃってって、いつかは病院に入って、出てきたときは介護度4でしたって。だけども、どうしても家で暮らしたいって言って、多くの地域の人たち、ヘルパーさんやケアマネさんや看護師さんたちに助けてもらってって、最後は介護1までになったんだよって、そして家でちゃんとみとることができたんだってというお話をしてくださったり、またがんのために、もう緩和ケアしかない、大きな病院にいたけれども、財政的な、経済的な負担も大きいという中で、自宅に連れて帰ってきて、そこに訪問医療、訪問介護、これでもかというぐらいたくさん人がお父さんのために来てくれてって、余りに人が来てくれてしまって、私、疲れちゃってって。でも、そうやって、でも最期はお母さん1人でお父さんを送ったって。そのときどうしたのって言ったら、先生に電話したんだけどって、なかなか来てくれなくてねって。でも、その間、お父さんといろんな話できたよかっていう話をたくさん聞かせていただきました。

先ほど言ったように、後悔をされている方もいらっしゃいました。なのでこのアドバンス・ケア・プランニングというのは、長寿社会を迎える中でとっても大事なことなだけけれども、なかなか日々の生活の中ではできないことかなというふうに思っております。なので、人の事例をたくさん知るといことは、そういう心構えにつながるなというふうに思っています。

厚文の所管事務調査で柏市を訪れたときに、この在宅医療についての新聞みたいなものを発行されておりました。そういう中で、具体的に在宅での介護やみとりをした人たちのお話なんか載っている。そういうことを市民の人たちが日常的に触れながら、在宅医療、訪問看護、そういうことで最期を終えるという選択もあるんだなということ、じわじわとしていくということもすごくいいと思いますし、また最近、もしバナみたいな、もしものときの話をするゲーム、カードゲームみたいなものも、このアドバンス・ケア・プランニングのために開発されてるというふうに聞いております。ですので、やはりこの地域包括ケアシステム、市民のためにわかりやすく説明をしていくということは、非常に大事なことでございますので、担当部のこれからの取り組みに対するお考えをお聞かせいただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 厚生労働省におきましては、このアドバンス・ケア・プランニング、愛称を今月の9月14日まで募集しているということで、この国民になじみやすい愛称をとということで、そんな動きもされております。

今議員のほうからも、御質問者のほうからもお話がありましたように、いかに市民の方に知っていただき、その方に合った介護なり看護なり、そういったものを活用していただくということが一番大事ななというふうに思っております。当市におきましても、極力、市民の方になじみやすくということで、地域包括支援センターを、高齢者ほっと支援センターというような形で、名称もわかりやすいような形も工夫は加えておりますけれども、何分、多種多様なところがございまして、なかなか市民の方に理解をしていただくというのは大変難し

いというのを我々も実感してございます。そうは言っても、日々の生活が一番大事でございますので、今後そういうものにつきましても工夫を加えまして、市民の皆様にご理解をいただきながら、また新たな課題等々が、今後もまた出る可能性もございますので、的確に捉えて進めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

長くなりましたけど、もう1点。銀木屋という、このみとりまでする高齢者サービスつき住宅の社長さんの話を聞くことができました。本人も施設も最期までって思いでいるんだけど、最期、お子さんが、やっぱり心配って救急車を呼んでしまったというふうなことがあると、あらってということが起きてしまう。やはり多世代の人に理解をいただくということが大事かなと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして元気ゆうゆう体操の介護予防についてもやらせていただきたいと思います。

ポイント制度も大変に好評で、参加者がふえているというふうに向っておりますけれども、とはいえ17カ所で400人、サロン活動で200人ということで、当市の65歳以上の人数は2万人を超え、75歳以上の方は1万人を超えているという状況の中で、必ずしもこの元気ゆうゆう体操やサロン活動だけが介護予防ではないと思うんですけども、ここはさらに皆様に、何らかの形で介護予防に取り組んでいただくということが大事かなと思ひまして、今回は効果測定ということで取り上げをさせていただきます。

これは今体操している方たちから、そういう何かこう、励みになるような、体力測定とかしてくれたらいいなというお話もいただいておりますので、質問をさせていただいたんですけども、同じような問題意識で前回、荒幡議員がフレイルチェックというのを取り上げたんですけど、いやいやうちの市はおたっしや21というのをやりますよということだったので、私も6年ぐらい前に、このおたっしや21を実際体験させていただいて、とってもいい取り組みだなというふうに思っていたので、何か元気ゆうゆう体操とおたっしや21と組み合わせることができないかなって思ったんですけども、おたっしや21を知らない方のために、これがどういうものか少し教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） おたっしや21、これは東京都の研究機関であります健康長寿医療センター、こちらのほうが開発した判定方法ですね。何を判定するかというと、高齢症候群、具体的に申し上げますと身体虚弱、転倒、軽度の認知症、それから尿失禁、低栄養、こういった5項目を、リスクがあるかどうかということ判定するための方法であります。名前のおたっしや21の質問項目から構成されておまして、3項目につきましては具体的に測定をする、そういうものでございます。

以上であります。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

その3項目というのは何かというと、まずは握力、もう一つが目をあけたままで片足立ちが何秒できるか、もう一つが5メートルを何秒で歩けるかというこの3つ、実際に測定するというのと、あと質問項目からなってるんですけど、例えばどういうことかっていうと、「現在3種類以上の薬を飲んでますか」「はい」「いいえ」なんですけど、これが「はい」だった場合に何がわかるかということ、転倒のリスクがあるということがわかるそうでございます。このように健康長寿医療センターがさまざま研究しまして、この項目に答えるだけで最後点数化されて、虚弱、転倒、尿失禁、低栄養、軽度認知症のあなたの点数はこうですよというのがわかるという仕組みになっているということでございます。

高齢症候群というのは、病気とは違ってじわじわくるので、自分が高齢症候群になってるということに気が

つかないというものがあります。なので介護予防が必要だと。相関関係はどっちが先でもいいんですけど、介護予防に取り組んでたらよくなってるということ測定する。また、測定してみたら思っていたよりも自分は老齡症候群が進んでるということを知覚したので介護予防に取り組むという、こういう関係性になっていけばいいなというふうに思っております。

例えば私自身も40代から50代に入りまして、目が見えなくなってきました。これは毎日の生活の中ではちっとも気がつきませんが、やはりちょっと暗いところで読めなくなった。若い人から見れば、それは年相応ですよねって思うかも知れませんが、本人からすると何が変わったのかなということだと思うんです。老齡症候群って、そういうことなんだろうなって。

年を重ねているから、若い人から見たら、それは年だからしょうがないわよねって思うことが起きているという、老化という進化を遂げなければわからない症候群を探して、でもそのままほっておくとやはり介護が必要になって不自由な生活になるから予防しましょうねという、ここがなかなかわかりづらいということが、アンケート結果からもわかるように、健康志向だったら、これ特定健診で数値が悪いから食事、気をつけましょう、運動しましょうって、薬飲みましょうってなるんですけど、じわじわくる老齡症候群をどこではかって予防していくのかというためには、やはりゆうゆう体操をしながら計測していく。また、計測から介護予防に取り組んでいく。こういう仕組みをつくっていただきたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） おたっしや21というものは、その老齡症候群を気づかせる機能がございます。私どもも福祉祭に同時に開催されます健康のつどいにおきまして、このおたっしや21を実施しておりまして、福祉祭にお見えになった方にお声かけをして、測定してみませんかということで測定して、そしてその測定結果から、その場で、あなたはこういうリスクがありますと、そういうことをお話しして、今後、日常生活ではこういう取り組みをいたしましょうというような御助言をさせていただくと。そうすると、その方も、ああ私にはこういうことが必要だ、あるいは介護予防に取り組まなければならない、こういう意識を持っていただきますので、その気づきを与えるという機能を持っていると、こういうふうな認識でございます。

一方、元気ゆうゆう体操は、それを継続すれば有意な体力指標の向上が見られると、こういう学術的な報告もございまして、私どもとしてもこれも一方で進めてまいりたいと思います。

体操普及検討会のほうでも、ことし、この元気ゆうゆう体操の測定効果について少し考えなければならないのではないかという意見もございまして、こういったこと、意見、審議を注視しながら、このゆうゆう体操とおたっしや21、あるいはその他の体力測定、そういったものも研究してまいりたいと思います。このように考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

いずれにしても、PDCAサイクルということもありますので、研究していただいて、多くの方が楽しく取り組んでお元気でいていただくということが大事ですので、そういう仕組みも考えていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、発達支援について入らせていただきます。

発達支援についても、何度も質問させていただいておりますけれども、まずはこの3歳児健診、5歳児健診、時間がないのではしよりますけれども、5歳児健診については、これ市独自の取り組みだと思います。このことで当市の発達支援の充実は、今どのように図られていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 5歳児健診を続けることによりまして、就学支援シートの御紹介や就学時健診の勧奨など、就学に向けた保護者の方の準備、そういった意識の向上など、効果があるものと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ちょっと近隣市、どうしてるのかわからないですけど、当市は早くから取り組んでいたっていて、周りの方からも、どうして東大和できてるのって驚かれています。これはなぜ取り組んだかという、3歳児健診から就学時健診だとあいてしまって、この発達については集団に入ってから気づきがあるということで、その途中の5歳児健診が有効だということで取り組みをしていただいております。その5歳児健診から就学時健診、5歳児健診は保健センターがやりますけれども、就学時健診をつかさどるのは学校のほうになるということで、ここのつながりが今どうなっているのか教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 5歳児健診から就学時健診へのつながりというところでございますけれども、5歳児健診で発達などに関する助言をもらった保護者から、教育委員会内におります巡回相談員が相談を受けるケースがございます。その際に、保護者にはヒアリングを行い、園での実際の子供の様子を観察し、その見立てを保護者にフィードバックしたり、日常の支援について助言をしたりして、その後の就学時健康診断に学校へ相談すること、また相談の仕方等についても助言をするなどして、就学時健康診断につないでおります。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、保護者が巡回指導員に相談しなければ、学校のほうへの情報は入らないという認識でよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 保護者からの相談事項のほか、巡回相談員が幼稚園、保育園のほうに直接出向いて、子供の様子を観察をすることがございます。そのようなケースにつきましても、発達に何らかの特徴、あるいは課題等があった場合には、直接学校のほうとも連携をしながら、そういったお子さんへのケースに対応することもございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 非常に正確な答弁で、「こともございます」「こともございます」ということは、ことがない場合もあるかもしれないというニュアンスがあるのかなと思ひまして、ここがやはり3歳児健診から5歳児健診は保健センターがやってくさってるので、恐らくつなげてると思うんです。だけど、せっかく5歳児健診まで頑張ってるのに、就学時のところには保護者の意識がなければつながらないということをやっと問題視をしています。まして就学支援シートを出すのも、これ保護者の意思によります。そこで、保育園や幼稚園と相談をしたシートを書いて提出するわけです。今回、私が受けた御相談は、就学支援シートを出しましたけれども、どうもうまく伝わってなかったんじゃないかなっていうことを伺いました。えっ、こんなにつないでる、つないでる、つないできたって思ってたのに、あらっていうふうに思ったんですね。もしかすると、発達に本当に支援が必要な場合は、抜けてないのかもしれませんが。それは、もしかしたら情報が伝わってたのかもしれませんが。だけど、発達に不安を抱えてるお母さんの声は、なぜだかそこで途切れていたということの問題視をしています。

なので、就学支援シートを出した場合のこのシートのその後の取り扱いについて教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 市長、教育長答弁でもお話をさしていただいているとおり、学校で年度末に提出をされた就学支援シートにつきましては、その情報をもとに新年度当初から当該児童への適切な支援がスタートできるよう、学校のほうでは準備をしていると、教育委員会としては認識をしてございます。

議員おっしゃるケースがもしあるとすれば、本来の趣旨と学校での取り組みにそごが生じているケースであろうというふうに考えてございますので、そこについては改めて学校への指導を徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○19番（東口正美君） そのこのところが、もう少し具体的な名前が、例えば就学支援シートは、必ず最初に校長先生に行きます。その後、担任に行きますみたいなことが出てきてないというところが、ちょっと不安を抱えてるところなんです。なので、やっぱり一番見てもらいたい担任の先生に見ていただきたいですし、それを管理している管理職の方にも理解をしていただいて、特に1年生で上がってくる保護者も子供も不安だという中で、出してあったはずなのということが起きないように、やはりこのところをもう少し具体的な流れ、事務的な流れを確立をしていただきたいと思います。

時間がないので一方的な話になってしまいますけれども、ファイルのようなものをつくってということを書いてまいりました会派としまして、やはりこの保護者への——先ほども言いましたように、本当に発達に対して専門的な支援が必要な子は抜けてないのかもしれないんです。だけど、お母さんは、もしかしたら発達にという不安を抱えながら、専門的なものは必要がないのかもしれないけど、不安を抱えている。そのお母さんに対するケアを何とかもう少し仕組みの中で、市長部局から学校部局への引き継ぎも含めて、きちんとつながるようなことをもう一重、市として取り組んでもらいたい。そのためには、発達支援センターが必要だと公明会派は思っておりますので、済みません、駆け足になってしまいましたけれども、以上のことを御要望して私の一般質問を終了いたします。

以上です。

○議長（押本 修君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成30年第3回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく5つの点にわたって質問いたします。

1点目は、文化芸術の振興についてです。

国においては、平成13年に文化芸術基本法が制定をされ、この間、文化芸術の振興に努めてきました。その前文には、文化芸術の役割が、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信し、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不

可欠との認識を示しました。

そして、この法律は平成29年に改正をされました。文化庁のホームページによりますと、改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術のさらなる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしたとあります。

これらの視点に立って、地方自治体においても、さらに文化芸術の振興に力を入れることは大変に意義のあることと考えます。東大和市の総合計画の中においては、文化ということを重視しているというふうに認識をしております。目指すべき都市像を、人と自然が調和した生活文化都市としていることは周知の事実でございます。

公明党としては、文化の創造と発展は市民生活の向上に欠かせないとこの観点から、従来より文化芸術振興条例の制定を主張し、一貫して推進する立場をとってまいりました。他自治体においては、既に同様の条例を制定し取り組みをしているところもございます。東大和市におきましても、これまでの段階から一歩進んで、ぜひ条例制定に向けて力強く踏み出していきたいと考えております。

また、あわせて今般の通常国会で障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立をしました。この法律では、地方公共団体としてのさまざまな役割が挙げられております。このような国の動向を考慮し、東大和市が今後どのような方針で当該事業に当たっていくのかを確認させていただきたいと考え、質問をいたします。

①文化芸術振興条例の制定について。

ア、条例制定へのこれまでの取り組みはどのようなものか。

イ、条例に対する市の見解はどのようなものか。

ウ、東大和市として、文化芸術振興条例の制定を目指し、積極的に取り組むべきと考えるが、市の見解はどのようなものか。

②障害者の芸術振興に関する取り組みについて。

ア、さきの通常国会で成立した、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律について、市としてどのような認識を持っているか。

イ、地方自治体として、この法律に基づいた取り組みを今後進めるべきと考えるが、市としてどのような取り組みをしていこうと考えているのか。

2点目は、死亡に伴う手続の利便性向上のため、おくやみコーナーを設置することについてです。

家族が亡くなった後の行政上の諸手続は、残された遺族の方にとってほぼ初めての経験であり、どのような内容のものをどの手順で行えばいいか、戸惑うことも多いのではないのでしょうか。まして愛する家族を失って悲しみに暮れる中で、手続を進めなければならないのは、心理的な負担も大きく伴うのではないかと考えます。手続を受ける側の役所は、日ごろのルーチンワークの一つではありますが、手続をする側の遺族にとってはなれない作業です。こうした点を考慮して、他自治体では死亡手続を一括して行う専用窓口を設けて、申請者の負担を減らし、大変好評を博しているようであります。今後、高齢社会の進展は毎年多くの死亡手続が行われる社会になるということでもあります。そこで、他自治体の事例を参照して、当市においても同様の窓口コーナーを設けて手続の簡素化を図り、市民サービスを向上させるよう要望したく以下の質問をいたします。

①死亡時の行政手続について、現状はどのようなものになっているのか。

②大分県別府市や三重県松阪市で開設された、おくやみコーナーについて、市の認識はどのようなものか。

③遺族の負担を考慮し、死亡に伴う手続の利便性の向上のため東大和市において、おくやみコーナーを設置することについて、市の見解はどのようなものか。

3点目は、災害時の情報伝達についてです。

昨日は北海道において震度7の大地震が発生をし、多くの方が被災をされ、残念ながら亡くなられた方も多数いらっしゃるということです。また、今週は近畿地方を中心に台風による大きな被害が出ましたし、4月には平成最大規模の豪雨災害が西日本を中心に大きな被害の爪跡を残しました。改めて全ての自然災害で犠牲になられた皆様へ心からの哀悼の意を表するとともに、被災された皆様へ衷心よりお見舞いを申し上げます。

東大和市公明党市議団は、8月16日と17日、西日本豪雨災害の被災地である岡山県倉敷市真備町へ赴き、ボランティア活動にも参加しながら現地の様子に接してきました。現地の惨状を目の当たりにし、日ごろの行政による防災、減災政策がいかに重要であるかを痛感したところです。今回、公明党が実施をした市民の方への訪問調査運動の中で、東大和市の災害に対する備えの中で多くお声をいただいた課題の一つに、防災行政無線の聞きづらさというものがございます。災害に対する情報伝達をいかに正確に、迅速に多くの市民に届けていくかということは、市民の生命を守ることに直結することであり重要な課題です。特に雨天時の無線については、激しい雨音によって室内にいると外からの防災行政無線の声が全く届いていないということがあります。市においては、これまでも種々工夫をしていただいていることは承知をしておりますが、その御努力を踏まえ、さらに市民の生命と財産を守るための大きな取り組みの一つとして、さらに災害時の情報伝達の充実を行っていただきたく、以下の質問をいたします。

①現状の取り組みについて。

ア、防災行政無線の性能向上の現在の取り組みはどうなっているのか。

イ、防災行政無線以外の情報伝達の方法はどのようなものがあるのか。

②災害発生時の情報伝達について、課題となることはどのようなものか。

③市民の生命を自然災害から守るために、さらなる情報伝達の向上が望まれるが、今後、市はどのような取り組みを行っていかうと考えているのか。

4点目は、性的少数者に対する理解促進と支援についてです。

近年、性的少数者の人権に配慮した地方自治体の動きが各地で見られるようになってきております。これまで性的少数者の方々が誤解と偏見による差別の中で生活せざるを得ない状況が続いてきたことを考えると、大きな変化の流れが確実に起きていることは歓迎すべきことと考えます。しかしながら、依然として性的少数者の方への誤解と偏見に基づいた発言を公にする人々も残念ながら存在をしております。グローバル化した社会では、多様性を尊重し、国籍や民族、性別、生活スタイルや宗教等による差別をせず、個人が十全にその能力を発揮できることが重要です。そうした点に鑑みると、これまでの日本社会における性的少数者への対応は、人権上、配慮に欠けたものがあつたと考えざるを得ません。それは現在でも続いておりますが、先ほど述べたように、近年こうした状況を変えていく流れが起きています。東大和市においても、今後この点に十分配慮しながら、全ての人々が安心して、また個人として十分にその存在を尊重されるまちづくりをしていくことは重要であると考えます。こうした観点から、以下の質問をいたします。

①性的少数者に関して、市はこれまでどのような取り組みを行ってきたのか。

②近年、地方自治体において性的少数者への理解促進や支援に関する施策が進んできている。市としてどのような認識を持っているか。

③他自治体の取り組みを参考に、東大和市でも人権上の観点等から、性的少数者への理解促進や支援を積極的に進めるべきと考えるが、市の見解はどのようなものか。

5点目は、市内で創業する事業者への支援についてです。

東大和市における産業振興の一環として取り組まれている東大和創業塾は、これからの地域経済の担い手を創出する重要な事業として高く評価するとともに、今後も継続して推進していただきたいと考えます。

ところで、先般、市内事業者の方のお話を伺う機会があり、その際、市内での創業後における行政のさらなる支援について要望がございました。特に市内で創業される事業者に対し、その事業の拠点となる事業所の確保や家賃などについて補助があればありがたいという話でした。他自治体の事例を見ますと、それぞれ条件をつけながらではありますが、一定の家賃補助等の制度がございます。当面、事業の成果が順調に出るまでの一定の期間、こうした補助制度を活用して市内創業者の方の負担を軽くさせることができれば、大変に有意義ではないでしょうか。他自治体の補助制度としては、例えば荒川区、浜松市、名古屋市、金沢市、宮古市などがあります。東大和市として、この点についてどのような見解を持っているのか確認したく質問をいたします。

①東大和市が推進する創業支援事業の一環として、市内で創業する事業者に対し、家賃等の助成を行う制度を設けることで、当該事業がさらに発展していくものとするが、市の見解はどのようなものか。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、文化芸術振興条例の制定におけるこれまでの取り組みについてであります。文化芸術は非常に広範囲にわたり、また地域における特性もあることから、当市にふさわしい文化芸術の振興のため、これまで他自治体で制定された条例等につきまして、調査研究等を行ってきたところであります。

次に、文化芸術振興条例に対する市の見解についてであります。文化芸術基本法においては、文化芸術を心豊かな国民生活及び活力のある社会の実現に寄与するものと捉えており、他市の条例におきましても、こうした理念の実現に向け市民による多様な文化芸術活動が促進され、また尊重されることなどがうたわれております。こうしたことを踏まえ、文化芸術振興条例は市の歴史や伝統、文化資源が適切に継承、保存されるとともに、市民の皆様を活用され、親しんでいただけるための振興施策の方向性を示す指針になるものと認識しております。

次に、文化芸術振興条例制定に向けての市の見解についてであります。音楽や美術など文化芸術は非常に広範囲にわたることから、条例制定の検討に向けては市内での横断的な取り組みが必要であると認識しております。現在、文化芸術活動は、主に市民会館及び教育委員会が担っておりますので、総合的に、かつそれぞれの立場で条例制定に向けた課題の整理などが必要であると考えております。

次に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律についての市の認識についてであります。文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念の通り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的、かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための指針であると認識しております。

次に、法に基づいた市としての今後の取り組みについてであります。障害者による文化芸術活動の推進に

関する法律は、平成30年6月に制定されたばかりでありますことから、法の基本理念に基づいた事例はそれほど多くないと認識しております。しかしながら、障害者の文化芸術の創造の機会や発表の機会の確保に積極的に取り組んでいる自治体も多くあることから、関係課との連携を図る中で情報収集に努めてまいります。

次に、死亡時の行政手続の現状についてであります。死亡届提出の際には、各課での必要な手続を一覧にした死亡届を提出した方への御案内という書類をお渡ししており、遺族にはこの書類をもとに各課での手続を行っていただいております。

次に、大分県別府市等で開設されているおくやみコーナーについての市の認識であります。平成28年度に別府市で開設された後、松阪市や三田市などにも広がりを見せており、おくやみコーナーにつきましては、死亡に伴う関係手続をまとめて取り扱う窓口を設置することで、遺族の負担軽減を図る仕組みであると認識しております。

次に、おくやみコーナーを設置することについての市の認識についてであります。おくやみコーナーは大切な方を亡くされた遺族の気持ちに寄り添うというだけでなく、手続にかかる時間の短縮という点からも効果があると考えております。しかしながら、当市の現状の人員体制やスペース面の課題もあることから、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線の性能向上に向けた取り組みについてであります。デジタル方式に向けた更新を行うため、現在、実施設計委託による設計作業を進めているところであります。更新工事につきましては、平成31年から2カ年をかけて予定しております。

次に、防災行政無線以外の情報伝達の方法についてであります。災害情報にもよりますが、避難勧告等を伝達する場合は、市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、安全安心メールのほかエリアメール、災害協定先であるエフエムラジオ立川株式会社や、株式会社ジェイコム多摩による情報提供、東京都災害情報システム経由によるテレビ、ラジオなどの媒体を通じた伝達が可能であると認識しております。

次に、災害発生時の情報伝達における課題についてであります。防災行政無線について音が届きにくい地域や、音の反響等により不明瞭な地域があるなどの実態があり、これらの改善が課題であると認識しております。

次に、さらなる情報伝達の向上に向けた取り組みについてであります。防災行政無線のデジタル方式への更新に当たり、緊急速報、メールサービスや災害時伝言ダイヤルなど、多様な情報伝達手段との連携について検討してまいりたいと考えております。

次に、性的少数者に関する市の取り組みについてであります。性的指向などさまざまな理由により受ける差別や人権侵害をなくすため、毎年10月4日から10日までの人権週間に合わせ、市役所1階ロビーにおいて人権パネル展を実施しております。また、同時に市報に人権に関する啓発や相談事業の記事を掲載することで、より多くの市民の皆様へ理解を深めていただく機会としております。

次に、地方自治体における理解促進や支援に関する市の認識についてであります。先進市の取り組みとし、世田谷区や渋谷区のパートナーシップ制度の導入や、大阪市淀川区や愛知県豊明市でのLGBT支援宣言など、性的少数者への理解を踏まえた取り組みを行っている自治体が少しずつ増えてきていると認識しております。

次に、性的少数者への理解促進や支援に係る積極的な取り組みへの市の見解についてであります。パートナーシップ制度やLGBT支援宣言など、性的少数者への理解促進や支援策に先進的に取り組んでいる自治体

の事例や、性的少数者を取り巻く状況につきまして引き続き調査研究をまいります。

次に、市内で創業する事業者に対する家賃補助についてであります。創業初期の負担を軽減し、東大和市で事業を始めていただくことにより、地域の商工業の活性化を図ることを目的に、平成29年度から東大和市商工会を通じた空き店舗活用事業において家賃補助を実施しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○16番（佐竹康彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

1点目の文化芸術の振興についてでございます。

この条例制定ということにつきましては、私ども公明党会派、私が議員になる以前から先輩議員各位が、これについて市のほうに要望をし続けてまいったものでございまして、そういったものも踏まえながら改めて確認をさせていただきたいというふうに思うのですが、まず前提といたしまして、東大和の市政におけます文化芸術を振興させる活動の位置づけはどのようなものとなっておりますでしょうか。総合計画を初めといたしまして、市のさまざまな施策において、文化芸術振興はどのような意味を持っているのか、文化芸術が市民生活にとってどのような影響があると考えているのかお伺いをいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 文化庁が示している文化芸術振興の基本理念におきましては、文化芸術活動を行う者の自主性と創造性の尊重及び地位の向上、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、多様な文化芸術の保護及び発展などが掲げられております。

当市におきましても、東大和市総合計画、第四次基本計画におきまして、市民文化の振興を掲げております。市民の皆様は、文化芸術に親しんでいただき、みずから文化芸術活動を担う一員になっていただくこと、地域の伝統文化の継承が図られることを目指しております。文化芸術の振興はもとより、波及効果といたしまして、市民が行う文化活動により異なる文化及び世代の間に交流が生まれ、人々の交流を促し、安心して暮らせる施策に寄与すること、あるいは文化芸術が地域に根つき活発化することにより、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものにする一助にもなると認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） まちの活気を生むと。また、市民生活、活気あるものにするというような、そういった御認識であること、改めて確認をさせていただきました。

続きまして、これまで文化芸術振興に関して、市は具体的にどのような施策、あるいは事業を推し進めてこられたのか、この点について確認をさせていただきます。

○地域振興課長（大法 努君） 市民会館におきましては、平成13年度から本格的に稼働を始め、平成21年度から指定管理者制度を導入しております。市民の芸術文化活動の振興を図るため、市民の皆様は音楽や演劇等の文化芸術に関する公演等を鑑賞する機会としての振興事業、市民の皆様は文化芸術活動に参加する機会や、より身近に知る機会と場を提供する奨励普及事業、文化芸術活動を行う市民等の育成に関する事業といたしまして、発表を設けることなどに取り組んでまいりました。

以上でございます。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 私ども社会教育課で行っている文化芸術の振興としましては、まず毎年10月から11月に開催します市民文化祭の実施がでございます。毎年、30近い踊りや作品を展示する団体が参画して、日

ごろの練習の成果を発表するとともに、市民相互の交流を図っております。また、国の登録有形文化財になりました（仮称）東大和郷土美術館で春と秋の年2回、特別公開を行い、市民の皆様を初め、より多くの方々に園内を見ていただいております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君）　さまざまな事業に取り組みをいただいているということを、改めて認識をさせていただきました。非常に市議会議員としても、さまざまな行事に参加をさせていただき、拝見させていただく機会も多くございますし、本当に東大和市として文化活動に力を入れていただいているということを、改めて感謝申し上げますというふうに思います。

これまでも私ども公明党といたしましては、先ほど申し上げましたように文化芸術振興条例につきまして、その制定を要望してまいりました。今伺ったようなさまざまな御活動の根幹となる、根拠づける、そういった条例がどうしても必要だろうというような考えから、一貫してこれを要望してきたわけでございますけれども、制定に向けてのこれまでの取り組み、いま一度、詳細に伺わせていただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君）　文化芸術振興条例の制定の推進について、従前より一般質問などにおきまして御提言をいただいているところでございます。これまで文化芸術にかかわる事業に取り組む各部署におきまして、おのおのの基本方針に基づき施策の推進を図っておりますが、取り組む範囲が広いことから文化芸術に関する横断的な連絡調整がなかなかできにくく、現状では他自治体の制定状況などの調査研究の域を超えることができず、長期的な目標や方向性を明らかにする条例の制定に向けての検討には至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君）　確かにカバーする範囲が広いというのは、確におっしゃるとおりでございますし、文化という言葉一つとっても、さまざまな使われ方もしますので、なかなかその定義ですとか、どういった方向性を見出すのかと、難しい部分があるかというふうに思っております。しかしながら、ぜひとも研究、検討をしていただいているようでございますけれども、そこからぜひとも一歩進んでいただければなというふうに思っております。かつて私どもの先輩議員が行った同様の一般質問におきましては、当時の理事者の側から文化芸術振興条例の制定を視野に入れた文化芸術振興ビジョンの策定について検討というような御答弁もございました。前向きに以前よりお考えいただいているかというふうに認識しております。現在まで条例制定に至っていない原因はどのようなものか、改めて伺わせていただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君）　文化芸術基本法におきましては、文化芸術の範囲について、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊などの芸術、雅楽や能楽などの伝統芸能、茶道、華道、書道などの生活文化、有形及び無形の文化財などと捉え、多岐にわたる非常に広い分野を文化芸術とみなしております。

先ほど御答弁をさせていただきましたとおり、庁内におきましても取り組みが複数の部署にまたがりまして、一体的な文化芸術振興の展開を図る環境が構築できていないこと、また横断的な取り組みを図る機会がなかなか設けられていないことが、条例制定に至っていない要因であると認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君）　そうしましたら、他の自治体におきましては、この文化芸術振興に関する条例の制定状況、どのようなものになっておられるのでしょうか。また、その内容について市としてどのように評価されるのか伺いたしたいと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 多摩26市におきましては、立川市、昭島市、国分寺市、小金井市、西東京市、八王子市、国立市の7市において文化芸術振興条例が制定されております。おおむね共通している事項といたしまして、先人から受け継いだ貴重な伝統芸能、伝統的文化資源を大切にしながら後世に引き継ぐとともに、そうした文化資源を活用する。また、一人一人が文化芸術を享受し、創造することを尊重すること。文化芸術を楽しみ、大切にすゝる気持ちを育む環境を整えるということの基本理念として掲げていることが挙げられます。各市の条例の内容を踏まえますと、市民の皆様にとりまして、文化と芸術が一層身近なものになるとともに、文化芸術施策を総合的、かつ計画的に推進する一助になっているものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ちなみに、この多摩地域におきましては、何市ぐらいこの条例が制定されるのか。ちょっと資料を見ますと、立川とか昭島とかっていうふうには私は認識してゐるんです。ほかに制定されてゐるような市はあるのか、お伺いをさせていただきます。

○地域振興課長（大法 努君） 今の御質問ですけれども、条例が制定されておりますのが、条例名もあわせて申し上げますと、立川市におきましては立川市文化芸術のまちづくり条例、国分寺市におきましては国分寺市文化振興条例、昭島市におきましては昭島市文化芸術振興基本条例、小金井市におきましては小金井市芸術文化振興条例、西東京市におきましては西東京市文化芸術振興条例及び国立市におきましては国立市文化芸術条例、以上、7市におきまして文化芸術振興に関する条例が制定されております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今、八王子市もたしかあったかと思うんですけれども、この7市ということございまして、それぞれ自治体の規模の大小にかかわらず、地域もさまざまな地域においてこういった条例制定がなされてゐるということございまして、多摩26市の中でまだまだ少ないとは思いますが、東大和市としても先ほど伺ったようなさまざまなお取り組みをいただけてゐるということもございまして、しっかりと根拠づけけるという意味で、こういった条例、制定する必要があるのではないかなというふうに改めて思っております。ぜひとも他の自治体、特に近隣26市の中で制定されてゐる7市の条例を、ぜひとも御参考に研究をしていただければなというふうに思います。

条例につきましては、市長答弁におきまして文化資源の継承、保存等、振興施策の方向性を示す指針となるというふうに認識してゐるということございまして、具体的に文化資源の継承、保存、これどのようなものをどう継承、保存していくのか。また、市におけます文化芸術振興の理想、もしくは達成されるべきイメージをどのように描いておられるのか教えていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） それでは、私のほうから文化資源の継承と保存について御答弁させていただきます。

文化資源といっても非常にいろいろたくさんあるかなというふうに思っておりますけれども、一番最初に私のほうで挙げるとすれば、東大和市に古くから受け継がれておりますおはやしや獅子舞などの郷土芸能がまず挙げられると思っております。現在、各団体ではさまざまな場面、場所で熱心に活動をされておりますけれども、今後もこの先もそれぞれの団体が次世代を担う若い人たちに伝承をし、いつまでも続けていただけるよう、市といたしましても引き続き補助金の交付などにより支援をしてまいりたいと考えております。

もう一つ、社会教育課のほうでやっておりますけれども、里正日誌の刊行、こちらでも本市の歴史や文化を後世に継承するために、重要な文化資源だと思っております。こちらについては全13巻、刊行をするんですけど

も、今のところ8巻、終わってますが、順調にいつかあと4年かかる見込みがございます。これについても少しでも早く、刊行を終える必要があると考えているところでございます。

以上です。

○地域振興課長（大法 努君） 文化芸術振興の達成されるべきイメージといたしまして、市内の歴史、伝統、文化資源及び文化財が適切に保存され、市民の皆様々に文化芸術活動に親しんでいただける、また文化芸術活動を支える人材が育つことを、目指す姿として認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

特にこの継承ということにつきましては、郷土芸能の継承ということで、たしかあしたでしょうか、市長の地元でもございます高木神社の獅子舞もあられたかと思うんですけども。あしたですよ。済みません。

そういった郷土芸能、その獅子舞に限らず、多くの神社を中心にさまざまな方々が協力して、御努力をいただいているような様子もつぶさに伺っておりますし、また東大和市におきましては非常に市長も力を入れておられます平和事業の中でのやっぱり変電所、こういったことも新たな文化財として継承していく必要もあるだろう、また活用もしてくださろうということも、私どもとしては思っております、こういったさまざまな伝統芸能、また建物と文化財、そういったものをしっかり継承していくという意味でも、条例をしっかりとつくっていくということは、有効なのではないかなというふうに考えておるところでございます。

次に、条例制定の検討に向けまして、市は横断的な取り組みが必要であるというような認識でございました。文化芸術活動については、市民会館、教育委員会が担っているということでございまして、ここが中心となるというふうに思っておるんですけども、そのほかに企画や広報、子育て支援、障害福祉等とかかわるべき部署は多岐にわたるというふうに、私個人としては考えてございます。御答弁のように、横断的な検討組織を立ち上げる必要があるというふうに考えておるところでございますし、また先般の過去の私どもの先輩議員の一般質問の中でも先ほど申し上げましたように、ビジョンの策定ということも答弁していただいておりますので、こういった検討組織を立ち上げるということについての市の認識は、どのようなものか伺いさせていただきます。

○地域振興課長（大法 努君） 文化芸術基本法における基本理念として、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他、各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮しなければならないとあります。こうしたことから、自治体における文化芸術の振興の推進に当たりまして、こうした基本理念を尊重して準用することになると考えております。横断的な組織を検討する際には、御質問者の言われるとおり、地域振興課、社会教育課にとどまることなく、文化芸術の振興により波及効果をもたらせると類推できる多岐にわたる部署との連携を図るものになるものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今の御答弁いただきましたように、また私も壇上で述べさせていただきましたように、改正された法律の中にもさまざまな多岐にわたる分野で文化芸術だけにとどまらない、そういった波及効果が見込まれるわけでございますので、ぜひとも条例制定に向けて、こういった横断的な組織立ち上げて、検討に向けて進んでいただければなというふうに思っております。

加えまして、市内の文化協会などの各種団体等との連携も図る必要があるというふうに考えております。こ

れについてどのようなお考えをお持ちなのか、また加えまして外部組織、専門の研究機関ですとか大学など、また有識者の方の協力も必要になる場合もあるかというふうに思いますけれども、この点についてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか伺わせていただきます。

○地域振興課長（大法 努君） 文化芸術基本法におきましては、地方自治体にあつては文化芸術施策を講ずるに当たり、芸術家、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設、民間事業者、その他、関係機関等との間の連携が図られるよう、地域の特性に応じた施策の推進に努めるものとするとしておりますことから、こうしたことを勘案する必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも市で文化活動をやられてる方々、大変多くいらっしゃいますし、見識をお持ちの市民の方も大変多くいらっしゃるというふうに私は思っておりますし、多くのこの場にいる皆様も、多分お知り合いの方にも多数いらっしゃるかというふうに思っておりますので、そうした方々の御協力も仰ぎながら、ぜひとも我が市にふさわしい条例制定に向けて、御答弁でもございました指針、方向性、こういったことを指し示す、また今やっっているさまざまな活動を根拠づける条例制定に向けて、お取り組みいただければなというふうに思っております。

今さまざまお伺いさせていただきました課題を整理しながら、制定へ向けて一歩大きく踏み出しまして、具体的な行動をぜひとも開始していただきたいというふうに要望させていただきますけれども、改めまして市の御見解を伺わせていただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 条例の制定は、文化芸術活動に資することはもとより、市民の郷土に対する認識を高めるきっかけとなり、また文化芸術が地域に根つき、活発化することにより地域の活性化にもつながるといふ付随的効果がある場合もございます。現在、市におきましても、第四次基本計画に基づき、市民文化の振興として文化財を保存し、その活用を図ること、地域の伝統文化や文化財を保存するための支援を行うこと、文化芸術活動の情報発信を行うことなど、関係課において力を注いでいるところでございます。そうした取り組みを各部署で進める中で、条例制定に向けての課題の整理を持ち寄り、これまで以上の横断的な連携が必要でございます。まずは広範囲にわたる文化芸術のあり方の課題整理の確認をしていくことを、優先してまいりたいというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざま関係各所、お仕事が大変多い中とは思いますが、ぜひとも横断的な組織も立ち上げながら御検討をいただければなというふうに思っております。文化芸術の振興につきましては、人間の豊かな生活、経済的以上に個々人の内面の豊かさ、またその充実にとって非常に重要な役割を果たすものであるというふうに考えております。未来を担う子供たちにとりましては、文化芸術を鑑賞する、また創作する、豊かな感性を培うと同時に、人間性の深化にも寄与するものだというふうに思っております。

また、働き盛りの世代にとりましては、忙殺される日常において、心の潤いと、また蘇生につながりましたあしたの活力ともなるものです。さらに高齢者にとりましては、文化活動や地域の活動は健康寿命に直結をするものであるというふうに認識しております。運動習慣のみある高齢者よりも、運動習慣がなくても文化活動や地域活動をされている高齢者の方が、より健康に関するリスクが低い、こういった調査結果もあるようでございます。そして、文化芸術活動に携わることは、この人間精神の高みを求める、こういった崇高な、そういった行為でもございまして、人間本然の行為というふうに言えるのではないかとこのふうにも考えております。

さまざま都心では文化事業、催されておりまして、そういったものに参加できれば、それはそれでいいんでしょうけれども、何よりも身近な場所で質の高い文化芸術に触れること、そして何よりも、それ以上に市民お一人お一人が文化芸術の創造に積極的に携わることができること、それが市民お一人お一人の心の大地を耕し、地域のひととひとのつながりを強め、豊かな地域社会を形成していく大きな力になるものというふうに考えてございます。文化の力は思慮の力である。人間を結ぶ力である。また、すぐれた文化芸術は人間の心を結ぶ。こういった哲人の言葉もございます。そのための環境を整備し、そして持続させていくためには大きな方向性と指針を示し、自治体としてやるべきことを確固として定めて取り組んでいくこと、これ重要なことであるというふうに思っております。

そのためにも、繰り返しになりますけど、やはり条例の制定がかなめとなるというふうに、私どもとしては考えてございます。引き続き私ども公明党といたしましては、市に対しまして条例制定、御努力いただくよう強く要望をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、障害者の芸術振興の取り組みについてお伺いをさせていただくんですけども、今回、成立をいたしました障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、この中では地方公共団体の責務や進めていくべき施策について、客観的な評価にとどまらず、東大和市として積極的にこれを是として進めていこうと思ってるのかどうか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

この法律では、地方公共団体の責務につきまして、基本理念にのっとり、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととしておりまして、第8条の関係におきましては地方公共団体の計画といたしまして、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」というふうにもなっております。さまざま、そのほかにも鑑賞の機会の拡大ですとか、創造の機会の拡大、芸術上、価値が高い作品等の評価等、また発表の機会の確保、権利保護の推進等とさまざまなことが、この法律では規定をされておりますけれども、この点につきましての市の認識をお伺いさせていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律では、地方公共団体の責務として、今議員のおっしゃられたように、法の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施することとされております。主な取り組みといたしましては、都道府県レベルでなされるものというふうに認識しておりますが、市においてもその実情に応じて、可能な取り組みをしていくものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうしましたら、市としてこれまで障害者の方々の芸術振興について、どのような取り組みをされてこられたのか、具体的な事例があれば教えていただければと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 障害者の芸術振興についてであります。社会教育課では4年前に市民文化祭の参加者募集に当たり、共同作業所連絡会を通じて市内障害者、通所施設の方々に市民文化祭への参加チラシを配布し呼びかけをいたしました。その結果、毎年、市民文化祭美術展には、複数の通所施設から出展があり大変好評であります。また、市民文化祭では音楽連盟が実施する音楽愛好会コンサートにおいて、歌や朗読などをやる際、障害者の方々が一緒に舞台上で発表していただくなどの取り組みを行っております。現在も市民文化祭の出展等の募集を、各参加団体に呼びかけている状況であります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そういった地道に、また堅実に取り組みをされておられるというふう認識をさせていただきました。

それでは、東大和市におきまして、障害者の方々の芸術振興がなされていくことによる影響はどのようなものがあるのか、さまざまな、先ほど文化芸術におきましても波及効果があるというふうなお話ございましたけれども、こういった障害者の方々の芸術振興ということにつきましても、どのような影響があるのかお伺いをさせていただきます。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内にお住まいの障害のある方の中にも、文化芸術においてすぐれた能力を有する方がいらっしゃるものと思われまます。障害者の芸術振興がなされることによって、それらの方の励みとなり、障害のある方の自立と社会参加の促進につながるものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 障害のある方の社会参加、また自立につながるということで、大変大きな役割を持っているのかなというふうに考えてございます。ぜひともそういった点に留意しながら、この東大和市におきましてもさまざまなお取り組み、この法律自体は制定されたばかりですので、今後さまざまな事例も各地域で出てくると思いますし、また東大和市としても独自の取り組みをお考えいただきながら進めていただければなというふうに思っております。

そこで、東京都、先ほど都道府県単位で中心にやるだろうというようなお話も少しございましたけれども、東京都や他自治体、東大和市以外の自治体ではどのような取り組みがなされておられるのか。また、そうした取り組みと同様のことを東大和市として進めていくことに対する見解、どのようなものかお伺いをさせていただきます。

○障害福祉課長（小川則之君） まず東京都におきましては、平成30年度の新規事業といたしまして、障害者の芸術文化活動の支援拠点を設置し、芸術文化活動の振興を図るための障害者芸術基盤整備事業を実施すると伺っております。また、近隣市というところでは、立川市におきまして平成27年から実行委員会との共催により、アール・ブリュット立川という展覧会を伊勢丹の立川店等で開催しております。このアール・ブリュット立川は、もともと障害のある方の保護者等の活動があり、またアートの街立川としての文化芸術を振興するという市全体の取り組みがあり、実現したものと聞いております。当市において、同様の取り組みを進める場合には、まず立川市のような環境醸成が必要であるものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） その環境醸成ということ、非常に大きな点だというふうに思います。まずは障害者の方々、御自身はもとより、市民の方々の御理解、広くある中で、こういったアール・ブリュットというような取り組み、ぜひとも広げていただければなというふうに思っております。私ども公明党市議団、全員ではありませんけど、かつてそういった障害者の方々の芸術に携わるところ、視察をさせていただいた際に、非常にすぐれた作品はあるんだけれども、なかなか保護がされないというようなお話も伺ってまいりましたので、社会的な認知、こういったものも上げていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

また、こうした点につきまして、市内の各種団体と連携をしながら、ぜひ障害者芸術の振興を図っていただきたいというふうに考えておりますけれども、団体との連携との点、振興していくという点について改めて詳細なお考えを伺わせていただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 障害者の芸術活動ということでございますけども、障害のある方の芸術家として全国的に有名な、過去の方にはなりますけど、山下 清画伯などと大変有名な方もおられます。そういった方々におきましては、個人で活動というのはなかなか難しいというのも確かに、私どもとしてもそういう認識を持ってございます。そういったことで、当市におきましてもさまざまな活動もされてることもございますし、また実際にすぐれた能力を有する障害の方もおられるというふうには存じております。

しかしながら、なかなかそういった方々の把握が、市としましては十分な状況でないということもございませう。そういったことで、今後、各種関係団体、またそういった方々との情報共有や意見交換に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） やっと出番だということで、今回、障害の関係でアール・ブリュットとか、いろいろとお話ありましたけども、私もこの関係につきましては、もう議員になったかならないかということから、いろんなところに行って、いろんな方の作品を見させていただいています。特に印象に残ってるのは、あの青梅の敬愛学園がやっている青梅の織物組合の跡地みたいなところなんですけども、そこでやっている、初めて行ったときすばらしいなというふうに思いまして、毎年のようにお伺いしていろんな作品を見させていただいたわけなんですけども。先ほど佐竹議員がおっしゃったように、わっと思うような作品というのは、そうはないというのは事実だと思いますし、また毎回行くと大概でも、この作品はと思うようなものもあるというのも事実であります。その姿というか、やってる内容とか、そういうふうな、そこに携わってる人たちの姿を見たり話を聞いて、いつかは東大和にというふうな思いはもうずっと以前から持っていました。私自身も、立川のアール・ブリュット、伊勢丹、やりましたので行ってきましたけど、ちょっと違うんだなという思いであります。あれと同じようなことをするのは、今ちょっと違うかなという思いはございますけども、それが東大和にとってどんな形でやるのか、東大和のまちだとかいろんなものをあわせて、どんな形でやるのがいいのかなというのは、まだこれだという形には私自身、まだなかなか見えてはこないんですけども、ただいろんなところに行って、いろんな形でそこに参加してる人たちの作品を見たり、やり方を聞いたりしてくるというのは、これから大いに参考になるかなと思いますし、いつかは東大和でもそんなものができるように、ある地域の中にあるそのような形の活動をしている事業所、あるいは個人、いろいろとあると思いますけども、そういう方々がもっともっとネットワークを張って、力をつけてこないで、役所が主体的にやるというつもりはないんですね。主体的にやっちゃうと、どうしても感動という言い方はおかしいですけど、そのやっているところが熱いとかね、そういうふうなものが、いろんなところを見ますけど、役所が主体的にやっていると、どうもその熱さが伝わってこないかなという、私のこれは主観ですけども、そんな感じがしています。ですから、その辺のところはこれからはしっかりと、どういう形にするかは別にして、また地域の皆さん方の御意見等をいただきながら、主体的にやっていただけるようなネットワークというか、団体ができればいいかなと、そんなふうには思っています。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市長に大変、御理解、深いということで、大変心強い思いがしております。ぜひ条例制定の部分も含めて、ぜひとも積極的なお取り組みをお願いさしていただきまして、この質問、終わらせていただきます。

続きまして、2点目の死亡に伴う手続の利便性向上のための、おくやみコーナーの設置ということでござい

ます。

壇上でも申し上げましたように、高齢社会はこうした亡くなられる方が多くなる社会でもございますし、こういった手続もされる方も多くなる社会になります。そういった観点から、この手続の簡略化、利便性向上、これも非常に細かい点ではございますけれども、市民の皆様への行政に対する評価という観点からすれば、非常に欠かせない部分なのかなというふうに思って、今回質問させていただいております。

まず1点目といたしまして、死亡時の行政手続につきまして、書類を渡して手続を進めてもらってるということでもございましたけれども、その詳細な内容と具体的な手順、教えていただければと思います。

○市民課長（山田茂人君） 死亡届を提出した方への御案内につきまして、お渡しする書類の詳細な内容でございますが、市民課以外に関係する6つの課で、それぞれ必要な手続内容と各課の連絡先を記載しております。また、具体的な手順につきましては、例えば市民課の市民係に御遺族が来庁された場合を例にとりますと、残された世帯がお二人以上の場合、新しい世帯主を登録するお手続をしていただき、関係各課を御案内しているところであります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 6つの課が関係をしてるということで、やはり多いのかなというふうに思ってございます。こうしたさまざまな課にわたる手続に関しまして、市民の方が負担とを感じるような課題点があれば、それはどのようなものであるというふうに認識していらっしゃるのか伺わせていただきます。

○市民課長（山田茂人君） 大切な方を亡くされたばかりの御遺族が疲弊した状態で来庁され、死亡時に必要と思われる届け出を御判断し、関係する課の窓口でそれぞれの申請書に記載し、場合によっては煩雑なお手続を長時間かかって行っていたことは、肉体的、精神的にも御負担であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） おっしゃるように、確かに肉体的、精神的にも負担だというような点は、そのとおりだなというふうに思っております。高齢になられる方が多くなる中で、パートナーの方を亡くされる、亡くされた方も実は高齢だったりとか、また御家族の方が遠くに住んでらっしゃって、久しぶりとか、初めて東大和市に来たとか、そういった方々がなれない手続をしなければいけない。そういった負担を考えますと、やはりここは手続を簡素化、効率化していく必要があるのかなというふうに思っております。

壇上でも御紹介させていただきました別府市などで開設されたおくやみコーナーにつきまして、その詳しい内容と効果、どのように捉えておられるのか、またどう評価するのか伺わせていただきたいというふうに思います。

かつて西日本新聞の記事でございますけれども、この別府市のおくやみコーナーにつきましては、手続を一元化することでかかる時間を3割程度短縮させたと、遺族から感謝の声が届いているというような、そういった報道もなされております。3割程度短縮、これはすごい効率的になるのかなというふうに思っておりますけれども、こうしたおくやみコーナー、専門の窓口ということの開設につきましての認識、評価について伺わせていただければと思います。

○市民課長（山田茂人君） 別府市におきましては、死亡時に必要な届け出を1カ所で受け入れるおくやみコーナーの職員が、情報をパソコンに打ち込みますと関係課に70種類近い届け出のデータが送付されまして、その結果として届け出の要否情報が、おくやみコーナーで集約された後に、必要な届け出書のみを来庁者が関係各課に持っていくことができます。このように、手続の一元化がある程度実現されまして、別府市民からも便利

でわかりやすいと評価されております。また、御遺族の心理的な負担の軽減の効果や、作成した届け出書等の全ての情報を、おくやみコーナーと関係各課が共有するという事で、受付の時間の短縮効果があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

本当に手続してもらった側の市役所も、する側の御遺族の方も、お互いにメリットがあるんだなというふうに私は考えております。当市において、おくやみコーナーを設置した場合のメリットについては、どのようにお考えなのか伺わせていただければと思います。

○市民課長（山田茂人君） 別府市の事例と同様に、専用窓口ができることによりまして、手続を一元化いたしますと、手続に要する時間の短縮が図られるとともに、住民のいわゆるたらい回しも減りますため、御遺族の方の事務手続の負担とともに、届け出漏れや再来庁等が減少することが想定されます。また、精神的負担も軽減される効果があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 双方にとって大きなメリットがあるというふうに認識をさせていただきました。ぜひともこういった、当市におきましても開設を進めていただきたいなというふうに思っておるんですけども、改めまして市の御見解を伺わせていただければと思います。

○市民部長（村上敏彰君） おくやみコーナーの設置につきましては、手続の一元化やワンストップ化など市民の利便性の向上と事務の効率化が図られることは認識してございます。しかしながら、専任職員の配置や当市のような狭隘な庁舎内で、事務スペースの確保や他部署の横断的な連携など、解決すべき課題もありますことから、今後、先進市の事例を参考に研究を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 今回の部長がおっしゃっていただいた課題、確かにそのとおりだなというふうに思っております。今後さまざま行政改革をする中で、窓口の業務の改革ということも議題の一つに上がっておられるかなというふうに認識しておりますので、そういった中でぜひともこういった御家族の方、御遺族の方々に寄り添う、この手続を受ける側の論理じゃなくて、される方々の心情に寄り添うような、そういった改革、改善をしていただければなというふうに思います。ぜひとも検討を重ねていただければということをお願い申し上げまして、この質問、終了させていただきます。

続きまして、3点目の災害時の情報伝達についての質問に移らせていただきます。

この防災行政無線につきましては、壇上でも申し上げましたとお聞きこえづらいというようなお声がたびたびお寄せいただいております。今回の私ども公明党の市民の方々への訪問調査運動の中でも、たびたび私自身も伺わせていただきましたし、同僚議員も伺ってきたところでございます。この防災行政無線の性能につきまして、市民から日ごろどのような要望があるのか、改めて伺わせていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 防災行政無線に対する市民からの日ごろの要望といいますか、御意見でございますけれども、そのほとんどは聞こえない、何を言ってるかわからないという御意見でございます。それ以外といたしましては、うるさいですとか、話すスピードが早い、逆に話すスピードが遅い、それから子供の声のほう聞き取りやすい、こういった御意見を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) この間、相当、担当課といたしましても御努力をいただいているはずなんですけども、なかなか市民の評価というのは厳しいものがあるというふうに改めて認識をさせていただきました。その課題解決というのは、大変大きなものがあるかなというふうに思っております。

市長答弁におきましては、デジタル方式に向けた更新を行っているということでございました。改めまして、その詳細と効果はどのようなものか、またどのようなメリットがあるというふうに想定されておられるのか、伺わせていただきます。

○総務部参事(東 栄一君) 防災行政無線の更新の経緯といたしましては、電波利用環境の維持向上等を図るために、無線通信規制の改正というのが行われまして、いずれ既存の無線設備は使用できなくなるということになりますことから、ここで更新作業を開始したところでございます。更新にするに当たりましては、災害時においても周波数が有効利用できるデジタル方式が必要だということで、その更新を進めるところでございます。デジタル方式にするメリットといたしましては、一般的に双方向通信が可能になるということや、複数チャンネル化、それから手元のシステムとの連動などが可能になるというふうに言われております。現在のところ実施設計の受託業者にどのようなシステムとの連携等が可能なのか、提案をさせている状況でございます。以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) 双方向通信が可能、また複数チャンネル化、大変大きな変化があるなというふうに思っています。こういった機能を使ってさまざまな防災に関します事業、できるんじゃないかなというふうに、大きな可能性を秘めているというふうに認識をさせていただきました。ぜひとも、これにつきましては、十分に順調に事業が推移するように望むところでございます。

今現在の防災行政無線につきましては、その内容を電話で確認できるようにしていただいております。この議会におきましても、たしか電話番号をおっしゃっていただいたような気がするんですけども、このアピールですね。以前この電話番号でできるようになりましたよということ、市民の皆様にお知らせして、ああよかったねということでお声いただいたんですけど、それから数年たちまして、その存在すら忘れてしまっておられるような方もいらっしゃると思いますので、こうしたアピールを定期的に行っていただきたいなというふうに思います。現行の取り組み状況について聞かせていただければと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合の対処といたしまして、現在、今お話があったとおりの電話の自動音声応答サービスを実施してございます。これの周知でございますけども、現在のところでは市のホームページ、それから防災安全課の窓口でのチラシの配布ですね。あと市報につきましては、防災行政無線を使用する訓練などの記事とあわせて周知を行っていると、そういうところでございます。以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) さまざまな、できることをしっかりやっていただいていると認識しておりますけれども、防災行政無線、聞きづらいんだってお声をいただいた方に、いや電話で確認できますよというお話させていただくと、えっ、そうなのというようなお声いただきますので、1回聞いて、2回聞いても忘れてしまわれる方いらっしゃると思いますので、大変重要な情報が流れるものがございますので、ぜひともこういった電話での確認につきましては、引き続き御努力をいただければなというふうに思っております。

続きまして、防災行政無線以外の情報伝達につきまして、さまざまメディアを通じての情報伝達の種類があるというふうな御答弁ございました。これらにつきましては、全て積極的に活用をしていただきたいというふうに望むところでございますけれども、今現在それぞれをどのように活用されておられるのか、伺わせていた

できます。

○総務部参事（東 栄一君） 防災行政無線以外の情報伝達につきましては、避難勧告ですとか避難指示といった場合につきましては、先ほど市長から御答弁いただいたとおりでございます。先般の台風の際には、自主避難所として開設いたしましたことから、防災協定などにおける情報提供とはならないということで、そのときは市のホームページ、ツイッター、フェイスブック、それから防災行政無線と安全安心メールなどによる周知のほか、青色回転灯パトロールカーや消防団の広報車による広報により実施をしたところでございます。今後できる限り多角的なチャンネルでの周知ができるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

広域的に、例えば青色回転パトロールカーですとか、広報車によります広域的なものとお合わせまして、例えばSNS等を活用した、一人一人、個人にダイレクトに届くそういった情報、非常に重要になってまいります。特に東日本大震災以降、このSNSによる情報発信ということ、非常に利便性の高いものであるというふうな認識も社会的に広まりつつございます。ツイッター等の中には、豪雨情報が流れる可能性もあります。そこは十分注意しなければなりませんけれども、東大和市として公に発表される情報というのは、非常に市民の皆様にも頼りになるものだというふうに思っておりますので、こうした活用、今まで以上にもっと工夫はないか、もっと工夫はないかということ、ぜひとも研究、検討していただきながら実施をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、株式会社ジェイコムによります災害情報発信というもの、これが国立市や立川市で行われておるようでございます。当市もジェイコムとはさまざまなイベントの情報発信、行うなど一定の関係性があるものというふうに認識してございます。隣接市でこういった災害に関する情報発信ができていっているものが、当市できていない理由は何なのか、またこれを当市でも行っていけるようにしてほしいというふうに望むんですけども、そのためにはどのようなことが必要なのかお伺いさせていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 株式会社ジェイコムが行っている防災情報サービスというのは、防災行政無線に連動させて、災害情報等をジェイコムの加入者に対して情報提供するサービスでございます。近接市で行われていて、当市で行われていない理由ということでございますけれども、このサービスを活用するためには、防災行政無線のデジタル化が前提になってございます。ということで、現在今、デジタル方式への更新に向けて検討を進めてるところでございますけれども、これを連動させるためには、接続に必要な端子というのが必要だということを聞いておりますので、今設計業者と調整しているところですけども、その中で当市でも今後行うことが可能となるような設計のほう、考慮するようにということで調整を進めてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 防災行政無線と連動してということなので、デジタル化が必要ということで、今それにちょうどお取り組みをいただいているということでもございますし、今御答弁いただきましたように、設計の受託の方々とさまざまやりとりを調整をされてるということでございます。ぜひとも我が市におきましても、こういった情報伝達のあり方、可能なようにしていただければなというふうに思います。ぜひとも御努力をいただければなというふうに思っております。

そして、またもう一つ、エフエム立川を活用した取り組みはどのようになっているのか、伺わせていただければと思うんですが、ラジオというメディアは災害時に貴重な情報源として大変有効であるということが、こ

の間、大きな災害のときによく言われております。有効なメディアの一つとして、また協定先として大いに活用していただきたいというふうに考えておりますけれども、今後の取り組みの展望はどのようなものをお持ちなのか、伺わせていただければと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） エフエムラジオ立川株式会社とは、平成25年に災害時の災害防災情報放送業務に関する協定というのを締結してございまして、市が提供する情報について、通常放送に優先して放送することなどが協定内容となっております。これまでの実績といたしましては、避難所の開設に当たり情報を提供いたしまして、エフエムラジオに対して放送を依頼したところでございまして、今後の展望ということでありませけれども、通常放送に優先して放送をしてもらう内容、こういうことについて精査が十分に行われない部分もありますので、このあたりを精査しまして、さらに活用できるように努めてまいりたいと考えてございまして、以上でございまして。

- 16番（佐竹康彦君） テレビは電源が断たれてしまった場合には見れませし、携帯電話、スマートフォンなども情報が混乱する場合がありますし、またつながらないというような場合もございまして。しかしながらラジオにつきましては、受信機があれば、これは聞けるものでございまして、ぜひともそういったお取り組み、今後とも強めて、進めていただければなというふうに思っております。

また、別の観点なんですけれども、この春に総務委員会で視察をさせていただきました兵庫県淡路市におきましては、無線情報に関しまして全戸への個別受信機の配布を行っておられました。大変非常に、当然阪神・淡路大震災がありまして大きな被害があった。その中で十全な情報伝達をということで、その重要性を鑑みてお取り組みをしておられたようございませけれども、例えば当市におきまして全戸とはいかないまでも、例えば災害時における避難行動要支援者等で、希望される方へは配布を行うことなど、有効な手段というふうに思われますけれども、こういった取り組みにつきましては市の御認識を伺わせていただければと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） 個別受信機につきましては、防災行政無線が聞こえにくいエリアでも音声を届けることができるということで、有効な手段の一つであるというふうに認識はしてございまして。また、一方、今現在その防災行政無線のデジタル方式に向けての更新作業を進めてるところでございまして、来年から2カ年をかけて更新工事を予定してるところでございませけれども、おおよそ3億7,000万ほどの規模の工事を想定してるところでございませるので、現時点ではこの個別受信機の取り組みについては、当面は研究に努めてまいりたいと考えてございまして。

以上でございまして。

- 16番（佐竹康彦君） ぜひとも、全戸というわけには当然いかないと思われませけれども、先ほど申し上げましたように避難するのに困難なことが想定されませ高齢者の方、また障害者の方、妊産婦の方等々に、ぜひそういった情報が素早く、いち早く行き渡るような、取り組みの一つとして有効だというふうに学ばせていただきましたので、ぜひとも御検討、研究をしていただければなというふうに思っております。

また、淡路市におきましては、防災監視カメラも設置しておりました。東大和市におきましては、こうした設備は現在設置されているのかどうか。設置しているのであれば、その場所、効果はどのようなものか。また、今後危険箇所と思われる地域につきましては、監視対象としてカメラを設置し、そこで把握した状況、情報を地域住民へいち早く知らせることも非常に有効であるというふうに考えませけれども、この点に関しましての市の御認識を伺わせていただければと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） 防災に関する監視カメラにつきましては、現在、市内では東京都の建設局が高木

橋に1台設置しておりますけれども、市のほうでは設置はしてございません。今後、費用面、それから有効性等を含めまして、研究をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 16番（佐竹康彦君） 予算も伴うものでございますし、またその高木橋のほうに1台設置ということでございます。また、東京都とも連携をしながら、特にこの空堀川、奈良橋川につきましても、ぜひともそういった監視カメラもふやしていただけるようであれば、非常に対応もスムーズになるのかなというふうに思っております。

今回ボランティアで行かせていただきました真備の地域、通常、そういったようなことはないはずの地域であったところが、今回の急激な大雨によりまして河川の堤防が決壊して氾濫をしたということがございますので、いつこの空堀川、奈良橋川とも氾濫するかわからないような状況も、近年の浸水災害の状況もございまして、ぜひともこれは当市に限らず、東京都も含めた形で連携をとりながら、お願いできればなというふうに思っております。

続きまして、この防災行政無線に再度ちょっと戻りますけれども、デジタル方式の更新によります多様な情報伝達手段として、この連携をしていくということについて、具体的な考えを聞かせていただければなというふうに思います。先ほど多様なメリットがあるというふうな御答弁でもございましたけれども、もう一度、再度具体的なお考え、聞かせていただければと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） デジタル方式の更新による多様な情報伝達手段との連携についての具体的な考えということでございますけれども、先ほどお話ししたとおり、今設計の受託事業者と調整をしてるところでございますけれども、現時点では緊急速報メール配信サービス、それから災害伝言ダイヤル、あと安全安心情報サービスの連携、それから先ほどお話がありましたジェイコムさんの情報——防災情報サービスか、これの連携、こういったものができるかどうかを考えるとございまして、実現できないものもあるかもしれませんけれども、現時点ではそのあたりの検討を進めてるところでございます。

以上でございます。

- 16番（佐竹康彦君） より多くの事例を研究していただきながら、1つでも多く、これは実現していただけるように望むところでございます。よろしく願いいたします。

もう一点、防災行政無線以外の方法といたしまして、例えば長崎県の東彼杵町というところでは、整備されております災害防災情報提供システム、防災Infoひがしそのぎというものがございまして、民間事業のシステムを活用した情報送信のあり方、こういったことも検討する価値があるというふうに考えますけれども、市としてのこの民間事業のシステムを活用するという点について、またこうした事例を引きました東彼杵町の事例につきまして、見解を伺わせていただければと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） 今御紹介のありました民間のシステムは、アットインフォカナルというインターネットや携帯電話回線を使用して、必要な情報を受信者に伝達する情報配信サービスということでございます。防災行政無線が届かないエリアに対応できるとか、同時配信及び即時集計などの双方向通信が可能となる、あるいはパソコンなどから配信ができて、地域の方による配信も可能と、こういったようなメリットがあるというふうに聞いております。

ただ、費用面では、イニシャルコストが1,000万円程度ということなんですけれども、サービス料としてのランニングコストが毎年度、数百万程度かかるということで、やはりこのあたりがネックのところになるという

ふうを考えるところがございます。災害情報につきましては、適時適切に伝達されるべきものでありますので、御紹介いただいたような情報送信手段につきましても、絶えず検討していく必要はあるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

そうですね、私もちょっと調べさせていただいたんですけども、聴取状況を瞬時に確認することができるために、公助の手をどこに差し伸べるべきかの判断材料を得ることができるですとか、聴取状況は地図上のポイントを集計グラフで確認できるとか、ピンポイント放送も可能ということで、非常に使い勝手のいいというか、非常にすぐれたシステムであろうかというふうに思います。ただ、おっしゃるようにランニングコストがかなりかかるということもあるかと思うんですけども、何よりも市民の貴重な生命と財産を守る、そういった責務も市としてはあるかというふうに思いますので、ぜひともさまざまな手段、活用していただきながら、まずは今ある防災行政無線のデジタル化更新を順調に進めていただきながら、いざ災害が起きたときに速やかに情報が伝達されて、市民の皆様の生命が守られる、そういったお取り組みをさらに強めていただきたいというふうに望みまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、午前中に続きまして再質問させていただきます。

4点目、性的少数者に対する理解促進と支援についてでございます。

この問題につきまして、過日、私ども公明党、東京都に所属しております議員と、当事者の方とお話をさせていただく機会がございました。その中で、さまざまな点につきましてお話を伺う中で、非常に厳しい状況の中でこれまで生きてこられたんだというような、また社会的な制度として非常に置き去りにされてるというような、そういった印象を強く受けまして、改めましてこの性的少数者の方々が社会的に置かれる状況、また差別意識の中で暮らしていかざるを得なかった状況というものを、改めて認識をさせていただいたところがございます。

また、全く個人的な話になるんですけど、私個人としても小学校以来の友人に性的少数者の方がいらっやいまして、たまたまことしに入って何人かの同級生とともに、彼のパートナーとともにお話をさせていただく機会がありました。その中で、全てではありませんけれども、少し苦労したというようなお話も若干伺ったところがございまして、私自身としても身近な問題として、この課題、捉えておるところでございます。

そこで、まず1点目なんですけども、答弁では差別や人権侵害をなくすためのパネル展を開催してるということがございました。これまで、このパネル展におきましては、性的少数者についてどのような取り上げ方を行われてきたのか、その詳細を伺いたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 人権パネル展では、性的少数者について個別に取り上げてはございませんが、障害者、高齢者の方、同和問題、拉致問題等、さまざまな人権問題の一つとして、体と心の性が一致せずに苦しんでいる人がいるという、そういう性同一性障害について、人権を考える機会にパネル展の中で触れると

ころでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 同和、拉致問題等々、一緒に取り上げていただいているということで感謝申し上げます。

これまで、この性的少数者の方から行政に対しまして相談、要望など、どのようなものがあつたのか。また、あつたとすればどのような形で、それに市として対応されてきたのか、この点について伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 全庁的にでございますが、これまでのところ窓口、電話等でのお問い合わせ、また要望等はいただいております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 相談、御要望等はなかったということございました。だからといって、当市にこういった方々が全くいらっしゃらないというわけではないというふうに思っております。

ここで、ちょっとした数字なんですけれども、参議院事務局が編集してます雑誌に「立法と調査」というものがございまして、この2017年11月に発行されましたナンバー394、ここに参議院法務委員会調査室の中西絵里氏の報告がございまして、この2017年11月に発行されましたナンバー394、ここに参議院法務委員会調査室の中西絵里氏の報告がございまして、ここによりますと、LGBTの人口規模につきましては、公的な統計が存在をしておりますけれども、企業等による調査では約8%、また有識者の発言として3から5%という数値が上がっております。これを単純に当市の例えば8万5,000人と仮定した人口に当てはめてみますと、8%であれば6,800人、3から5%であれば2,550人から4,250人程度でございます。先ほど相談件数等はなかったということでございますけれども、潜在的な数としては数千人単位で、我が市にもそういった性的少数者の方々がいらっしゃるということにはなります。ちなみに、このパーセンテージのことにつきまして比較しますと、血液型でAB型の人口規模というのは約10%というふうに言われておまして、また左ききの方の割合が8%から15%というふうに言われております。この性的少数者の方の割合、多いほうの数値をとりますと、さほど変わらないものでございまして、同程度に身近にいらっしゃるということが、推測をされるのではないかなというふうに思っております。

同じこのレポートにおきまして、諸外国の状況もさまざまな社会的状況が示されております。それによりますと、性的指向に関します差別禁止法、これが存在する国は76カ国と85地域に上ると。これは2016年の8月現在でございます。また、国連人権理事会におきましては、2011年、個人の性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別に対するゆゆしき懸念を表明する性的指向と性自認に基づく初の国連人権決議となる決議、これを採択をしておるそうでございます。これは日本も賛成をしております。

また、国連の自由権規約委員会は、国連人権規約の自由権規約第40条に基づきます日本の第6回報告に対する2014年7月23日の最終見解におきまして、締約国は性的指向及び性別認識を含むあらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に実効的かつ適切な救済を与えるべきである。こういったふうな国際的な方向性が示されておるところでございます。

また、2014年、オリンピック憲章には性的指向を理由とする差別の禁止、これが盛り込まれました。一方で、およそ76カ国において個人の同意に基づく同性愛が差別的な法律で犯罪と定められておまして、さらに少なくとも5カ国では死刑判決さえ受けかねない状況に置かれて、さまざま国際状況の中でも分かれておることでございます。

また、この同性婚ということにつきましては、我が国を除くG7の国々が同性婚、またはそれに準じた制度を認めておることございまして、こういった状況からすると、先進国の中でもこの点につきましては

日本としては若干おくれるのかなという認識をしているところでございます。こういった状況も踏まえた上で、人権上の観点から、また法もとの平等という観点から、現行の性的少数者の方が置かれてる状況を、市としてはどのように捉えていらっしゃるのか。また、こうした状況を踏まえた上で、より理想的なあり方とはどのようなものか、お考えになっていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 性的少数者、LGBT当事者の方々が職場や社会生活において、さまざまな差別と偏見に苦しんでいるということは、報道なども通じて承知をしているところでございます。現に権利の面においても、保障されていない部分が多々あるのが実情であると思います。市といたしましても、さまざまな性のあり方を理解されずに、生きづらさを感じている方々に対して、こうした人との違いを理由とする偏見や差別により、不当な扱いや不利益をこうむることがないように、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を相互に認め合う共生社会の実現が望ましいと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁の最後の共生社会の実現が望ましいという大変心強い言葉をいただきました。

次に、東京都ですとか、また近隣自治体の取り組みとしてどのようなことがなされているのか伺わせていただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 東京都においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、ホストタウン、ホストシティにふさわしい性的マイノリティを理由とする差別のない東京の実現を目指し、人権尊重の理念がより一層、社会に浸透していくことを目的として、（仮称）東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例の策定に向けて準備を進めております。

また、近隣自治体での取り組みといたしましては、国立市において平成30年4月から国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例が施行されました。条例の特徴といたしまして、性的指向、性自認等を初めて知る方でもわかりやすく条文に表記していること。性的指向、性自認等の公表の自由は個人の権利とする。他者が本人の意に反して勝手に公表することは認めないということが掲げられております。

また、この条例を応援してくれる市内の事業者や団体などにステッカーを配布しており、現在5つの事業者及び団体に配布してるとのことでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 東京都の取り組みにつきましては、本定例会の市長報告の資料の中にもございまして、私も拝見させていただきました。他自治体の取り組み、また国立市のそういった取り組みをお聞かせいただきましてありがとうございます。また、そのほかには世田谷区、渋谷区のパートナーシップ制度導入、こういったことにも言及されてたかというふうに思います。パートナーシップ制度につきましては、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、ここでも制度化されておまして、虹色ダイバーシティというところの調べによりますと、2018年4月時点で168組のカップルが誕生した、こういった調査報告がございまして。

このパートナーシップ制度なんですけれども、さまざま方式ございまして、渋谷方式、世田谷方式、中野方式、那覇方式、こういった4つの制度が、類型があるようでございまして。渋谷方式につきましては条例、そのほかは、3つの方式は要綱でなっておるようでございまして、渋谷につきましては愛情と信頼に基づく真摯な関係、相互任意後見契約・共同生活合意契約の公証、同性パートナーシップ証明書の交付。世田谷方式につきましては、同性パートナーシップ宣誓書受領証の交付。中野方式につきましては、世田谷方式に加えて公正証書を添えると、その書面の受領証も交付、2階建て方式になってると。那覇方式につきましては、パートナー

シップ登録簿への登録、登録証明書を交付というような形で、さまざまやり方あるそうでございますけれども、こういった制度が導入されておるといふことではございます。

このパートナーシップ制度につきましては、さまざまな御意見あるかと思うんですけれども、性的少数者の方の人権を尊重するという点からは、当然行政として取り組むべきということではございます。性的少数者というだけで日常生活、ひいては人生の重大な局面において不利益をこうむらざるを得ない、こういった状況があるとすれば、これは早急に改善していく必要があるというふうには考えます。この制度の導入に対します市の認識はどのようなものか、お聞かせいただければと思います。

○地域振興課長（大法 努君） 法的な問題や認知度の低さなど、社会的障壁が存在していることにより、性的多数派の人が当たり前には保有する権利が、LGBT当事者の方々にはさまざまな面において保障されていない部分が存在していることは承知しております。パートナーシップ制度に取り組む自治体が少しずつふえてきており、こうした取り組みが性的少数者の方々への支援策、理解促進の一助になっているものと認識しておりますが、まずは偏見や差別を形づくる阻害要因を和らげるため、市民の皆様並びに市職員に対する正しい知識の普及や、性についての多様性があることへの理解を深める取り組みを、今後進めていくことが当市においては先決であると認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市としては、制度の導入よりも、まずはそういった知識の普及啓発を優先していくというふうなお考えであることは承りました。

また、他の自治体の取り組みといたしましては、大阪市淀川区、または愛知県豊明市のLGBT支援宣言等に言及をされております。この支援宣言の詳細はどのようなもので、具体的にどのような取り組みがなされているのかお聞かせください。

○地域振興課長（大法 努君） 支援宣言の詳細でございますが、大阪市淀川区の支援宣言におきましては、LGBTに関する職員人権研修を行うこと、LGBTに関する正しい情報を発信すること、LGBTの方々の活動に対し支援等を行うこと、LGBTの方々の声、相談を聞くことを宣言しております。

愛知県豊明市の支援宣言は、名称がLGBTとともに生きる宣言と称してございまして、全ての市民の人権を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、誰もが心豊かに暮らせるまちを目指し、LGBTへの配慮と理解の浸透に努めることを宣言しております。

具体的な取り組みといたしまして、大阪市淀川区では性的少数者への方々やその家族、友人といった周囲の方々が集えるコミュニティスペースというお茶会を月に3回開催しております。この会において、個別相談を別室で行っております。また、啓発ポスターを作成し、淀川区公式ホームページから自由にダウンロードできるような取り組みをしております。

愛知県豊明市の取り組みでございますが、NPO法人とLGBTに対する理解促進、啓発のための連携協定を締結しております。また、「LGBT基本のキホン」というハンドブックの作成や、さまざまなセクシュアルマイノリティーの方々が集う、名古屋市で開催された虹色どまんなかパレードに参加し、ブースの出店や今後の取り組みについてPRをしたとのことではございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした宣言をした上で、積極的な取り組みをされてる自治体の事例、大変参考になりました。

また、ほかには札幌市におきましては、LGBTフレンドリー指標というものを示しまして、市内企業においてLGBTを支援、配慮した取り組みを行っているところを、LGBTフレンドリー企業として登録し、基本方針や啓発、福利厚生、内部体制等々、そういったものを評価するということで、自治体として職場の環境改善を促進する施策として取り組んでいるというようなことでもございましたので、ぜひともこういった事例も御参考にしていただければなというふうに思います。

それとちょっと角度を変えますけれども、教育現場におけます性的少数者についての取り組みはどのようなものがあるのか、児童・生徒に対する啓発活動、また児童・生徒の中で仮に自身の性的なアイデンティティーで悩みを抱えているお子様がいらっしゃった場合の対応について、どういった取り組みをされてるのか伺わせていただければと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校における性的少数者に関する取り組みにつきましては、児童・生徒や保護者からの相談に応じて、服装への配慮など学校生活における対応に取り組んでおります。また、研修会や研究冊子等を活用して、教職員が正しい理解と認識を深められるように取り組んでおります。

児童・生徒を対象にした啓発につきましては、あらゆる偏見や差別をなくす視点からの人権教育に取り組んでおります。悩みを抱えている児童・生徒への対応につきましては、相談しやすい環境づくりを行うとともに、児童・生徒や保護者の相談等があった場合には、当該児童・生徒や保護者の意向等を十分に踏まえ、個に応じた慎重な対応を組織的に行っております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** お取り組みはしていただいているということで、認識をさせていただきました。

先ほど申し上げました当事者の方々とお話し合いの中で、私個人的にちょっとそのお話をいただいた方と少し時間をいただいてお話をさせていただいた中で、これからやっぱり教育が非常に大事だというようなお話、頂戴しました。やはり差別、偏見をなくして、どのような差別、偏見についてもそうなんですけれども、やはりこの性的少数者に対する差別、偏見をなくす意味でも、またこういった心の中でそういったことに悩んでいらっしゃる方々というのは、非常にその自殺傾向も強いような、そういったお話もございます。そういった命を、大事な大事な命を守るという観点からも、教育現場での取り組みって非常に大事だというようなお話を頂戴いたしました。こうした正しい認識を定着させるために、今後の学校現場での啓発活動に必要なものは何なのか、私はこういった活動、大変重要で必要だと考えているんですけども、教育委員会としてどのような取り組みを今後していこうと考えておられるのか、伺わせていただければと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 性的少数者に関する啓発につきましては、教職員が正しい理解と認識を深められるようにしていくことが大切であると認識しております。東京都などに問い合わせたところ、小中学校の児童・生徒を対象とした性的少数者に関する先行指導事例は把握できませんでしたが、今後の動向等を注視し、児童・生徒の発達段階や影響等についても慎重に配慮した今後の取り組みについて、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ぜひ、教育現場での取り組み、強めていただければなというふうに思います。こうしたことで悩むようなお子様、また人生、道を間違ってしまうようなお子様がいないように、ぜひとも留意をしていただければなというふうに思っております。

先ほど御答弁でもありましたように、東京都といたしましても、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権

尊重の理念実現のための条例が制定に向けて検討されております。その中で、多様な制度の理解の推進との項目がございまして、国や区市町村との協力にも言及がございました。こうした時代趨勢を鑑み、例えば具体的にパートナーシップ制度の導入ですとか、また他自治体でもあったLGBT支援宣言等々、こういったことを推進するということにつきまして、また性的少数者への理解と支援を促進するということにつきまして、積極的に東大和市としても取り組んでいただきたいというふうに考えますけれども、市の御認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 根強い偏見や差別、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しむことのないよう、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすための理解を深める取り組みを、今後進めることがますます重要であると認識しております。

本日の朝刊にも、昨日、中野区で初めてパートナーシップ制度に基づき宣誓書が提出された記事が大きく取り上げられておりました。当市におきましても、多様な性の理解への推進の観点から、御質問にありましたパートナーシップ制度やLGBT支援宣言につきまして、引き続き先進市の取り組みにつきまして調査研究してまいりたいと、このように考えてございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

かつて日本初の同性愛者の権利にかかわる裁判が行われました。府中青年の家事件というものでございまして、この東京高裁の判決文には、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは、公権力の行使に当たるものとして許されないことである。こういった司法としての判断が述べられておりました。今部長のほうからも心強いお言葉ございましたけれども、まずパートナーシップ制度の導入ですとか、また先ほどの支援宣言、またハンドブック、具体的な政策としてはハンドブックの作成とか、また教育現場におけるお取り組み等々、さまざまな観点で、ぜひとも今後とも積極的にお進めいただきたいということを要望いたしまして、この質問、終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

続きまして、5点目の創業者への支援ということでございます。

御答弁には、商工会を通して家賃補助をしているというようなことでございました。まず、その詳細について教えていただければと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 商工会を通じて実施している家賃補助の詳細についてであります。

まず、対象となる要件がございます。小売業及びサービス業、建設業、製造業等の経営者として創業を目指している。また、創業をして間もない方。中小企業大学校東京校にございますビジネスト、こちらはインキュベーション施設となっておりますが、ここの入居者の方であり、東大和市内に本社登記及び対象事業所を構えることが要件となっております。補助額につきましては、不動産契約時の費用について、10万円を上限に補助するほか、不動産賃貸料では月額30%、2万5,000円を上限に最長4カ月補助する制度となっております。最大20万円の補助を受けることができることとなっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 私、市のホームページ等、拝見しまして、家賃などに対します補助制度ないのかなと思っております、他の自治体を見ますと、そういうものがあったものですから、お聞きしたら商工会を通してやってらっしゃるということでございました。

例えば壇上でも申し上げました荒川区、浜松市、名古屋、金沢、宮古などでは、この自治体が主体として補助制度を実施してるわけでございますけれども、当市は行政ではなく、なぜ商工会を通して行っているのか、商工会を通して行うメリットがあるということだというふうに思うんですけれども、どのようなものがそういったものであるのかということをお教えいただければと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 商工会を通して行うメリットについてであります。家賃補助の主な対象者といたしまして、市が実施する創業塾の受講者や、東大和市商工会が実施する創業支援を利用された方などを考えておりますことから、平成28年度に商工会を通して実施いたしました空き店舗活用事業、これは空き店舗情報の発信になりますが、こちらの活用、そして商工会への加入促進を図られること、また創業者にとっては継続的な経営支援が受けられること等、地域工業の発展に、商工業ですね——の活性化に結びつくといった利点があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 済みません、ちなみにこちらの補助制度を活用した実績というのは何件ぐらいおありなのか、おわかりになりますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） こちらの補助制度の実績でございます。平成29年度から、この制度を行っております。平成29年度には、新規開業者2件程度の募集を行いましたところ、2件の方が市内で創業されております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、予定した予算、全て使い切るぐらいの形で申し込みがあったということで理解をさせていただきました。

こうした補助制度につきまして、認知度はどのぐらいあるのか、こうした情報がより多くの事業主体の方に伝わっていれば、東大和市での創業への動機づけにもなるかと思っております。情報発信の現在のあり方と今後の取り組みについて御見解を伺いたいと思っております。

○産業振興課長（小川 泉君） 情報発信と今後の取り組みについてでございます。

現在、平成30年度における家賃補助の募集期間であり、商工会が作成いたしましたチラシを創業塾の受講者に配布するとともに、市役所、商工会、ビジネストの3カ所に設置するほか、商工会のホームページ、こちらのほうにも掲載してPRしてるところでございます。今後の取り組みについてでございますが、市が実施する創業塾の受講者や東大和市商工会が実施する創業支援の利用者を中心とするだけでなく、幅広く周知を図りながら積極的な創業支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 創業者にとりまして、事業をどこで行うのか、またその行う場所の確保というのは大変重要であるというふうに思っております。そうした観点から、現状の商工会を通しての補助制度があったわけでございますけれども、来年、再来年等、金額の面でも、事業内容の面でも、ぜひとも制度の拡充をしていただければなというふうに思います。壇上でも申し上げました市内事業者の方々のお話をさせていただいたときに、この制度のことを御存じだったと思うんですけれども、それも踏まえた上で、ぜひとも行政の支援をとというようなお話もございましたので、ぜひともそういった制度の拡充を目指していただきたいというふうに思いますけれども、御見解を伺わせていただければと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 制度の拡充についてでございますが、当市では創業当初の経営が不安定な時期に、賃

料の一部を補助することで、市内における創業支援をする考え方から、中小企業大学校東京校にございますビジネスとも連携をしながら、東大和市商工会を通じて家賃補助を行ってるところでございます。そこで、こうした連携機関とも十分に調整を図りながら、一人でも多くの方に東大和市を本拠地として創業していただけるよう、他の自治体の取り組み事例等も調査しながら、制度の充実や拡充についても研究してまいりたいと、このように考えております。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとよろしく願いいたします。

経済的な面だけではなく、地域コミュニティの維持、または活力という点でも、こういった創業の取り組み、非常に重要であるというふうに思いますので、何とぞ今後とも御努力いただければというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（押本 修君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5 番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成30年第3回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

子供たちが健やかに成長し、安全に安心して暮らせる社会の構築は、国や地域を問わず全ての人々の願いであります。しかしながら、近年、日常生活の中で子供が犯罪に巻き込まれる事件や、交通事故、また災害に遭遇するなど、子供を守る防犯、防災対策の強化、充実が喫緊の課題となっております。

本年5月、新潟市において下校途中の7歳の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。また、全国の犯罪情勢からも道路上における被害者が13歳未満の事件はほぼ横ばいで推移しているほか、被害時間が月曜日から金曜日の15時から18時に集中している傾向にあり、登下校時の子供の安全確保の取り組みが求められております。また、6月には大阪北部で発生した地震災害により、ブロック塀が倒壊し、通学中の9歳の女子児童のとうとい命が犠牲となりました。建築物に附属するブロック塀は、建築基準法で基準が定められ、安全性が確保されておりますが、安全基準を満たしていないブロック塀は地震時に倒壊し、通行人に危害を及ぼすほか、避難路の通行に支障を生じるなど早急な対応が必要です。

本市としても、犯罪や災害から子供を守る取り組みとしてさまざま実施されておりますが、子供が犯罪や地震、火事などの危険に出会ったとき、どう対応すればよいか、事前に認識し的確な行動がとれるよう安全教育の推進、また子供の安全を確保するための防犯訓練や避難訓練を重ねるなど、子供の命を最優先とした安全安心のまちづくりの推進が重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、犯罪から子供を守る取り組みについて。

ア、現状及び対応は。

イ、子ども110番、こまったときの救急ハウスの状況は。

ウ、安全教育の推進及びICTを活用した取り組みは。

エ、今後の課題は。

第2に、災害から子供を守る取り組みについて。

ア、現状及び対応は。

イ、公共施設及び通学路などの安全確保は。

ウ、防災教育の推進及び危機管理体制の充実は。

エ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、犯罪から子供を守る取り組みの現状及び対応についてであります。青色回転灯パトロールカーによる小中学校及び学童保育所等を中心に、市内全域のパトロールを実施しているほか、不審者出没情報が入り次第、速やかに安全安心情報サービスによるメール配信を行い、注意喚起に努めております。また、市内の小中学校におきましては、通学路の安全対策として、ボランティアによる登下校の見守り活動を行っております。また、通学路に防犯カメラを50台設置し、適切な運用に努めております。このほか小学校低学年の下校時間に合わせ、防災行政無線で下校時の見守り放送を行っております。

次に、子ども110番、こまったときの救急ハウスの状況についてであります。子供たちに防犯上の非常事態等が発生した際に、保護や通報等を地域の皆様をお願いすることで、地域の見守りの強化を図っております。詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。

犯罪から子供を守る取り組みについてであります。学校におけます安全教育の推進は、子供が犯罪について理解し、安全に行動できるようにするとともに、安全・安心なまちづくりを目指すことが重要であると考えております。また、児童の登下校時の見守り対策の一環として、ICカードを活用した児童の見守りシステムが市内の全小中学校及び学童保育所に導入され、2学期から運用を開始されたところであります。詳細につきましては、教育委員会及び担当部長から説明をお願いします。

次に、今後の課題についてであります。犯罪から子供を守るためには、安全教育の推進とともに地域の方々の理解や協力が欠かせないものと考えております。こまったときの救急ハウスの協力者の拡大や、児童の登下校時の見守りを行うボランティアの方々の確保が課題であると考えております。

次に、災害から子供を守る取り組みの現状及び対応についてであります。各学校におきまして学校安全計画に基づき、安全管理と防災教育に取り組んでおります。公共施設及び通学路の安全確保につきましては、平成30年6月18日の大阪府北部の地震により、小学校のプールの塀が倒壊し、児童が死亡した事故が発生したことを受け、市におきましても緊急に公共施設のブロック塀等の安全点検を実施するとともに、通学路における危険性のある箇所につきましては迅速に確認を終えました。防災教育の推進につきましては、子供がみずからの安全を確保できる力の育成が重要であり、災害時の行動についての理解教育を行っております。危機管理体制の充実につきましては、引き渡し訓練や安全点検を通して、子供を守る体制整備の充実を図っております。今後は過去の災害における教訓を踏まえた環境整備や、子供が災害から身を守る取り組みの充実を図ることが必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会及び担当部長から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、犯罪から子供を守る安全教育の推進及びICTの活用についてであります。

安全教育の推進につきましては、登下校時の安全や地域や社会生活の安全などについて、発達段階に応じて計画的に取り組んでおります。全小学校では、子供自身が地域を歩き、犯罪が起りやすい場所を点検して地図を作成する地域安全マップづくりの学習を行っております。また、小中学校でセーフティ教室を実施し、保護者や警察との連携を図り、不審者被害防止等に取り組んでいるところであります。また、児童の登下校の見守り対策の一環として、PTA、保護者が主導のもと、ICカードを活用した児童の見守りシステムが市内の全小学校で導入され、この2学期から運用を開始いたしました。このシステムは、市のさまざまな安全対策事業において大きな役割を果たすものと考えております。

次に、災害から子供を守る取り組みについてであります。学校においては毎月実施する避難訓練や、定期的な安全指導など、災害を想定した安全管理や防災教育に関する具体的な取り組みを進めております。大阪府北部の地震を受けて、緊急に行った点検の結果、学校施設のブロック塀につきまして、現在、基準に適合しないものが発見されたことから改善に向けて取り組んでおります。通学路につきましては、夏季休業期間中に行った学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者による合同点検の際に、民地のブロック塀、万年塀の状況について確認を行いました。現行の基準に適合しない箇所につきましては、可能な限り反対側の歩道を通行するなど、現状の対策としております。

防災教育の推進につきましては、東京都教育委員会が作成した教材、防災ノートや地震と安全などを活用し、子供が災害時に適切な行動がとれるように発達段階に応じて指導しております。危機管理体制の充実につきましては、保護者や関係機関と連携をとり、引き渡し訓練や施設等の安全点検、避難所運営マニュアルの作成などに取り組んでおります。今後はこれまでの災害時における教訓から課題を明確にし、本市における取り組みに生かすことにより、その充実を図ってまいります。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 続きまして、子ども110番、こまったときの救急ハウスの状況の詳細についてであります。子ども110番は東大和警察署から地域の方々へ、子ども110番のポスターの掲示を依頼しているものです。こまったときの救急ハウスにつきましては、市報などで協力を呼びかけ、協力者として登録をいただいた個人や団体に対して、目印となるポスターを配布し、自宅や事業所の門や塀などに掲示をお願いしております。これまでに合計986枚のポスターを配布し、多くの方々の御協力をいただいて、子供たちの見守りを行っております。

次に、学童保育所における児童の見守りシステムの導入についてであります。全学校への導入に合わせて民間学童保育所2カ所を含めた市内全13施設に機器を設置し、運用を開始しております。機器は主に学童保育所指導員の事務机周辺に設置し、入室及び退室時に児童みずからカードを機器にかざして利用しております。

次に、子育て支援部が所管する公共施設における災害から子供を守る取り組みについてであります。公立保育園、学童保育所、子ども家庭支援センターでは、子供たちを安全に避難、誘導することができるよう定期的に避難訓練を実施しております。また、大阪北部地震を受けて緊急に行った点検の結果、公立保育園、学童保育所、児童館、子ども家庭支援センターにおいては、特段危険な箇所はなく、安全を確認しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、犯罪から子供を守る取り組みについての現状及び対応はについてです。

市長の御答弁でも、青色回転灯パトロールカーですとか、安全安心情報サービスのメール配信ですとか、ボランティアによる登下校の見守り活動、また防犯カメラの設置、防災行政無線での見守り放送の実施などなど、さまざま取り組んでいらっしゃるとの御答弁でした。

そこで、まず私も配信していただいている安全安心情報サービスのメール配信について伺いたいと思います。

不審者の出没情報が入り次第、速やかにメール配信されているということですが、その安全安心情報サービスで提供される情報の内容について伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 安全安心情報サービスで提供される情報の内容でございますけれども、不審者情報について申し上げますと、発生日時、発生場所、不審な行為の概要、不審者の特徴、それと不審者を発見したらすぐに警察に連絡することといった内容を提供してございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った内容だということで、例えば8月30日の8時49分に配信された不審者情報を申し上げますと、昨日、午後4時ごろ、南街3丁目付近で男が生徒に卑わいな行動をして見せたとの情報が入りました。男は30から40代ぐらいで、黒のTシャツにデニムのジーパンでマスクを着用し、ベージュか灰色のニット帽をかぶっていたとのこと。不審者を発見したら、すぐに警察へ連絡してくださいとの内容で配信をされました。

この安全安心情報配信サービスで提供される情報の内容として、今伺ったように、日時だとか、そういうものですが、小中学校などの周辺で発生した不審者出没情報ということですね、そういうのは、ですので、朝の8時49分に配信されていたとしても、これは情報としては前日の夕方に発生した情報なんです。夕方に発生しましたから、時間的にも、そのずれというんでしょうか、タイムラグが生じてしまっていて、ただあくまでも不審者出没情報の提供という位置づけであれば、その注意を促すような、注意喚起の情報提供でいいのかもしれませんが、メールを受信した保護者や地域の住民の方にとって、例えば夕方の4時ぐらいにそういった不審者が出たならば、その南街3丁目付近で塾に通っている親御さんが、じゃ帰りがけは少し気をつけて帰んなさいよという、子供に対して連絡のとれるような迅速な対応ができるようなということですか、すごくタイムリーな情報というのは難しいかもしれませんが、もう少し早目の情報提供を心がけていただきたいというふうに思うんです。

また、その出没した不審者が検挙されたというふうな情報も、ぜひいただくことによって、よりこの安全安心情報配信としての幅が広がり、市民の関心ですとか防犯意識の向上につながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 安全安心メールで不審者情報を配信する場合には、まず不審者情報が防災安全課のほうに提供されてることが前提になります。通常この不審者情報については、主にですけれども、被害を受けたり不安を感じた児童・生徒から学校等に通報がありまして、その内容が教育委員会に報告され、次に教育委員会から防災安全課のほうに情報が伝達されてくるという流れになっておりますので、どうしてもタイムラグが生じます。また、被害を受けたとされる児童・生徒が、なかなか親御さんと学校のほうに言わないで持ってるケースもありますので、結果としてタイムラグというのはどうしても生じるというふうに考えてございます。今御説明あった8月30日の早朝にメールを配信したケースにつきましても、その前日の私どもの勤務時間外に連絡があったというもので、対応ができませんので、仕方なく翌朝にメール配信をしたものでございます。

今後もできる限り速やかにメール配信には努めたいと考えてございます。

また、もう一点あった不審者が逮捕されたなどの検挙情報等についてのメール配信ができないかということでございますけども、今のところ検挙情報等が警察のほうから提供されることは基本的にございませんので、難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） なかなかこのタイムラグというのを、タイムリーにできるようにというのは、なかなか難しいかもしれませんが、ただ生徒が学校に通報——相談するなり通報するなりして、そこからまた教育委員会に行って、そこから防災安全課にという、何かこう段階がすごくたくさん踏まれてるのかなという感じがいたしますので、もう少しそういったところの改善をしていただけるようお願いいたします。

次に、ボランティアによる登下校の見守り活動について伺います。

この活動というのは、地域の子供は地域で守るという観点から取り組まれているものですが、当初よりボランティアとして長年地域の安全に貢献されているスクールガードの皆さんが高齢化して、体調を崩されたりですとか、入院されたりですとか、さまざまな理由から継続が難しく、各地域で担い手が不足しがちであるというお話を伺っています。少人数で、どんどんと人数が減ってきますから、少人数で活動を行うには個人の負担が非常に大きくなってしまいう状況が見られます。市としても、その教育委員会だよりなどで、学童交通擁護ボランティアやスクールガードの募集を行っておりますけれども、新たに御協力いただける方の応募状況を伺うのとあわせて、その現在の登録者数と担い手が不足をしている地域の状況、また今後、不足するんじゃないかというふうに予想される地域などの状況を、把握してらっしゃるようでしたら教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） ボランティアによります登下校の見守り活動につきましては、スクールガードや学童交通擁護ボランティアの皆様に行っていただいておりますが、それらの申し込みにつきましては各小学校に行っていただいております。この申し込み者に対しまして、市教育委員会におきましては、ボランティアの保険に加入してございます。平成30年8月末までの加入者数の状況でございますが、スクールガードが現在35人ということで、昨年度、1年度、そのスクールガードが32人でしたので、現在3名の増加というふうな形になってございます。しかしながら、このうち第三小学校におきましては、近年、スクールガードのなり手がなくて、ここではPTAですとか、PTAの運営委員会のメンバーが当番を決めて見守りを行ったりという形で、また校長先生を初めとする教職員の方も、正門前に立って道路を横断する児童に声かけをしたりとかという形で見守りを行っていることもあるようです。また、そのほか今後不足が予想されるような地域というのは特に把握はしてございません。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今伺ったそのスクールガードの申し込みについては、今の御答弁ですと各学校が行っているということですが、その事務手続以外の例えば協力者を募るなどの担い手の確保というんですか、そういうのも各学校が主体となって行っていらっしゃるのかどうか、確認させていただきます。

○教育総務課長（石川博隆君） スクールガードや学童交通擁護員のボランティアの申し込みについて、先ほど申し上げた各学校において、その担い手についても、その確保を行っていただきまして、取りまとめているところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） どれだけ学校と地域が密接にかかわりを持っているかによって、その担い手というのも、

どのぐらいの方が御協力いただけるかというのも、そこでわかると思うんですが、ただ協力したくてもできないというような方もいらっしゃると思うので、学校だけではなくて教育委員会も、ぜひともいろいろな形で手助けというんでしょうか、お手伝いしていただければありがたいなというふうに思います。

今後不足が予想される地域は把握されていないということですが、もう既に第三小学校ではスクールガードのなり手がなくて、今のところ当番制で見守りを行っているということですが、今後その継続が困難な状況になってしまうという可能性もあると思うんですね、幾ら当番制でも。また、ほかの地域でも従来どおりの見守り活動に限界が生じてしまって、地域の目が減少してしまった場合を考慮した、例えばですけど、見守りの空白地域を補う対応として、シルバー人材センターの方への委託についての御見解を伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） あくまで地域の方々にボランティアとして行っていただくものと考えてございますので、現段階におきましては、有償というような形でシルバー人材センターのほうに委託とかというような形の考えはございません。しかしながら、どうしても各地域の若い世代の方々は、通勤などによってこのボランティアに参加していただくことというのは難しい状況にあるということで承知してございます。そのためシルバー人材センターに登録されてる方の中で、ボランティアで見守り活動を行ってる方という方がいらっしゃれば、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今おっしゃっていただいたように、シルバー人材センターに登録されている方の中には、そのスクールガードとしてボランティアに協力していただける方もいらっしゃるかもしれませんので、こういうのこそ、各学校ではなく、教育委員会が先頭に立って、そういったシルバー人材センターに協力依頼を募るとか、そういったこともぜひ働きかけを行っていただきたいというふうに思います。

また、その見守り活動の人材をふやすための対応として、例えばなんですけれども、駅周辺の自転車等駐車場の有料化に伴いまして、この自転車の指導員、整理員というんですか、それとして毎日自由にされているシルバー人材センターの方がいらっしゃいます。この各持ち場というんですか、各持ち場、複数人いらっしゃるというふうにお見かけしますので、駅周辺の一定地域ではありますけれども、担当範囲に近い、その通学路のスクールガードとして登下校に合わせて、子供たちの見守りを担っていただくなどの検討もしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） シルバー人材センターに委託した業務中に、スクールガードとしてのお子様の見守りをお願いすることにつきましては、本来の委託の業務に支障を来すのではないかとという形で懸念されます。また、委託業務の内容に、あらかじめこのような見守りを盛り込むというような場合は、どうしても委託料の単価が増額するようなことが見込まれます。そうしますと、本来のボランティアとしての活動と性質が異なってしまうというふうなことがございますので、こういうものにつきましては慎重に研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） もちろん委託の内容がふえると、それだけ単価というんですか、賃金が上がって当然です。それはぜひ研究をしていただいて、できる限り多くの大人の目で見守れるような取り組みをお願いしたいと思います。

次に、子ども110番、こまったときの救急ハウスの状況はについてです。

そもそもこまったときの救急ハウスの掲示が始まった経緯について、伺いたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） こまったときの救急ハウスの掲示につきましては、平成9年に一部のPTA活動として始まり、平成15年にはPTA連合協議会としての取り組みとして広がったものでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁どおり、そのPTAの活動、小さな活動ですよ、きっと。それから始まって、それが全市に広がり、20年以上、継続されているというすばらしい取り組みだというふうに私は思っています。

現在、部長から詳細な御答弁いただきました。こまったときの救急ハウスに御協力いただいている状況というのが、986枚という御答弁でした。この枚数というのは、以前より御協力いただいている方は、例えばお引越や御自宅のリフォームなどの理由で、掲示の御協力をいただけなくなってしまった場合の数も反映されている。実際に掲示されてる実数なのかどうか伺いたいのと、また子ども110番の家の状況というのも、先ほど御答弁なかったので把握されてるようでしたら伺います。

○青少年課長（新海隆弘君） 986枚という数字につきましては、以前にPTAから報告のあった枚数に、その後、市が受け付けをした申請数を積み上げたものであります。配布後に何らかの事情により協力できなくなったという方の枚数等は反映してございません。

あと子ども110番の家につきましては、地域の団体等が自発的にステッカーを警察署からいただいて掲示しておりますので、枚数や設置場所等につきましては把握していない現状でございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今伺った以前にPTAから報告のあった枚数に、市が受け付けした申請数を積み上げたというふうにおっしゃってましたけども、この以前というのはいつごろなのか伺うのと合わせて、今の御答弁だと実際に掲示されている枚数、市内で御協力いただいている件数ですか、またそれがわからないということと、あと、じゃどこの地域が手薄なんだということの、そういった地域の状況なども把握されていないという認識でよいのか、確認させていただきます。また、今現状、実数を把握されていないという現状の改善を、今後どのように図られるのか伺いたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 以前がいつかということですが、これは平成17年12月のPTA調査結果の枚数、当時740件という調査枚数が出ておまして、これに積み上げたものでございます。

この986枚のうち、実際に何枚ポスターが市内に掲示されてるかは把握できておりませんが、団体として申請していただいて、名簿を提出していただいている団体分については、ある程度の数は把握することが可能となっております。その枚数はおおむね500枚となっております。

どの地域が手薄なのかということに関しては、把握できていないところでございます。

あと正確な掲示枚数を把握するためには、ポスターの掲示を取りやめるという方から廃止届を出してもらうなどの手続等を求める必要がありますので、今後の対応につきましてはそういった手続も含めて、あと地域で協力していただいている団体の皆様とも調整して考えてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁だと、どこにポスターが張られているのかという、わかっているのが半分ですか、その団体から名簿を提出していただいているというその500枚ですよ。その提出いただいている名簿でも、もしかしらば何かの事情で張っていないかもしれないという状況もあるわけですよ。なので、要するに実数

が全くわからないと言ったら失礼ですけど、わからないというのが現状だと思います。

ポスターの掲示に関しては、実数的にはいまだ不明であるということだというふうに認識をいたしました。

このこまったときの救急ハウスに御協力いただいている方々なんですけれども、実際に子供が駆け込んだ際に、どのような対応をしていただきたいというふうに御説明をされているのか伺いたいと思います。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 対応についての説明につきましては、申請されてる申請者がPTA等の団体の場合は、それぞれの団体に委ねている現状でございます。市へ問い合わせをいただいた場合は、子供が駆け込んだらしばらく様子を見ていただき、安全が確認できたら帰宅をさせていただきますと説明をしております。協力していただけるという方に、余り負担を感じないように協力をお願いしている現状です。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** もちろん御協力いただいている方が負担を感じないよう配慮するのも必要ですけども、じゃ子供が実際に駆け込んだときの対応にばらつきが生じないよう、対応マニュアルの作成ですとか、例えばどういった状況なのかって聞き取る場合の簡易的な聞き取りメモを作成するですとか、誰でもスムーズに的確な対応が行えるようなツールというのでしょうか、そういったものが私は必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 現時点におきましても、例えば店舗などに協力していただく際は、どのように対応したらよいかかわからない等の申し出が店舗であった場合は、状況に応じた行動や、あと聞き取る内容、あと警察、学校などの連絡先を載せた簡易マニュアルのようなものを店舗に保管していただいていることはございます。しかし、個人での協力者や地域の自主的な活動の団体等におきましては、こういったマニュアルの導入までは行っていないのが現状でございます。

以上です。

○**5番（二宮由子君）** ぜひ、その簡易マニュアルというんですか、そういうのをもう持って——あるわけですよ。ですので、それを各個人宅というんですか、個人で御協力いただいている方にも配布をさせていただいて、実際に子供が駆け込んだときには、こういった対応をしてくださいということも、明確にお示しされたほうがよいと思いますので、お願いいたします。

子供が実際駆け込むということなんですけれども、登下校時が一番多いですよ。今壇上でも申し上げましたけれども、被害時間というのは、月曜日から金曜日の15時から18時、3時から6時ですか、午後に集中している傾向にあるということですので、登下校時ということで、非常事態が発生した際に、子供たちが駆け込むこまったときの救急ハウスが実際どこにあるのかという、場所ですとか、この救急ハウスに駆け込んだら、どういったことをしてくれるのかというような、その役割というんですか、そういったことを子供一人一人がしっかりと認識していなければならないというふうに思うんです。また、じゃ駆け込む——初めての家でしたら、なかなか入るに入れないとか、ちょっとどきまぎしてしまったりとか、そういったことを改善するためにも、実際に行動をする、駆け込みを実際に駆け込んでみるというような、体験型の訓練というのは当市では行われているのかどうか、確認をさせていただきます。

○**青少年課長（新海隆弘君）** こまったときの救急ハウスの場所や、その役割についての子供たちへの周知等につきましては、地域の団体等に委ねているのが現状でございます。あと市としての体験型訓練、今お話のあったようなものは現状行っておりません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 御答弁の中で、地域の団体等に対応や周知まで、結構委ねてるものが多いと思うんですけども、これ青少年課が所管してるんですよね。ですから、市の青少年課が所管してるんですから、実態を正確に把握していただきたいというふうに思います。ぜひ、個人の協力者にも簡易的なマニュアルを配布していただきたいんですが、現状申し上げますと、その枚数も定かではなく、場所もわからないというのであれば、簡易的なマニュアルというのを御配布することもできないですよ。

そこで、その御提案として、こまったときの救急ハウスですか——のポスターを新たに作成するのはいかがでしょうかということなんです。小学生ですから、今ウサギがランドセルしょったという感じだと思うんですけど、それをうまべがランドセルしょうような形に変えるですとか、今あるデザインからリニューアルすることで、新たに管理ですか、例えばそのポスターを連番にすれば、その番号1番はどこの誰、2番は誰、例えばそのポスターが劣化して道に落ちてきた場合でも、番号を見れば、「あっ、この方のポスターなんだ」というふうにはっきりとわかるとか、そういう管理ができると思うんです。なので、その実数の把握ですとか、子供たちへの周知ですとか、また新たな協力者の獲得につながるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 議員から御指摘のように、今枚数は積み上げの枚数ということで実際にどれぐらいが市内に張られてるかというのは、私どもつかんではおりません。今現状では地域の方々の本当に御厚意によりまして、このこまったときの救急ハウスのポスターが張られてると。張っていただいて、御協力をいただいているということでございますので、私どもといたしましては、このもともとの経緯も、約20年ほど前にこのデザインも、PTAの連合会の皆様がデザインを募集して、当時の市内の中学生のデザインが採用されたいきさつがあるというふうに伺っております。当時の所管は教育委員会のほうで所管をしてたんですけども、平成20年に組織改正がありまして、青少年課ができたときに教育委員会から、このこまったときの救急ハウスのものが、こちらのほうに移ってきたということでございます。

こういった市内の中学生のデザインが、採用されたいきさつ等も踏まえますと、大変長年、20年ぐらい前から多くの場所で目にできる、こういったなじみのあるデザインになっておりますので、新たなデザインの導入ということにつきましては、当時の世代の方々は当然もう大きくなられてますけれども、もともとの経緯ということもございますので、そういったPTAの団体の方々とかと、それ以外の地域の今御協力いただいている団体の方々なども調整をしていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 約20年前に市内中学生のデザインが採用されたというふうに御答弁もいただきましたので、もともとの経緯を尊重して、またその対応については団体の方々と調整をしていただいて、ぜひとも現行のデザインを有効活用しながら、新たなデザインの導入、実数の把握を目的ですか——としたその対応を要望いたします。

次に、安全教育の推進及びICTを活用した取り組みはについてです。

安全教育について、小学校では地域安全マップづくりの学習を行っているという御答弁でした。そこで、子供たちが作成した地域安全マップには、先ほどいろいろ伺っておりますけれども、子ども110番の家ですとか、こまったときの救急ハウスの場所も確認をされてるのかどうか伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校におきましては、地域安全マップの作成時に、子ども110番の家や、こまったときの救急ハウスを話題として取り上げ、場所を確認しております。また、その場所を校外学習で実際に調べてマップに記入して確認している学校もございます。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 学校によってですね。今学校によってはというふうにおっしゃってましたので、全学校ではないと思うんですけども、さまざま特色がありますので、対応が異なるとは思いますが、こまったときの救急ハウスの必要性や、その役割ですか、そういうものが、また対応ですか、そういったものが地域によって温度差が生じないような取り組みの工夫を、ぜひともお願いしたいと思います。

次のICTを活用した取り組みですが、ICカードを活用した見守りシステムが9月から運用が開始されてるということです。そこで、児童の登下校見守りシステムの詳細についてお聞かせください。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 児童が登下校の際に、昇降口の付近に設置されましたカードリーダーに、ICカードをタッチしますと、その時刻があらかじめ登録されました保護者の方々のメールアドレスに、何時何分、昇降口、通過しましたという形で配信されるというサービスになってございます。こちらは希望される方が利用するという有償のサービスというふうになってございますが、9月の末まではお試し期間という形で、無料でシステムを利用できるという形になってございます。

以上です。

○**5番（二宮由子君）** 希望される方に有償サービスということですが、そのICカードというのは児童全員に配布されるのかどうか伺うのとあわせて、その有償サービスの金額等を含めた詳細について伺います。

○**教育総務課長（石川博隆君）** こちらの児童の登下校見守りサービスは、この2学期から全ての小学校、並びに学童保育所で運用が開始をされてございます。このICカードを含む申し込み書類等一式を、2学期の始業式の後に、学校から全児童に配布をしているところでございます。それで、御家庭で登録が完了次第、順次そのサービスが利用できるというふうな形になってございます。利用料金でございますが、年間で税抜きで2,880円、税込みですと3,110円という形になってございます。今年度は9月中は無料のお試し期間ということで、サービスをそのまま有料で希望して継続される場合は、10月から翌年3月までの6カ月分、1,555円ですか、こちらを御負担いただくという形になってございます。なお、有料サービスを希望されないという場合につきましても、リーダーにICカードをタッチしますと、メール配信はされませんが、その児童のお名前がそのリーダーの画面に表示するような形になりますので、登下校の際に児童に楽しくタッチしてもらえというような形で考えてございます。

以上です。

○**5番（二宮由子君）** タッチ式ということですので、子供たちの登下校の集中する時間帯への対応というのは非常に対応していただかなければならないと思うんです。タッチに行列ができたりとか、そういうこともあるかとも思いますし、またそのタッチを忘れてしまった子供や、そのメール配信を待っている保護者、タッチを忘れてしまった子供の保護者に対する対応について伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 各昇降口にカードリーダーを2台ずつ設置してありまして、タッチすると瞬時に画面に表示があらわれてメールが配信されていくという形になります。現時点では、学校のほうからそういった混雑して、渋滞して困ってるというような連絡は受けてはございません。また、タッチをし忘れた場合というのは、やっぱり最初はどうしてもそういうようなケースが多発するというふうな想定をされておりますが、その場合には副校長先生に、児童の登校ですとか下校の状況を担任の先生から確認して、心配されている保護者の方に連絡する等の対応を、こちらはお願いするという形になると思います。

以上です。

○5番（二宮由子君） 副校長先生が確認していただけると。ちょっとお仕事がふえるというか、多分一覧になってプリントアウトされるのでしょうか。何かこう、毎日そういった、1つお仕事がふえてしまって大変御苦労されるとは思いますけれども、ただ重要なことですので、本当にタッチし忘れたのか、それとも本来登校すべき児童が来ないのかということの判断等ありますので、ぜひとも対応をお願いいたします。

このシステムは、学童保育所でも導入されているという御答弁です。学童保育所の待機児童を受け入れているランドセル来館の子供たちへの対応を伺うのとあわせまして、今後、子供たちが活用する公共施設、例えば児童館ですとか図書館ですとか、期間限定の市民プールですとか、そういった公共施設に利用範囲を広げる予定があるのかどうか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 全学童保育所に設置をしていただいたことにつきましては、今回、全部の全ての小学校にこのシステムが導入されたということでの、そのスケールメリットによりまして、設置費用を必要とせずに市が導入できたといういきさつがございます。ランドセル来館事業につきましては、その活動場所が児童館もしくは一部の小学校の余裕教室を活用しておりますので、学童保育所に設置されたこのカードリーダーのシステムを、そのまま利用するという事は難しい面がございます。また、今後ほかの施設ですね、今おっしゃられた児童館、図書館、市民プールなどというようなことの導入でございますけれども、それにつきましても事業者のほうからは、やはり全児童、ほとんどの児童が利用してくれればというようなことでのスケールメリットというお話もいただいておりますので、当面はそういった、まずは学校と学童保育所の利用状況等を勘案して、設置事業者とそういったところでもさらに御協力いただけないかというようなことを、お願いをさせていただければなというふうには考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 学童保育所に設置されたシステムをそのまま使うのは難しいということですが、現状その市の施設内に学童保育所と、例えば児童館、私は子供が遊ぶ児童館を、まず早目に対応していただきたいなというふうに思ってるんですが、市の施設内に学童保育所と児童館が併設されている施設があると思うんですが、それをまず伺いたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所と児童館が併設されている施設としましては、奈良橋市民センター内にはらし児童館と学童保育所第一クラブ、南街市民センター内になんがい児童館と学童保育所第二クラブ、向原市民センター内にむこうはら児童館と学童保育所第五クラブ、上北台市民センター内にかみきだいい児童館と学童保育所第十クラブ、あとさらにきよはら児童館と学童保育所第三クラブ及び第六クラブは併設という形になっております。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今伺ったのは5施設ですよ。そうすると、その学童保育所に設置された機械を活用す

れば、児童館を利用する子供への対応というのは、新たに機器を設置する必要がありませんので、利用が可能ではないかというふうに思うんです。ただし、先ほどの御答弁の中の学童保育所の機器の設置場所が事務机というふうにおっしゃってたので、学校では昇降口なんですけど、その学童保育所では事務所の中の事務機の横に設置されているのかどうか、もう設置されてますから、それを確認させていただきたいのと、例えばその学童保育所の入り口であれば、児童館利用する子供もこの機器を利用することができるんじゃないかというふうに思うんです。児童館で申し上げれば、今名前の——先ほどの御答弁の中に名前の挙がっていなかったさくらがおか児童館が併設する桜が丘市民センターは、学童保育所、併設されてませんので、その1つ、1施設に関してはシステム運営者に設置に向けた働きかけをぜひ行っていただきたいのですが、そのような取り組みというか、御検討をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 議員がおっしゃるように、同じ施設内で行っております児童館事業と学童保育所につきましては、一緒に利用できればというお話でございますけど、現時点では児童館利用の児童と学童保育所利用の児童では、子供たちの安全管理といったところと、やはり保護者にきちんと御連絡をさせていただいたりというようなことの面から、出入口を別に設けてそれぞれそこから入るというようなことで、ルールを設定をさせていただいております。そのため学童保育所にあるカードリーダーを、そのまま児童館を利用している児童に使用させるということは難しいというのが現状でございます。

また、さくらがおか児童館へのシステムの導入につきましては、先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、やはりたった1台だからつけてもらえないのかなということで、実は私どもも事業者のほうにお願いをした経緯はございますが、事業者のほうからは、申しわけないけど、まずは今設置した数だけで、全ての児童が全部登録してくれれば、スケールメリットという面ではいいけれどもというようなお話もいただいておりますので、今後のその状況を見ながら、また事業者とはお話をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） まずは利用状況を見ながら、そしてその費用対効果というのも勘案しながら、考慮しながら、ぜひとも、またそのときがまいりましたらば、検討のほどよろしく願いいたします。

次に、今後の課題はについて伺います。

こまったときの救急ハウスの拡大や、登下校時の見守りボランティアの確保が課題との御答弁をいただきました。そこで、その見守りの裾野を広げるためにも、ウォーキング、市内ではウォーキングをしてらっしゃる方、ジョギングをしてらっしゃる方、また買い物や犬のお散歩、花の水やりなど、その日常活動を行う際に防犯の視点を持って見守りを行っていただく、そのながら見守りについての市の御認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 今議員のほうからお話がありました防犯の視点を持ちまして、さまざまな地域の方が子供たちの見守りを市内全域で行っていただけることは、子供たちの安全を守る上で、先ほど来、登下校時の見守りのボランティアの活動などとあわせまして、大変私どもとしても心強いことでございます。先ほど市長からの答弁いただきましたけれども、現在、市では日常生活の中で、地域の方が負担にならず、子供たちの見守りに御協力いただけるよう下校時間に合わせて防災行政無線により見守りの放送を行っております。議員のおっしゃるようなお買い物ですとか、花の水やりなど、日常の生活の中で、この放送を合図として地域の方が子供たちの見守りを行っていただけるように、市としては継続して放送を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のありました見守り放送については、長年、市が取り組んでいることでもありますので、市民の皆様には十分理解をされて、それを合図として下校中の子供たちを見守ることが生活の一部になっている方もいらっしゃると思いますが、今よりもより多くの市民の皆さん、また商店ですとか、事業所の方々に御協力いただけるように、ながら見守りの推進を、ぜひ市報ですとかホームページに掲載していただいて、御協力をお願いですか、御協力依頼を行っていただきたくお願いいたします。

次の災害から子供を守る取り組みについての現状及び対応はについて伺います。

各学校で、学校安全計画に基づいて安全管理と防災教育に取り組んでるとい御答弁をいただきました。学校安全計画というのは、まずどのような計画なのか何うのと合わせまして、検証の実施など、その取り組みの改善を毎年行われているのかどうか、確認をさせていただきます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学校安全計画につきましては、学校保健安全法第27条により、学校での作成が求められているものでございます。市内小中学校におきましては、学校施設、設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する具体的な内容やスケジュールを示した年間指導計画等を作成しております。本計画につきましては、毎年、実施、評価、改善を行っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） この計画については、評価も改善なども毎年行っているということですので、各学校の取り組みをぜひ踏まえまして、内容の充実をお願いしたいと思います。

次に、公共施設及び通学路等の安全確保はについてです。

大阪府の北部の地震以降、ブロック塀の強度の弱さが改めて確認をされました。当市でも、緊急に安全点検を実施していただいて、危険箇所への対応もしていただきました。そこで、昨日、他の議員の質問で御答弁されていた第一中学校と第二中学校の民地との境界部分の万年塀の対応について、もう少し詳しく教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 第一中学校の西側と第二中学校の西側の民地との境界部分に、それぞれ万年塀がございますが、こちらの万年塀に劣化損傷しているのが見つかりました。老朽化が進行しまして、コンクリートにひびが入っているなどから改修が必要と判断しております。これらの万年塀の改修につきましては、境界の確定や、新たに設置いたします塀やフェンスの形状についても、隣接する方との協議が必要であると考えておりますこと、また改修には大きな予算が必要なことから、予算の確保や補助金の動向も含めて、生徒の安全・安心に配慮し優先順位を見きわめながら今後対応してまいりたいと考えております。

なお、第一中学校の北門付近でございます万年塀につきましては、生徒の通行する部分でありますことから、早急に撤去を行い、現在、仮のフェンスを設置しております。新たなフェンスの設置につきましては、今議会の補正予算で計上いたしました第一中学校北側フェンス設置工事費において、今後対応してまいります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 一中については、その北側付近の万年塀については、生徒の通行する部分ということで、早急に対応していただいておりますけれども、例えば二中の西側なんです、場所的に渡り廊下ですか——の部分ではないかというふうに思うのですが、その渡り廊下も生徒が通る——通行する部分ということでは一中よりも、もしかしたら頻度としては少ないかもわかりませんが、ただ生徒がそこを通る——渡り廊下ですから、通るところであるというところにかわりはないと思いますので、その二中の西側の対応について、もう少し教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 二中につきましては、新校舎から体育館へ移動する渡り廊下がその部分でございます。こちらにつきましては、学校のほうに生徒がそこを利用する場合は、注意をするように呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、しっかりとした対応、また注意喚起の張り紙もいいですし、ぜひお願いしたいと思います。

通学路の合同点検で、ブロック塀の危険箇所についてを確認をしていただいたというふうな御答弁もいただきました。そこで、その通学路に面したブロック塀で、現行の基準に適合しないのは——合同点検ですか、そこで何カ所ぐらい確認をされたのか。また、ブロック塀を所有されている方、民地のブロック塀だと思えますけれども、通学路に面するブロック塀を所有されている方に対して、どのような対応を市としてされたのか伺うのとあわせて、これは全般なんですけど、市民の皆さんに対してブロック塀の安全確認の情報提供を、ホームページや市報などで実施されているのかも伺いたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 各学校に対しまして、通学路の危険箇所を確認してっていうことで依頼はしてるんですけども、全体としてまだその箇所数について把握はしておりませんで、7月の末に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で行っています通学路の——いわゆるこちらは交通安全の観点が多いんですけども、そちらのほうの合同点検におきまして、選択した通学路の中で現行の基準に適合していない、また劣化しているというようなブロック塀、万年塀が4カ所、把握をさしております。こちら通学路に面して、現行の基準に適合してないと思われるブロック塀等を所有されている個人の方々に、注意喚起という話でございますが、こちらなかなかちょっと個人の情報ということもございまして、お持ちするだけでなく、広く防災安全といった意味で、御自宅のブロック塀は大丈夫ですかといったような、注意喚起が今後できればというふうに考えてるところでございます。

なお、先ほど把握した4カ所につきましては、そのうちの1カ所は民間企業が設置した塀ということで、先日のほかの一般質問でも御回答がありましたけれども、問い合わせをしたところ安全性については調査中で、必要があれば対策を講じるというふうな形の報告を受けているというところでございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 各学校に、その合同点検は選択された、何点か各学校、この箇所、この箇所と決められているとは思いますが、じゃ全体的にはどうなんだということで、各学校に通学路の危険箇所の確認を依頼されたというふうにおっしゃっていますけれども、じゃこれはいつごろまでに取りまとめられるのかを伺うのとあわせて、今個人情報というふうにおっしゃってますけど、危険箇所が確認されたお宅に対して、危険ですよというような情報提供は、個人情報の拡散にはならないと思いますので、そこのお宅に対しての情報提供ですか、皆さん、点検して確認したらば、理由はいろいろあると思いますけれども、通学路に面していて、非常にブロック塀が危険なので、安全点検を行っていただきたいというような要望ですとか、行っていただけでしょうかという注意喚起でしょうか、そういったやわらかな感じでもいいですので、そういったことも、ぜひしていただきたいというふうに思うんです。

そのホームページですとか市報等で、今現在は情報提供は実施されていないということですが、ぜひいろいろと情報が錯綜することもありますので、市の情報というのは正しい情報ですので、そういった点も含めて他の自治体を参考にして、ぜひとも早急に安全確認などの正しい情報提供を行っていただきたいのですが、

いま一度御見解を伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 議員おっしゃられたように、通学路に面したところのブロック塀で危険な箇所というふうなところで、正直申し上げまして、市としまして強く改善を求めるといような、指導をするような権限というのは持ち合わせてはいたるところでございます。ただ、そうは言ってもお子様の安全の面というふうなこともございますので、どのような周知といたしますか、まずは個人の所有者の方に気づいていただけるというふうな、気づきをこちらのほうで働きかけるような方法を、各市の取り組み方も参考にしながら研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、研究をしていただいて、御検討いただいて、実施につながるようお願いをしたいと思います。

先ほど現行の基準に適合しないブロック塀に対する通学路での現状の対策として、児童・生徒に対しては安全を確保するために可能な限り反対側の歩道を通行するよう指導しているというふうな御答弁をいただきました。通学路というのは、一般的に児童・生徒だけが通る道、道路ではなくて、生活道路として市民の皆さんが利用している道路ですので、現行の基準に適合しないブロック塀の危険を回避するためにも、例えばですけど、誰が見てもわかる注意喚起、危険みたいになってしまうとちょっといけないかもわからないんですが、それもその方と御相談の上、まずはここが危険だというふうに確認されましたので、ちょっと安全点検してくださいという入り口から始まると思うんですが、危険を促すような表示というの、ぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） これらの通学路を含めても、民地のブロック塀でございますので、どうしても個人の所有ということで、その維持管理につきまして個人の責任においてなされるべきというふうな形で認識をしてございます。そういった所有者の方との相談というふうなこともありますけれど、それを危険な箇所だよというふうなことで、広く皆さんに注意を促すような表示となりますと、やはり個人の方のものであるということもありますので、なかなかちょっとそれは難しいんじゃないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 今おっしゃったように、個人の所有物の維持管理は個人の責任においてなされるべきということは十分承知しておりますけれども、でもそうは言っても子供に危険が及ばないように、子供たちの安全を第一に、登下校で毎日通う通学路の安全を確保するためには、その通学路に面した民地のブロック塀についても、まずは先ほど来、何回も申し上げるように、安全確認の情報提供ですとか、注意喚起など働きかけを行っていただいて、それでもなかなか改善が図られなかった場合は、市としても何らかの対策を講じる必要があると思うんです。そこで、その現行の基準に適合しない危険なブロック塀に対して、その撤去費用などの改善工事費、費用の一部助成制度、検討されてはいかがでしょうかという提案です。

また、この助成制度を、もう既に設けていらっしゃるですとか、これから設けようというふうに取り組んでいらっしゃる市もあると思うんですが、そのような市の状況を伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 補助制度の関係でございますけれども、繰り返しになりますけれども、民地のブロック塀ということになりますので、個人所有のものということで、その維持管理については基本的に個人の責任においてなされるべきだと認識してございます。

なお、各市で助成制度に関する……。ごめんなさい、他市の状況ですね。他市の状況についてでございます

けれども、ブロック塀の撤去のみをしている、助成をしている団体が、確認した限りでは国立市さんやあきる野市がごさいます。それから、撤去のほか補強、そういったことにそれぞれ上限額設けて助成しているところで、武蔵野市や小平市がごさいます。あと、これ新聞の報道でもありましたけれども、八王子がここで予定されてるということで、通学路に面した地震で倒壊する恐れがあるブロック塀を対象に、撤去費や代替フェンスへの設置費用、それから老朽化や法令違反の有無を診断する費用についても、それぞれ上限を設けて補助するという話を聞いてごさいます。

以上でごさいます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、これから助成制度を提案される予定の市もあるようですし、さまざま撤去費用のその助成について、現在の段階では検討はされないということですよ。ただ、これ他市の状況も踏まえて、今制度を設けられない何らかの課題が当市にあるのかどうか伺いたいと思うのと、あと当市としても各学校の通学路の危険箇所の取りまとめがまだ済んでませんから、どのぐらいなんだろうと、予算的な話にもなりますけれども、どのぐらいが危険箇所なんだろうというの、まだ把握はされていないのでなかなか難しいとは思いますが、少なくともその通学路の合同点検で危険箇所が確認されましたので、迅速な対応が求められると思います。

そこで、改めて子供の安全を最優先に考えた他市の状況を踏まえての撤去費用等の改善工事費の一部を助成する制度の検討が、現状は無理でも、じゃこれいつごろであればその検討が進められるのかどうか、時期的な問題についてを伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今後の検討時期ということでごさいますけれども、今各市が少しずつブロック塀の撤去や助成事業ですね、取り組んでることは承知してごさいます。ただ、先ほども申し上げたとおり、基本的にブロック塀そのものは、その所有者が自己の責任でやるということが大原則ということで、私どもとしましては、基本的にまずみずからの責任でやるということの周知を先にするべきだというふうにごさいますので、そういう周知を図りながら各市の状況も見て、今後の対応について考えていきたいと考えてごさいます。

以上でごさいます。

○5番（二宮由子君） ぜひとも周知をしていただいて、今してないですからね、実際に。周知をしていただいて、その次の段階としてブロック塀の撤去等、改善助成制度の新設を、これは私は要望させていただきます。

次に、防災教育の推進及び危機管理体制の充実はについてです。

災害時に適切な行動がとれるよう、発達段階に応じて指導されているとの御答弁でした。そこで、その防災教育の教材である防災ノートをどのように活用されているのかどうか伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 教材、防災ノートの活用につきましては、社会、理科、総合的な学習の時間等の授業などにおいて、小学校では自助を中心に、中学校では自助、共助を中心に、防災について調べたり、学んだ知識を行動に結びつけて考えたりしております。例えば外出時に大地震が起きた場合の想定につきましては、緊急地震速報が出た場合の行動を考えたり、通学路にある危険や避難できる安全な場所を調べたり、家族との約束等について確認したりする学習を行っております。

以上でごさいます。

○5番（二宮由子君） いざ災害が発生したときに、自分の命を守るためにはどう行動すればよいのか、災害発生後は、自分たちは何ができるのかなど、発達段階に応じて正しく判断し、行動できる児童・生徒を育てるこ

とで、災害に強いまちづくりですか、地域づくりにつながると思います。

そこで、今伺ったように防災ノートを活用して、学んだ知識を行動に結びつけて考える学習というのも行っているかもしれませんが、地域の方々との連携などで身をもって体験するというんでしょうか、体を動かしてというんでしょうか、そういった機会を設けることが求められているのではないかとこのように思います。

そこで、地域の方と連携した避難訓練など実施されている学校があるようでしたら伺います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 地域と連携した防災訓練の実施状況につきましては、第一中学校におきまして災害時に地域防災に貢献できる中学生を育てることを目的に、地域の方や関係機関と連携して実施しております。また、第二中学校におきましては、地域の防災訓練に生徒会活動やボランティア活動として一部の生徒が参加しております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 第一中学校と第二中学校、それぞれ取り組みは異なりますけれども、取り組みが行われているということです。地域の一員として、その生徒が役割を持って地域の防災訓練などに積極的に参加できる環境を整えるということは、訓練で顔を合わせますよね、地域の方と。お話もします。会話を重ねて、また一緒に行動するということをきっかけとして、児童・生徒と地域の方々との信頼関係や、将来地域を担うべき児童・生徒などの災害に適切に対応する能力や行動力の向上につながると思いますので、ぜひとも今は第一中学校、第二中学校という一部の地域の中学校だけでなく、市内全体に広がるようにほかの3校ですか――の地域の方々に対しても実施に向けた働きかけ、御協力などを行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 他の中学校に対しましては、第一中学校や第二中学校の取り組みについて、参考になるように情報提供してまいりたいと考えております。なお、地域と連携した防災訓練につきましては、市全体の防災訓練等の方向性により、学校における実施環境も整っていくものと考えられるため、今後、関係各課とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** ぜひ、関係各課と連携して協議を重ねていただきたいというふうに思います。

次に、今後の課題はについてです。

過去の災害からの教訓を踏まえた環境整備や取り組みの充実を図るとの御答弁でした。通学路の民地でのブロック塀に関して、助成制度については現在のところ検討されていないということでしたけれども、先ほども申し上げましたように、ぜひとも撤去費用等の改善工事費用の一部を助成する制度を早急に取り組んでいただいて、通学路以外の現行の基準に適合しない危険なブロック塀に対しても、地震発生時にはブロック塀が倒壊して避難や救助活動の妨げにもなってしまったという過去の事例もありますので、それらの教訓を踏まえ、市としても危険箇所を把握し、積極的な情報提供や環境整備などの取り組みを図る必要があると思いますが、市内全体の中で通学路に関しては学校に依頼をされているという教育委員会からの御答弁をいただきましたが、市内全体で現行の基準に適合しない危険なブロック塀を調査、把握されているのかどうか伺うのとあわせて、今回の一連のブロック塀への対応について、今さまざま教育委員会からも御答弁があったり、防災安全課から御答弁があったりというふうな形ですけれども、どの部署が所管をされるのか、1カ所の1つの部署で所管をされるのか、またそれぞれ、例えば学校の通学路でしたら教育委員会というふうに分かれられてしまうのかどうか確認させていただきます。

○総務部長（阿部晴彦君） ブロック塀の関係につきましては、事故を受けまして、市でも早速、全庁的な調査をいたしております。それぞれの財産ってことで、教育財産であったり、市長部局だとかさまざりありますが、そこはもう全庁的な立場で、危険な状況のブロック塀があるのかなのか、そして何か市だけで判断できない部分があれば相談をすとか、そのようなことで対処しております。

また、市内全体ということになりますと、市民の私の財産——私有財産ということになりますので、調査そのものにつきましても、市がなかなか関与するという性格のものではないと考えておりますので、市内の圧倒的に多いブロック塀につきましては、そういう調査は所有者の方がみずからの責任で実施されるべきものだと考えております。したがって、市は調査をする考えはございません。先ほども参事のほうから答弁もございましたが、市といたしましては所有者の主体的な取り組みを促せるような、まずは周知を図っていきたくて考えております。その中では、安全点検のポイントなどを、必要な情報が伝わるように工夫をしていきたくて思います。

また、担当部署といたしましては、防災を担当しております部署が中心となって、関係機関も、関係の部課も大変多いものがございますので、連携を図りながら進めていきたくて考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 所有者に対して情報提供ですか、これから取り組まれるということなんですけれども、大阪の地震、6月なんですよ。早い自治体ですと、もう6月の中旬ぐらいからですか、下旬にもうそういった情報をホームページで、ぜひ市が主体となるのではなくて、市民の皆さん対して、こういった検査項目だとか、あと御相談はここにしてくださいとか、どういった検査方法がありますとか、そういった情報を提供していらっしゃるわけです。それから7月、8月とどんどんどんどんいろんな自治体も、それ右に倣えて、さまざまな工夫を凝らして市民に対してホームページなどを活用して、多分、市報にも載せていらっしゃるんだと思うんですが、情報提供されています。うちの市は、これからですけれども、まだまだ間に合いますので、ぜひ早目に取り組んで、情報提供に関して取り組んでいただきたいというふうにお問い合わせ、要望いたします。

今までさまざま申し上げましたけれども、犯罪から子供を守る取り組みでは、こまったときの救急ハウスをリニューアルして、実数の把握をぜひしていただきたいのと、災害から子供を守る取り組みでは、基準に適合していない危険なブロック塀の調査を早急に実施して、実態の把握をしていただきたいというような、適切な対応というのですか、そういったものを早急に行っていただけるようお願いをして、最後に私、いろいろと申し上げましたけれども、市長の御所見を伺いたたくて思います。

○市長（尾崎保夫君） 今回の安全・安心のまちづくりということで、いろんな御意見をいただき、私どものほうも改めて御意見いただいた内容について検討はしていきたいなというふうにしてございます。安心なまちづくりということで、これは環境に優しくて、安全で快適なまちづくりということで、基本施策の一つとしてあるわけでございますけれども、その大きな柱の一つであると認識しているわけでございます。

最近、子供さんの事故や、あるいは災害の事件、あるいは災害等、いろんなことが起きてますし、また災害につきましても我々が想定していたような災害、それ以上の災害、想定してないような災害等が起きているわけでございます。そういうふうな状況の中であって、さまざまな危険から市はどのように市民の皆さんの生命財産を守っていくのか、安全を確保していくのかということ、これまでもそれぞれの部署で取り組んでまいりました。現在も全庁的という意味では、現在も全庁的に管理職が通勤時に防犯の腕章をつけて、注意を喚起しながら、これは私ども職員自身が、日ごろからそういう思い、気持ちを持つということを率先して示す

ということも含めて、皆さん方と一緒にしまして、このまちを守っていこうという意気込みであります。これからも全庁を挙げていろんな対策を練っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（二宮由子君） ありがとうございます。

私たち一人一人が子供を守るために何ができるのかを考えて、子供を守るたくさんの大人の目が市内全体に広がるよう、取り組みを進めていただきたくお願い申し上げまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党、森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

始める前に、一言、この6月からの夏の間、大阪の地震、また7月の集中豪雨、そして今週にあっては大型の台風、そして北海道の地震と、本当に気の休まらない大災害が続くという中で、被害に遭われた皆様に対しては心よりお見舞い申し上げ、またお亡くなりになった方に対して哀悼の意を表したいと思っております。

それでは、質問させていただきます。

まず大項目の1ですが、横田基地へのオスプレイ配備による市民生活への影響についてです。

防衛省は、CV-22オスプレイが、この10月1日より米軍横田基地に正式に配備されると発表いたしました。が、基地周辺で監視活動を行っている市民団体の調査によると、ことし4月以降、横田基地でのCV-22の離陸・着陸訓練は8月末までに実に389回に達しているということが報告をされております。東大和市の上空でも、繰り返し飛行が目撃されています。

首都・東京で重大事故が相次ぐ危険なオスプレイの飛行訓練が行われることは、市民の命と安全・安心を脅かすものであり絶対に許されません。

以下、伺います。

①横田基地に離着陸するオスプレイの飛行について通過時刻や経路を市はどのように把握をされているのか伺います。

②として、横田基地でのオスプレイの飛行訓練による当市の住民生活への影響について市の見解を伺います。

③として、オスプレイ配備撤回はもちろんのこと、当面、学校、保育園、福祉施設、病院や住宅密集地の上空での飛行は行わないこと、通過する自治体に飛行の事前通告を行うこと、深夜の飛行の中止など米軍や防衛省に直接求めることが必要と考えます。市の見解を伺います。

大項目の2では、障害福祉サービスの充実について伺います。

障害福祉サービスのうち、以下のサービスの利用について現状と課題を伺います。

①として、日常生活用具給付事業の利用状況について伺います。

②として、放課後等デイサービスの受け皿となる事業所が拡充され障害児やその家族から歓迎をされています。子供の育ちに必要なのこのサービスを安定して確保するための必要な支援について伺います。

大項目の3では、高齢者・障害者等の熱中症対策について伺います。

連日高温注意報が発表され、体温を超える気温となることも珍しくなかったこの夏の異常気象の中で、高齢者・障害者等の弱者の熱中症対策を進めていくことは重要です。

以下、伺います。

①として、クーラーの設置費用の支給条件に合致すると見られる生活保護受給世帯にはどのように情報提供されたのか伺います。

②として、被保護世帯に準じる生活水準の世帯にも支援の必要があると考えます。市の見解と課題を伺います。

大項目の4として、学校体育館の冷暖房化について伺います。

①として、今夏最高気温が体温を超えるような日が続き、熱中症が多発していることから、教育環境の改善とあわせて、大規模地震への備えとして避難所となる体育館の冷暖房化の必要性が急速に高まっています。体育館の冷暖房化に向けて前向きな検討を始めるべきだと考えますが、市の見解と課題を伺います。

大項目の5では、狭山公民館のエレベーター等の設置についてです。

①として、狭山公民館では、エレベーターがないため、利用者から階段の昇降が困難で、公民館を利用できなくなったという声を聞きます。災害時避難所でもあることから、エレベーター等の設置が必要と思われます。市の見解と課題を伺います。

そして、大項目の6として、災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦等のヘルプカードの利用について伺います。

①として、災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦等のヘルプカードの利用について、平成29年第4回定例会で求めましたが、その後、設置準備の状況について伺います。

以上で、この場での質問は終わらせていただきまして、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、横田基地に離着陸するオスプレイの飛行についてであります。市では通過時刻や経路について、情報等については把握しておりません。

次に、横田基地におけるオスプレイの飛行訓練による当市の住民生活への影響についてであります。国は平成27年5月に横田基地周辺市町基地対策連絡会の構成市に、横田基地へのオスプレイの配備について説明をしました資料におきましては、オスプレイの訓練内容や横田基地に離発着する航空機の既存の飛行経路を使用することなどが記載されておりますが、今後、当市にどのような影響が出てくるのか情報収集をしてみたいと考えております。

次に、横田基地へのオスプレイ配備に対する要望についてであります。東京都市長会におきましては、平成30年5月29日に国に対しましてCV-22オスプレイの横田基地配備に関し、地元自治体や周辺住民に対する十分な説明責任を果たすことや、安全対策の徹底と環境への配慮等について、米国に働きかけるよう要請文を提出しております。また、平成30年7月31日に、東京都に対しまして平成31年度東京都予算編成に対する要望

事項の中で、CV-22オスプレイの横田基地配備に関し、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や、迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭、並びに環境への配慮を国及び米国に働きかけるよう要望しております。横田基地へのオスプレイ配備につきましては、広域的な課題でありますことから、引き続き東京都や多摩26市との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、日常生活用具給付事業の利用状況についてであります。日常生活用具の給付につきましては、平成18年の障害者自立支援法の施行により、国及び東京都の補助事業から市が実施主体として行う地域生活支援事業において実施しております。平成29年度の利用状況についてであります。児童204件、成人2,006件、合計2,210件の給付を行っております。課題といたしましては、給付品目や対象者要件について、給付状況や利用者のニーズ等を把握して適正な見直しを図ることが必要であると考えております。

次に、放課後等デイサービスを安定して確保するための必要な支援についてであります。放課後等デイサービスにつきましては、利用者の増加に対応するため、現在市内に5カ所の事業所を整備しているところであります。平成30年度の障害福祉サービスと報酬改定により、放課後等デイサービスの運営を適切に行うため、より重度の障害児を支援した場合と、それ以外の場合の報酬単価が区分されました。これに伴い報酬単価算定の基礎となる指標に、それぞれの児童が該当するか否かを市が判定することとされたため、適正な判定を迅速に行うことにより、支援を行っていくことが課題であると認識しております。

次に、クーラーの設置費用の支給条件に合致すると見られる生活保護受給世帯への情報提供についてであります。ケースワーカーが対象となる被保護世帯に連絡し、個別に説明などを行っております。

次に、被保護世帯に準ずる生活水準の世帯への支援についてであります。被保護世帯に準ずる生活水準の世帯に対しましては、クーラーの購入費等の支援を実施する予定はございません。課題につきましては、熱中症は正しい知識を持ち、水分補給などの適切な行動により予防できますことから、その対応を市民の皆様にご協力いただき、日常生活において気をつけていただけるよう、引き続き普及啓発と注意喚起を図ることが課題であると考えております。

次に、学校体育館の冷暖房化についてであります。児童・生徒が快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であります。体育館の冷暖房化につきましては、避難所としての環境整備の観点からも今後さらに重要になってくるものと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、狭山公民館のエレベーター等の設置についてであります。エレベーターや階段昇降機等の設置には多額の予算が伴うことから現状では困難な状況であります。そのため階段の利用に支障がある方には、1階の部屋の使用について御協力をいただきたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、災害時における乳幼児連れの親子や妊産婦等のヘルプカードについてであります。備蓄コンテナ等に配備している避難者カード等の枚数や内容等の見直しを含めて、確認作業を順次進める中で、ヘルプカードの利用が可能であると考えております。

以上でございます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校体育館の冷暖房化についてであります。これまで取り組んでまいりました普通教室と特別教室の冷房化は、今年度で一定の整備が完了いたします。体育館の冷暖房化につきましては、学習環境の向上に向けた今後の課題と認識しております。また、学校の体育館は、災害時に避難所となる

ことから、冷暖房を初めとする施設の環境整備は今後さらに重要になると考えております。冷暖房化につきましては、大きな予算を伴いますことから、国や東京都の補助金、他の自治体の動向に注視しつつ、検討していきたいと考えております。

次に、狭山公民館のエレベーター等の設置についてであります。狭山公民館につきましては、これまで利用者の皆様から各部屋ごとに調整のできる空調設備を設置してほしいという要望をいただいているほか、外壁改修工事や屋上防水改修工事などの喫緊の課題が山積しております。そのため、階段昇降機などの設置につきましては、多額な予算を伴うことから現状では困難でありますので、階段の利用に支障がある場合には担当の職員と御相談いただき、1階の部屋を利用させていただきたいと考えております。

また、避難所を開設する場合にも、階段の利用に支障のある方は1階を優先してお使いいただくなど、配慮させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） それでは、再質問させていただきます。

まず、御答弁、ありがとうございました。

まず、横田基地へのオスプレイ配備による市民生活の影響について順次伺ってまいります。

市内でもオスプレイの目撃情報が、この間、幾つか私どものところに寄せられております。

ここではダブリがないように6つばかり報告をしておきたいと思うんですが、7月2日、18時過ぎ、市役所から多摩湖上空を東から西に1機、低空で飛んでいた。小さい機影だが、オスプレイの独特の形が見えた。翌日の報道で、米軍所沢通信基地、清瀬にある米軍大和田通信基地の離着陸訓練を行ったことを知った。

7月5日、17時30分ごろ、新青梅街道、コジマ電機付近から西方向を見た。村山団地より西か、新青梅街道から北へ南に、南から北に、2回横切るように1機飛んでいた。かなり近くに見えたので、モノレールの上北台の駅のほうまで来たのかと思えた。ヘリモードで飛んでいるのも見られた。村山方面に飛んでいった。翌日、職場でその話をしたら、武蔵村山の伊奈平に住んでいた方が、その時間、ほとんど真上をすごい爆音でオスプレイが飛んでいたと話していた。

7月11日、17時50分ごろ、清水大橋からオスプレイが所沢方面へ飛行する様子を目撃した。

7月25日、17時45分ごろ、郷土博物館上空を南から北へ、ヘリモードで飛行していた。

目撃日は、これは不詳ですが、17時ごろ、東大和南公園上空を南から北へ飛行するオスプレイを目撃、プロペラがしっかり見えた。

また、これも目撃日不詳ですが、21時ごろ、郷土博物館付近、上空を爆音を立てて飛行してるのを目撃した。こんなふうに市民から情報が寄せられました。

この問題は、前回、6月議会でも私は同じ質問をさせていただきまして、このときは市の御答弁としては、横田基地周辺、直接には5市1町については、相応の危険や負担があると。ところが、東大和については、そこから外れてるところだから差し当たって影響はないと、こういうようなことを認識を示されました。それから、7月に入って今申し上げたような状況に変化してるわけでありまして。

これ踏まえまして、以下、お伺いしたいというふうに思うんです。

まず、通過時刻や経路については情報を把握してないというお答えでしたが、そもそも市内上空の飛行の事実については認識をされているのかどうか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） オスプレイの通過時刻や経路についてでございます。オスプレイが市内上空を飛行

したという事実は確認をしてございません。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） では、今この場で報告をいたしましたので、ぜひ認識を改めていただきたいというふうに思います。

続いて伺いますが、当市にどのような影響が出てくるのか、情報収集をしたいと考えているということですが、当市での影響のことですから、これは東京都や防衛省に聞いても実態はわかりません。生の情報を独自に収集しなければならないということになります。どのような手段が考えられますでしょうか。

- 企画課長（荒井亮二君） オスプレイの飛行に関する情報収集の手段ということでございます。市の上空を常に監視ですとか、また記録をとるということにつきましては、非常に困難なことであるかというふうに考えてございます。市におけます飛行経路に関する情報といたしましては、防衛省のほうが発表しました資料によります既存の飛行経路というところで、それ以外の情報についてはないところでございます。今後、必要に応じて横田基地周辺市町基地対策連絡会、いわゆる5市1町の会ですとか、またその他の市とも情報の共有を図りながら、当市に関する影響、そしてまた情報収集の手段につきましても、情報を集めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） 飛行の確認はずっと見てるわけにいかないからしょうがないというお話ですけども、先ほども紹介したとおり実際に民間のボランティアの方たちでさえできているんですよ。役所でできないはずはないんじゃないかなというふうに思いますし、また具体的な話でいいますと、そのボランティア活動をやってる方に伺いましたら、今いいアプリがありまして、上空、どういう飛行機が飛んでるかというのを、それ記録をすると、これ一体、その機の固有の番号というのがついてるそうなんですけど、その高度までわかるような、そういうアプリもあるんですよというふうに教えてもらいました。ただし、特殊作戦なんかで使うようなものだと、なかなか把握できないようなものもあるんで、全部が全部わかるわけじゃないけど、そういうようなものも活用して、ぼおーっと見てるんじゃなくてね、きちんとした科学的な方法でやるということも今では可能なんだということがありましたんで、参考までに申し上げたいというふうに思います。

次に、伺いますが、私たちはこの問題は、航空機の往来による市民の安全に直接かかわる問題、すなわち市の事務にかかわる問題と考えて質問をさせていただいております。これまでの市の答弁から察するに、この問題を安保条約上の問題、国の専権事項として遠慮されているのではないかと思えてなりません。この点はどのように考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

- 企画課長（荒井亮二君） 横田基地へのオスプレイ配備、そして安全保障についてでございます。市長答弁にもございましたが、現在、市では多摩の26市合同で、東京都の市長会といたしまして、国に対する要請文の提出や、また東京都予算に対する要望を行っているところでございます。横田基地へのオスプレイ配備につきましては、今後も引き続き広域的な課題ということで捉えまして、対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） ことしの7月27日なんですけど、全国知事会が米軍基地負担に関する提言っていう文書を発表し、国に対して米軍基地があることによる自治体の負担を軽減する諸方策について求めました。この中で、こんなことが書いてあるんです。

「基地周辺以外においても、艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている」と。そして、日米地位協定の抜本的な見直しを求めると、こういう文書を発表してるんです。

言うまでもありませんけども、全国知事会に顔を連ねていらっしゃる知事さんというのは、多くは国政でいえば与党に政治基盤を置く方々ばかりであるわけですから、そういった方々をして市民生活の安全に責任を持つという立場から、今の米軍の乱暴な基地運用の実態を見れば、こういう提言を総意で出さざるを得ないと、こういう状況に今なっているんだと思うんです。市にも、ぜひこういう立場で臨んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 横田基地へのオスプレイ配備につきましてでございますが、こちらの件につきましては広域的な課題という側面でございます。ただいま御説明いただきました全国知事会の取り組みというところでございますが、その全国知事会で各都道府県が連携して提言を行ったということでございますので、本市におきましても東京都及び多摩26市で連携を図りながら、引き続き広域的な共通課題であるという認識を持ちながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 4時 1分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） オスプレイ、引き続き行いますが、このオスプレイが今飛んでる時間帯というのは大体決まってるようでありまして、朝から晩まで一日中、空、見てなくてもいいようであります。大体、横田基地を4時に出発して、1周ぐるっと回ってきて、帰ってきてちょっと休んで、それからまた9時半ぐらいまでぐるぐる回っていると、こういう訓練やってるんだそうです。ですから、その時間帯、お帰りの時間帯とか何かには見られる可能性はかなり高いですよというふうにも言われました。

つまり、何やってるかということ、これ特殊作戦の訓練ですから、夜間、飛んで敵地に入っていくという、こういう訓練の一環としてやってるんですね。また、オスプレイ、事故率も高いというのは米軍もちろん知って運用してることでありますから、この間、不時着したり、緊急着陸したりというようなことも何度か起こっております。先ほど清瀬の米軍大和田通信基地に着陸して、みんな周辺の住民の方、驚いたことをちょっと申しましたけども、どうも住宅地で緊急に着陸しなきゃいけないような状況になったときの訓練をしてるんじゃないかというようなことも、地元では言われてるそうです。私も以前はあの近くに職場がありましたものですから、よく通ったところなんですけども、非常にのどかなんと言ってもいいような草っ原なんですけど、そこにあんなものが飛んでくる理由がほかに見つからないんですよ。

そういうようなこともありまして、非常に心配だというのが大体この飛行経路になっている自治体の住民の皆さんの声であります。市の職員さんなんか、実際帰り際に見かけたというようなお話されてた方も、小耳に挟んだもんですから、ぜひ身近な職員さんにでも聞いていただくというようなこともあっていいと思いますし、また本格的にやろうということになりますと、これは一つの意見として申し上げますけども、実は共

産党市議団の以前に岩国基地から飛来する航空機騒音の問題で、広島市が住民に向けて調査を行う際に、その影響調査、調査表をつくって市民の皆さんに協力していただいているというようなことを、やっているということ視察をさせていただく機会がありました。これは以前の議会でも紹介させていただきましたが、いろんな手段が考えられるのではないのでしょうか。受け身にならないで、主体的に情報をとるっておっしゃってますから、主体的に情報をとって影響を調べていただきたいということを要望いたしまして、この項を終わりにしたいと思います。

以上です。

続きまして、障害者福祉サービスについて伺います。

まず先日、他市に住まわれている障害がある方から、日常生活用具給付の支給対象を現在認められているものよりも広く拡大をしてほしいという要望をいただく機会がありました。他市に住んでる方なんで、お話はメールでのやりとりだったんですけども、この方の場合には視覚障害がありまして、点字ディスプレイという装置が、今視覚障害と聴覚障害と重複した方でないと支給対象になってなくて、一方で他の自治体の方に聞いたら、いや視覚障害だけでもうちは使えますよというようなお話を聞きまして、なぜうちのまちではそうしてくれないんだろうというふうな話があったところから、話が始まっております。

我が市の場合、この点字ディスプレイの取り扱いについてはどのようになっているのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 点字ディスプレイにつきましては、文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるものというものであります。当市におきましては、これまで視覚と聴覚の重複障害の方が対象でしたが、視覚障害のみの方からの要望もありまして、平成30年4月から視覚障害であれば給付が受けられるよう改めたところであります。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も最初わからなくて、都内の各自治体で、ホームページで確認できる範囲ですけれども、どんななってるのかなって調べてみたんです。そうしますと、重複の方のみが対象になってる自治体は、東村山、日野、三鷹、国分寺、多摩、羽村、八王子、西東京、港、千代田、三宅の12自治体と。一方で、視覚障害のみでも支給の対象としている自治体は、昭島、府中、町田、狛江、江戸川、葛飾、足立、板橋、荒川、北、豊島、杉並、世田谷、目黒、品川、江東、墨田、台東、中央、文京、文京は1級の方のみで、あとは1、2級の方ってなってるんですけども、20自治体ぐらいあるということなんです。

それで、23区では一部を除いてはほとんどの区で、視覚障害のみでも対象になっているんだけど、多摩の自治体の多くはまだ重複の方のみの対象となっています。この傾向はどういう理由から生じるのかっていうのがわからないんですけど、どんなことが考えられますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市長答弁でも申し上げましたが、日常生活用具給付事業は、平成18年に障害者自立支援法が施行される以前は、国と東京都の個別補助の事業として、国や東京都が一定の品目や対象要件を定め、それに従って各市町村で給付を行ってまいりました。障害者自立支援法の施行により、日常生活用具給付事業は、市町村が実施主体となって行う地域生活支援事業に位置づけられ、国は告示で要件を定め、品目や対象者要件の参考例を示し、市町村が地域の実情に応じて定めることとされました。市におきましては、給付の状況や新しい製品の開発状況、利用者のニーズ、他市の状況等を踏まえて必要に応じて品目や対象要件の見直しを行っております。

このような経過がございまして、点字ディスプレイにつきましては、以前の国基準で視覚障害と聴覚障害が重複するものというふうに定められておりましたので、多摩地区では見直しが進まなかったことによるものと思われまます。

以上です。

○1番（森田真一君） 私も点字ディスプレイって初めて聞いた言葉だったので、わからなくて、商品カタログ、ホームページで見てみたんです。そうしますと、録音メモ機能つきのものなんかもあったりしまして、視覚障害のみの方も使用する装置なんだなというのが、それだけでもわかるものがありました。音声だけでは把握できない情報を、点字という文字情報も併用して把握しやすくする、視覚障害者にとっては情報格差を解消する大変便利な装置だということです。そういったものを利用して、進学や就職など社会参加の機会が広がることを条件として支給するという自治体もありました。

一方で、この装置が1台20万円弱から数十万円になるため、重複障害の方に限定してらっしゃるという自治体も多摩地域にはどうも多いようであります。これが多摩格差ということなのかと思います。

そういう中で、先ほどの御答弁のとおり、ことしの4月からは東大和では当事者の御要望に応じて見直しをして改善を図ったということで、このことは本当大変重要なことなんだと思います。大変ありがたいことだと思っております。

伺いますが、また重度肢体障害者の方からも、実はメールを最近いただきました。この方のお話では、電磁調理器について、電磁調理器っていう項目が支給品目の中にあるんですけども、IHヒーター、クッキングヒーターしか支給されないため、不自由な手にやけどを負ってしまい困っているという、こういう御相談でした。

同じ電磁調理器でも、電子レンジの支給が認めてもらえれば、生活が大きく改善されるのにおっしゃいます。電磁調理器は点字ディスプレイなどと違って障害者の専用機器というわけではありませんが、これが支給品目に含まれているのは、どういう用途を想定されているのか伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 電磁調理器につきましては、視覚障害者等が調理をする際に、ガスを使って調理をすると火災の危険性があるということの観点から、ガスや火を用いないIH調理器を給付しているところであります。食品を温める等の機能の電子レンジは、本来の火災安全との目的から外れるため対象となっております。

以上です。

○1番（森田真一君） このいただいたメール、ちょっと紹介したいと思うんです。これ多分、私だけじゃなくっていろんな方に送られてるんじゃないかと思うんで、こういうふうに始まります。

東大和市議会議員の皆様、私は重度肢体不自由障害者です。日常生活用具給付事業にて、電磁調理器の申請を行わせていただきました。ところが、卓上IH調理器しか給付対象でないとのことで、電磁波で調理が行える電子レンジは認められませんでした。お湯を沸かししたり、フライパンでいため物をしたりすることは自分ではできません。できても、やけどなどを過去何度もしています。電子レンジがあれば、食品を温めたり、御飯、おかずなどレトルト食品を調理することができます。重度の肢体不自由障害者にはIHクッキングヒーターよりも電子レンジのほうが安全に利用でき、生活の質も向上します。電子レンジという名称ですが電磁調理器です。電子レンジも対象とするように希望します。お力をかしていただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたしますと、このように書かれておりました。

安全に利用ができて、生活の質も向上すると。給付によって自分ができることがふえれば、制度の目的に合

致するのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 障害者の日常生活用具給付につきましては、国の要綱にも定めがありまして、障害者の日常生活上の困難を改善するために、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものを給付するというを主な目的としております。電子レンジ等につきましては、一般に普及している家電製品等に当たりますため、原則的には対象としないというものであります。

以上です。

○1番（森田真一君） とはいうものの、実際に障害のある方の生活に寄り添っているいろいろ利便性を高めていこうってことになると、必ずしもいわゆる障害者専用機器ということに限らず、汎用性のある一般のものなんかも取り入れられているというのが今のこの制度の実態なんじゃないかなというふうに思うんです。この専用機器などだと高額だから寄附をしないといけないなという、出発点自体、そのものはいいんですけども、財源との関係もあるので例示をして絞ってるというところがあるんじゃないかと思うんですが、厚生労働省のホームページを見ますと、日常生活用具の給付の財源は法律で定めた必置事業なんで、本人が10%の負担の後、残りを国が50%、都道府県が25%負担をされるとされています。ですから、市町村の負担は購入経費の22.5%ということになるわけですけども、これは私の仮定ですけども、もしこれが必置事業ということで、ああ、これ必置事業なんですけど、法律で定めた——ということですから、財政の話で言うと基準財政需要額の中の算定に含まれて、交付税で措置されてんじゃないかななんてことも考えられるんですけど、とにかく市が購入費用の22.5%負担するということになります。

このIHクッキングヒーターと電子レンジの実勢価格を調べてみたんですけども、これネットの通販サイトなんかで見比べてみますと、安いもので比較しましたら、IHクッキングヒーターは5,000円弱ぐらい、電子レンジも今5,000円台半ばぐらいからあって、その差額はわずか五、六百円ぐらいだったんです。ですから、対象品目、絞って見たところで、実際には市が負担するのは1件当たりでいえば缶コーヒー1本分ぐらいの差額にしか過ぎないということがわかりました。

ここ数年、電磁調理器の支給件数見ても、数件ぐらいしかありませんから、あえて絞り込む理由があるのかなというふうに率直に思って思いましたが、この点ではいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほど担当課長のほうからも御説明申し上げましたけども、日常生活用具給付の主な目的が、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものを給付することということになってございます。このようなことから、生活に使うものは何から何までというところではないということが、まず基本ベースにあるということは御理解をいただきたいと思っております。

そういったことで、財源上の問題だけではなくて、その辺の当然技術の関係のものも、当然生活用具に関しましては日進月歩というものもございまして。そういったことから、真に必要な給付ができるよう、品目ですとか対象者要件につきましては、今年度も一部変更はしてございまして。そういったところも含めまして検討してまいりたいと、このようには考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この日常生活用具給付事業について、昨年の12月に日本盲人会連合という団体が、全国1,600人余りの当事者を対象にしてアンケート調査を行って、その結果を発表しています。その中で、その取りまとめとして次のような提言をしているんです。

障害者総合支援法の趣旨及び地域生活支援事業の目的を守って実施されていけば、地域の特性や利用者の状

況に応じて視覚障害、ここ視覚の話してはありますが、視覚障害者の個々に必要な製品が供給されることで、視覚障害者の社会参加を促進し、日常生活を豊かに送ることが期待できる。しかし、調査の結果、日常生活用具の給付品目については、参考としての例示であるにもかかわらず、例示されている製品しか給付されていないという実態や、当事者の生活に必要なものであるにもかかわらず断っているといった実態があった。当事者のニーズに対応できていないことや、時代に合った制度として運用できていないということに課題があるということもわかった。日常生活用具給付事業の本来の目的が徹底されておらず、制度の趣旨に基づいて運用されるとはいえない。法の趣旨を考えると、当事者の生活の向上のための必要性及びニーズを判断して、日常生活用具の申請を自治体で断らないようにすべきである。長いですが、ちょっと御紹介します。

また、断らざるを得ない場合であっても、断る理由を当事者に説明することが求められる。仮に予算的な課題から給付が困難な場合には、次年度以降に見直すなど申請者の要望や新たな技術革新をきちんと評価、検討した結果に基づいて見直しされる仕組みの構築が求められる。さらに制度の趣旨を鑑みれば、給付決定に当たり手帳や障害等級により一律に判断するのではなく、市町村は当該障害者の状態や置かれている環境、さらには活動や参加に対する意欲、プライバシーへの配慮等を十分把握することとともに、当該製品を利用することによる社会的な利益等も吟味して決定することが望ましいと、このように言っていました。

これは視覚障害者の方に限らず、あらゆる障害者の方に共通して言えるのではないかと思うんですね。目が見えないから失火のおそれがあると。火事になっては大変だから、じゃ電磁調理器、出しましょうというような発想は、それは最低限のものとしていいんですけども、でも実際にはいろんな障害があって、それぞれの困り方をしてるわけですから、この当事者の肢体障害者のおっしゃっていることってというのは、まさしくそのところとかかわってくるんじゃないかというふうに思われるんですが、この提言についてはどういうふうに思われますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 日常生活用具につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市において利用者の皆様のニーズ、それから他市の状況、それから議員のおっしゃるとおり新しい製品の開発状況等を勘案しまして、毎年、随時見直しを行っております。そういう中で、これまで市におきましては、パルスオキシメーターという血液中の酸素濃度の測定器ですとか、今年度の改正では音声式血圧計というような品目も新たに追加しております。そういうような利用者の方のニーズ等を踏まえた見直しを随時行っていくということが、必要であるというふうに認識しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 今部長、課長のお答えの中にも、適宜見直しを行っていくというようなお話ありましたんで、早急にそういった方の事情も聞いていただきながら改善を図っていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

この日常生活用具給付事業については終わりにさせていただきます。

次に、放課後等デイサービスですが、全国では17万人以上の障害児が利用されているこの放課後等デイサービス事業に、一部質の低い事業所がもうけ主義で参入してきたことを是正するため、報酬改定がこの30年度、行われましたけれども、結果、子供に寄り添ってこれまで実践を重ねてきたようなまともな事業所まで巻き添えを食って、今存続の危機にさらされているといます。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会という団体があるんですが、この調査では報酬改定で8割の事業所で年間200万から300万もの減収となり、2割が廃業の危機を訴えているとしています。

こうした事態を受け、厚労省もことしの7月26日に事務連絡で、放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組というものを都道府県などに出したと報じられています。この内容との関係、当市はどのような対応がされているのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスについてでございますが、今回の制度改正に伴いまして、障害の程度が重度であるか否かにつきまして、市が国の示した指標に基づいて児童や保護者への聞き取りを行って判定をするということになりました。しかし、国が指標を示したのが平成29年度末であり、対象者が130名余りおりますので、それらの方に短い期間で聞き取りを行うということは困難であるため、これも国の指示でございますが、4月の時点ではみなし判定ということを行い、現在の支給決定期間の終了期間、これは各児童の誕生月になっておりますけれども、そのときに改めて聞き取りを行い、新しい指標での判定を行うというような形で対応をしております。

そこへ、さらに7月26日の国通知によって、新指標に基づく判定を積極的に実施することが求められました。そこで当市におきましては、当市の児童が利用している放課後等デイサービスの全事業所に通知をいたしまして、保護者から申し出があった場合には、支給決定期間の終了期間を待たずに判定を行うこととして対応しております。

以上です。

○1番（森田真一君） この厚労省の通知、見ていますと、私も当事者でも専門家でもないからよくわからないところもあったんですけど、おおむねで言うと、例えば市が子供の障害の軽重を判定するときに、ある事柄ができたりする場合、できなかつたりする場合で、その重さをつけるわけですけども、そのときにそういう中間ぐらいの子がいるときにできないというほうに判定をして、言ってみれば得点を引き上げてあげる。そういうような是正もして対応して、全体としてはそういう子供が通う、その事業所の子供の得点を上げてあげるということは市としては工夫が、工夫ができるというか、そういう対応をしなさいって、この通知の中にはどうも書いてあるようでありますけど。

一方で、もう一つ、この30年度から改正された区分の基準の中では、そういう重い子が、その1つの事業所の中にどれぐらいの割合で通ってきてるのということが基準になっていて、その2つの——それですね、そういうような組み合わせになるんで、市だけでなかなかコントロールするところは難しいというふうなお話も、どうも見てみるとあるようなんですが、そここのところではかかわれる余地というのはあるのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の制度改正によりまして、より重度の方を半数以上、見る事業所において報酬が高く算定されるということになっております。したがって、事業所の方からも御要望をいただいて、この判定について適正にしていきたいというふうな御要望がございました。こちらのほうも、それに合わせて先ほど申し上げましたが、新しい指標での見直しということを、保護者の方から希望があった場合には早急に行うというふうな対応で、適正な判定を行うという形で事業所に対しては支援をしていくと。これが国の制度上のことですので、この判定自体をいかにげんにするということではできませんので、国が今回の通知の中でも示しているような基準をきちんと見た中で、判定を適正に行うというところで、市としては対応していくというところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 以前、この東大和でも、この放課後デイを使っている障害児のお母さんから御要望いただいて、この場でも2事業所しかなくて、市外の事業所、使わざるを得ないと。そういう仕事をお願いするの

も非常に大変というようなこともありまして、紹介させていただいたら、その後いろいろ工夫をして、4事業所体制にもってってもらったというようなことがあって、その後、障害のある子供の親御さんなんかにもそんな話をしたら、非常に喜んでいただいているという状況で承知をしております。

今現在、5事業所ということなんですが、せっかくそこまで頑張って育てて、質の問題でも、1期使っていただいて、そういう対応していただいたということがあるんですが、この制度改定によって2割は事業廃止しなきゃいけない可能性があるとか、またそれを乗り切るために職員さん減らさなきゃいけないとか、いろいろ困ってるんだという実態が、この連絡会の報告なんかにもありましたんで、ぜひ引き続き力かしていただきたいというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

この問題については、これで締めさせていただきますと思います。

次に、大項目の3、高齢者・障害者等の熱中症対策についてお伺いいたします。

まず、この夏の異常気象により、全国で熱中症が多発をしています。他の議員への御答弁でも、梅雨明けが22日早く、市内でも連日気温が35度を超え、39度に達する日もあった。熱中症による救急搬送も、私、聞き間違えてなければ31名と急増したというようなお話でありました。

暑いなというのは、これは自分で感じることで、顔を合わせるとみんな暑いね、暑いねって言うわけですから、これは動かない事実なんですが、実際、例年と比べてどれぐらい暑いんだろうかということ、ちょっと改めて記録を見てみたんです。

御存じのとおり気象庁では記録を公開して、そのデータもダウンロードできるようになってますんで、ちょっとこれ見てみましたら、私たちの東大和には観測所ありませんので、近隣でいうと青梅と練馬と府中というのが近い観測所なんですけども、ことしでいいますと6月4日から、私、調べたの9月5日なんで、9月5日まで最高気温が30度以上の日、真夏日ですね。真夏日は大体3地点で59日から、ないしは60日ありました。これが35度以上の日、猛暑日となると、府中では16日だったんですけども、青梅では29日、練馬では26日と、ここで大きく差が出るんです。府中とは、私たちの感覚でいうとそんなに大して離れてないまちのような気がするんですけども、気象上でいうとより内陸側に近いこの青梅や練馬などは、どうもあちら側よりも暑い土地柄だということがデータから実はわかるんです。これはずっと、経年ずっとそうです。

昨年までの過去10年間についても見てみたんですけども、35度以上になった日の平均日数、毎年見てみると、練馬ではことし——平均10年間です、大体この時期、大体16日間で35度以上、青梅では11日でした。こうして比較をしてみると、ことしの練馬では26日、青梅では29日というのが、いかに異常な気象条件だったのかということが改めてよくわかりました。東大和の観測記録、私は持ち合わせておりませんが、ほぼこれに近かったのではないかと推測もされます。

日本救急医学会が、ことしの夏、初めて熱中症予防に関する緊急提言を行いました。これを見ますと、30度までは小まめな水分補給や休憩をとるとというのが対策として書いてあるんですが、31度以上になると、もうその段階通り過ぎてまして、さらに35度以上の気温になると皮膚からそもそも熱が逃げていなくなるんだということが書いてありました。こういう日が一月近くずっと続いてたというのがことしのことであります。

気象庁は、ことし一番の暑さとなった7月23日に臨時記者会見開いて、今後の猛暑の見通しを予想して7月中旬の平均気温は統計開始以来の1961年以来、最も暑くなった。命の危険がある暑さ、一つの災害と認識していると警告を発しています。

そこで伺いますが、市はこの夏の猛暑について、この気象庁がいう災害という認識をお持ちなのかどうかということ伺いたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 災害かということに関しましては、専門家でないということでございまして、大変難しいところですが、他の議員の一般質問でも御答弁さしていただきましたが、この9月3日の日に気象庁のほうから6月から8月の天候を発表しておりまして、東日本の平均気温がプラス1.7度ということで、統計開始以来、最も高くなっているということで、大変な酷暑であったということは認識をしてございます。

このような状況でございまして、また今議員のほうからも少しお話がありました7月23日、こちらは最高気温が青梅のほうでは40.8度というふうな記録もございまして、これは民間の情報でございまして、当日の東大和市も39度を記録したというふうなことの情報もちょうとあります。このような酷暑の中では、熱中症を発症する危険が高まることから、正しい知識を持ち適切に対処することで予防ができます。予防対策をしていただくことが大変重要であると考えております。このため市といたしましても、引き続き適切な情報提供をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ほかならぬ専門家が災害だって言ってるから、多分これ以上、間違いないことなんだと思うんですね。問題はそこで何をするかってことなんですけども。地震だって台風だって、気をつけてください、うちにいて変なところ歩かないでくださいと、こういうふうに気をつければ気をつけようもあるのかもしれないですけど、ただ災害ってそういうもんじゃないですよ、どこでどう襲ってくるかわからないってことがありますから。この高温、異常な高温についても、まさしくそういうことなんだと思うんです。多くの方、大体そういう意味でいうと気をつけてます。

実は私、このお盆の時期は余りやることもなかったんで、ちょっとこの質問のことも考えたもんですから、知り合い、近隣ばかりですけど、大体五、六十件ぐらいの方をお尋ねして、高齢者中心でしたけども、熱中症になってないですかって実は聞いて回ったんです。大体、幸いなことに出てきてくれるから当たり前なんですけども、何とか気をつけてやってますと、昼は家から出ないで、とにかく夕方までじっとしてますと、こういうようなお話で、気をつけてやり過ごしては確かにいたんです。ところが、やっぱりそうはいつでも団地なんかでお話聞くと、もう毎日、救急車来てますと、熱中症ですというようなことで、併発していろんな病気ももちろん出るんですけど、それがことしは本当ひっきりなしにきてますということで、やっぱり生活の実態を見ると対応が必要なんだなということを改めて思うわけです。

先ほどの生活保護のところなんかともちょっとかかわってきますけども、生活保護の制度ではことしの4月から新たに受給をされる方について、高齢者、子供のいる世帯に限ってクーラーの購入費、支給するということになりました。これ一歩前進だと思ってます。ただし、対象にならない世帯では貸し付け制度で少ないぎりぎりの生活扶助から返済をするということになりますので、これが難しいと我慢をせざるを得ない。我慢の限度を超えているから今回制度を改定したわけでありまして、この耐えがたい状況に置かれてるということは、依然その対象外になった方は変わらないわけでありまして。生活保護の支給基準は国で事細かく決められていますから、縛られる面というのは多々あるんだと思いますが、この線引きそのものに合理性があるとは思えないんですよ。そういうような点から見たときに、この今回限られた人だけが救済されるというあり方自体はいかがなものなんだろうかとこのように思うんですが、そこら辺はどうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 済みません、私どもといたしましては、当然その基準に基づいて適切に事務を執行

するというのが、我々の事務を執行する立場でありますので、今回の生活保護の支給に関しましては、その改定に基づく内容で執行せざるを得ないというふうなことでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 生活保護の世界でいうと、そういうことは確かにあるわけでありまして。では、それ以外のところで何かできないかというところ、これはもう自治体の判断ということになりますので、そこでどういう対応をするかということなんです。これは同じそっくりそのまままねするかどうかは問題は別として、例として紹介しますけれども、例えばこの夏、先ほどの気象庁の発表を受けた後なんです。荒川区では7月26日の発表で、ことしの酷暑を受けて緊急に冷房機器の購入、設置費用を助成することを発表しました。就学前の子供がいる世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者手帳保持者もしくは要介護4以上の高齢者がいる世帯のいずれかで、自宅にエアコンがない世帯に対しては5万円を上限にエアコン、扇風機、冷風機、冷風扇、除湿器、サーキュレーターのうちいずれか2点までの購入費用を助成するというふうにしたんです。

荒川区は、少なくとも私が知る限りでは特段豊かで有名な区というわけではないとは思いますが、一見すると自分で買えばいいじゃないみたいなような受け取られ方もあるかもしれないけども、やっぱり必要だと、こういう低所得の方には対応は必要だ。そういう特別な、この災害なんだという、こういう立ち位置でこの制度を始められたと思います。8月31日でもう締め切ってますので、この制度はまた当面、次の夏まで少なくともお休みということになるんだと思うんですが、そういう緊急的な事態に対して状況に見合った機動的な対応をお願いしたいということ、この場では申し上げて終わりにしたいと思います。

次、伺いますが、学校体育館の冷房化についてです。

8年前の夏の猛暑がありました。私も気象庁のデータを見て、改めてああこんなに、ちょうどことしの夏と同じぐらいの感じだったわけですが、この猛暑の中で日本共産党市議団は市内の小中学校の教室を回って、36度、37度という室温の中で授業が行われて、熱中症によって子供たちに深刻な健康被害が及んでいるという状況を9月議会で明らかにいたしました。普通教室へのクーラー設置に、その後道を開き、以後、特別教室への設置も求め、今年度中には全校で設置が実現されます。市がこの求めに応じて早期に対応していただいたということで、ことしの夏の猛暑の中でも子供たちが安心して学校生活を過ごすことができます。この場をかりて、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回の体育館の冷房化についても、教育環境の改善と避難所としての環境整備の両面から、その重要性について言及をいただきました。文科省が29年4月に発表した学校体育館の空調設備設置状況調査というものがあるんですが、これ見ますと都道府県別に小中学校、高校、特別支援学校の空調化率がわかるんです。小中学校の設置で一番進んでいる東京都でも、まだ8.4%と、これからの課題であることもうかがえます。一方で、体温調節機能が弱い児童が通う特別支援学校では、その必要性から東京では56.1%、さらに鳥取では78.6%、三重では64.7%と大変進んでいる地域もあるんです。

さきの熱中症対策のところでも触れましたが、夏は体温を超える気温になると、誰でも体温調節ができなくなるおそれがあり、今後の気候の状況を考慮すると、小中学校においても体育館の空調整備の必要が高まってくるものと思われます。学校現場でも熱中症対策に十分留意をされているということとは思いますが、授業中も部活や、また部活中に体育館で熱中症によって倒れる、または最悪死亡に至るという事故は依然として後を絶ちません。スポーツ振興センターの報告書を読んでみたんですが、この中では平成2年から平成24年まで、中学校に限って言いますが、中学校の体育活動中に起こった熱中症による死亡事故が19件あって、そのうち体

育館などでバスケットボール、剣道、柔道の練習中に死亡したというケースが7件もありました。こういった熱中症の事故の事実に基づいて、今後の体育館冷房化が検討されるのかどうかということも伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 市長及び教育長の答弁でも申し上げましたが、学校の体育館は児童・生徒の良好な学習環境の整備とともに災害時には避難所となることから、冷暖房を初めとする施設の環境整備は今後大変重要になってくると考えております。一方、体育館は冷暖房を想定した仕様になっておりませんので、壁や屋根などの断熱性の向上など、今後改修が必要になるなど課題もございます。冷暖房化には大きな予算を伴いますことから、東京都市教育長会を通して、東京都への要望をさせていただきます。今後、国や東京都の補助金、また他自治体の動向に注視しつつ、冷暖房化を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**議長（押本 修君）** お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（押本 修君）** 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時45分 延会